

# 調査研究報告書

(平成 26 年度 全国知事会 自主調査研究委託事業)

## 女性の貧困問題と地方自治体のとるべき施策

神奈川県立保健福祉大学専任講師 岩永理恵

平成 27 年 3 月

## 目次

1. はじめに	1
2. 貧困という概念について	3
3. 地方自治体は女性の貧困問題にいかに向き合ってきたか	5
3-1 調査方法	5
3-2 概況	6
1 三鷹市（1979）『50歳代1人ぐらし婦人の意識と生活実態』	9
2 東京都目黒区（1982）『グラフでみる高齢女性の現状』	11
3 名古屋市市民局（1982）『障害を持つ女性の生活実態調査』	12
4 東京都立川社会教育会館（1983）『婦人教育セミナー報告書：昭和57年度』	15
5 横浜市女性協会（1996）『横浜市女性相談ニーズ調査報告書：フェミニスト・リサーチの視点から』	16
6 横浜市市民活力推進局・横浜市子ども青少年局（2009）『配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び被害実態調査（面接調査）報告書（その1）（その2）』	17
7 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）（2013）『女性の再就職関連事業・インターンシップ事業修了者追跡調査報告書』	18
まとめ	19
3-3 最近の取り組み	20
8 財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2009）『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』	20
9 財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2011）『男女共同参画センター等における生活困難を抱える若年（シングル）女性の自立支援プログラム開発事業 事業報告書』	27
10 北海道総合研究調査会（2012）『平成23年度パーソナル・サポート・サービスの評価手続きに係わる調査報告書』	34
11 せんだい男女共同参画財団編（2013）『女性の生活状況及び社会的困難をめぐる事例調査』	41

12	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2014）『ガールズ編しごと準備講座&『めぐカフェ』就労体験 修了者追跡調査報告書』『同、結果要約』	45
3-4	まとめ	50
4.	女性の貧困問題に対する国の調査研究	52
	男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会（2009）『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書』	52
	生活困難を抱える男女に関する検討会（2010）『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書—就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計—』	58
5.	「当たり前のように存在してきた」女性の貧困問題	62
	5-1 論文・雑誌記事から	62
	5-2 書籍から	74
6.	地方自治体のとるべき施策	87
7.	参考文献	92
別表	全都道府県の男女共同参画の所管課、センター	96

## 1. はじめに

本調査研究のテーマは、女性の貧困問題と、このことについてとるべき地方自治体の施策、である。このテーマに取り組むために、まずは地方自治体が女性の貧困問題にいかに向き合ってきたか、調査した結果を述べる。調査結果から明らかになるのは、率直に言って、地方自治体の女性の貧困問題に対する関心の低さである。

この事実は、貧困問題の本質に由来する。「貧困とは格差とは似て異なる言葉で、人々のある生活状態を『あってはならない』と社会が価値判断することで『発見』されるものであり、その解決を社会に迫っていくものである」（岩田 2007：9）。女性の貧困問題というテーマを取り上げることこそが、女性の貧困問題を認識する、そして解決へと向かう一歩なのである。

地方自治体により状況は異なるが、総じて、その一歩を踏み出すか否か、判断を迫られる地点に立っている。2000年代に入ってから貧困問題がクローズアップされるようになり、国は生活困窮者支援の枠組再構築を模索し始めている。地方自治体は、支援の実施主体として期待されている。

他方で、女性が抱える問題に取り組んできた人たちにとって、女性の貧困問題は、当たり前のように存在してきた。この認識と地方自治体のこれまでの取り組みとの落差は大きい。現在、女性の貧困問題に注目が集まるなかで、あらためてどのようなことが提起されているのであろうか。最近の関連文献から問題提起されている事柄を調査した結果を述べる。

調査した結果を踏まえ、6章において、地方自治体のとるべき施策を三つにまとめた。あらかじめ述べれば、次の三つである。

- I. 施策の企画・立案・実施の前提となる各種の調査において、性別データを整備すること
- II. 生活困窮者を支援する、男女共同参画センター・各種女性センター・民間団体等の活動と地方自治体が果たす役割の重要性を再認識すること
- III 「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点のもとに、貧困からの救済と貧困の予防について、短期・中期・長期で目標を設定すること

女性の貧困問題について、まずはその実態を明らかにすることから取り組む必要がある。それは、検討の前提となるデータが不備なためである。できるだけ速やかに性別データを整備すること、具体的にいえば「男性・女性・その他」の選択肢のあるデータを整備することが必要である。この意味でも、女性の貧困問題への対策は、まだスタート地点に立つか立たないかの段階である。以下の章で取り上げるこれまでの経過を踏まえれば、民間団体の活動を支援することは重要であるが、地方自治体の生活困窮者支援に対する積極的な取り組みもまた不可欠である。

解決策についてだが、残念ながら女性の貧困問題「特効薬」というようなものはない。女性といっても、人により状況は千差万別である。女性の貧困問題の解決には、貧困からの救済と貧困の予防の二面を考えて施策を講ずること、それぞれについて短期・中期・長期で目標を設定することが必要であると考えられる。

女性の貧困問題は、労働、家族のあり方といった社会構造の根源的な問題に根がある。もちろん、従来これらの問題に対して、さまざまな手立ては打たれてきた。昨今明らかになったのは、その不十分さに加えて、支援が届かずに困窮状態に陥る人の少なくないことである。これも背景にあって国が制定した生活困窮者自立支援法による相談窓口は地方自治体が設置することになっている。地方自治体には、この相談窓口を機能させてほしい。そこでは、何より問題を発見する視座を養いながら、問題解決に必要な施策を創出すること、支援を担う人を育てていくことが求められると考える。

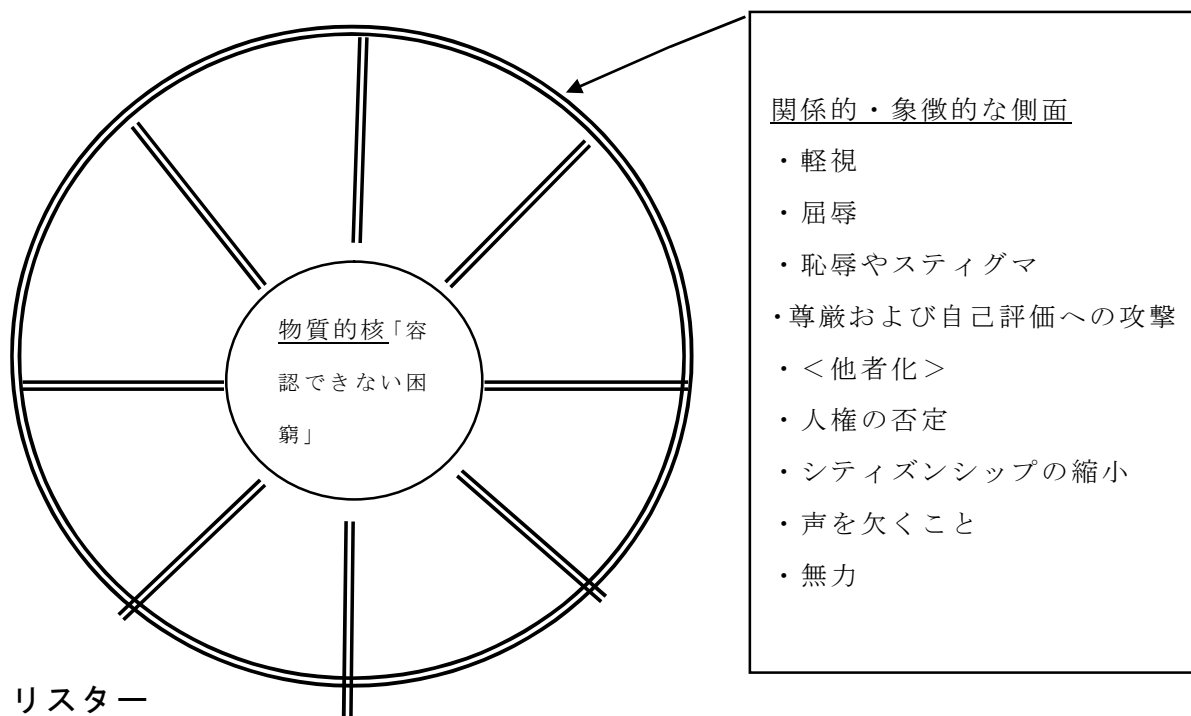
## 2. 貧困という概念について

はじめに触れたように、貧困が政治的な概念であるとはいえ、本報告書で意味する内容を説明しておく必要がある。貧困については、さまざまな定義があるが、その中心には、低所得や生活水準の低さによって測定されるような物質的な困窮がある。貧困とは、所得が少なく生活水準が低いことである。

ただし、リスター（2011）によれば、女性の貧困を理解し、これと闘うという視点から有用なのは、A・B・アトキンソンが示した「最低水準の資源への市民的権利」という考えを取り入れることである。貧困のフェミニズム的概念は「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」として記述できる。これにより、たとえば自分自身の所得はなく快適な生活水準を享受する女性、経済面で他者に依存する経済的に脆弱な女性の存在を捉えられる。

リスター（2011）は、貧困の〈物質的核〉、容認できない困窮を強調した上で、その容認できない物質的困窮のなかで暮らしている人々が経験する、貧困の関係的・象徴的な側面を問題にして、「図表1 物質的・非物質的な貧困の車輪」を示した。

図表1 物質的・非物質的な貧困の車輪



引用：リスター  
(2011：24)

図表 1 の中心部も外輪部も、それぞれを形成しているのは社会的・文化的な関係である。「中心部にある物質的な必要は社会的・文化的に定義され、関係的・象徴的な外輪部に取り次がれ、解釈される」、「そしてその外輪部自体も、社会的・文化的な領域で回転している」のであるとする（リスター2011：23）。

つまり貧困は、社会のなかでの資源分配の不平等を生み出し、固定化する構造とプロセスの社会的・経済的・政治的な構造の一機能として理解される（リスター2011：83）。敷衍すれば、社会経済的不平等と社会階級、ジェンダー、「人種」、障害といった社会的区分、ライフコースが、貧困を形づくる。

個人についてみれば、特定のジェンダー（本報告書での注目は女性）、年齢、障害の有無、家族内の位置や多人数世帯であること、ライフコース上での位置（子ども期、老年期など）にあるのかが、貧困状態に関係する。従来、貧困に陥りやすいと見られ語られてきた集団として挙げられるのは、母子世帯、障害者、高齢者などである。

### 3. 地方自治体は女性の貧困問題にいかに向き合ってきたか<sup>1</sup>

#### 3-1 調査方法

以上の貧困に関する理解を手がかりに、地方自治体が女性の貧困問題にいかに向き合ってきたか、調査した。調査対象は、すでに実施されてきた制度ではなく、その前段に位置する、政策の基礎となる調査・研究報告とした。そこに、国の政策とは別にある、地方自治体の姿勢、地方自治体ごとの独自性が現れると考えたためである。

テーマが、女性の貧困問題であるため、女性問題を扱うセクターから接近した。そのため、地方自治体といっても、施策を推進する担当部署のみでなく、関連団体も含めている。

(1) まず、過去 30 年程度遡って文献を調べるため、国立女性教育会館の文献情報ポータル Winet を用いた<sup>2</sup>。「貧困」×「地方行政資料」×「1980-2015 年」で検索したが 8 件しかヒットしないため、「地方行政資料」×「1980-2015 年」の該当件数 17,231 件すべてをチェックし、関連しそうな文献は閲覧した。

(2) 渋谷にある東京ウィメンズプラザ、神奈川県立図書館、横浜市立図書館の地方行政資料の開架、横浜市戸塚にあるフォーラム 男女共同参画センターの開架をチェックし、関連しそうな文献は閲覧した。

(3) 別表の一覧にある全都道府県の男女共同参画の所管課、センターのホームページを検索し、関連する報告書等がないか調べた。

女性問題を扱うセクターから接近したわけだが、直接貧困をテーマとした文献は少なかった。そのため「関連しそうな文献」を探すため、女性・女・母子・寡婦・ひとり親・老人・高齢者・パートタイム、非正規などのキーワードも用いて関連文献を調査した。

---

1 以下の各章では、様々な文献からの文章を引用する。文献名が見出しにある場合は、引用文献の詳細を省略し頁数のみ記載した。また、引用文の下線は、基本的に岩永が重要箇所を明示するために引いた。

2 [http://winet.nwec.jp/bunken/opac\\_search/?smode=1](http://winet.nwec.jp/bunken/opac_search/?smode=1) 2015 年 2 月アクセス



### 3-2 概況

(1) ～ (3) により、一通り、女性の貧困問題をテーマとする文献及びその関連文献を探したが、該当する文献はきわめて少なかった。もちろん皆無であったわけではなく、特に最近になって注目すべき調査報告がなされており、「図表 2 地方自治体の文献一覧」にまとめた。

このうち●印をつけた文献は、最近の特徴があつて、女性の貧困問題により接近できる内容であるため、3-3 で詳しく取り上げる。ここでは概況と、●印のついていない文献を取り上げる。これらの文献からも、女性の置かれている社会経済的状況、それに深く関わる生活困窮状況が読み取れる。

図表2 地方自治体の文献一覧

	著者	年	報告書名	HP
	1 三鷹市	1979	50歳代1人ぐらし婦人の意識と生活実態	
	2 東京都目黒区	1982	グラフでみる高齢女性の現状	
	3 名古屋市市民局	1982	障害を持つ女性の生活実態調査	
	4 東京都立川社会教育会館	1983	婦人教育セミナー報告書 昭和57年度	
	5 横浜市女性協会	1996	横浜市女性相談ニーズ調査報告書:フェミニスト・リサーチの視点から	
●	6 財団法人横浜市男女共同参画推進協会	2009	若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書	
	7 横浜市市民活力推進局 横浜市子ども青少年局	2009	配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害実態調査(面接調査)報告書(その1)(その2)	
●	8 財団法人横浜市男女共同参画推進協会	2011	男女共同参画センター等における生活困難を抱える若年(シングル)女性の自立支援プログラム開発事業 事業報告書	<a href="http://www.women.city.yokohama.jp/girls/girls_tyousa/">http://www.women.city.yokohama.jp/girls/girls_tyousa/</a>
●	9 北海道総合研究調査会	2012	平成23年度パーソナル・サポート・サービスの評価手続きに係わる調査報告書	
●	10 せんだい男女共同参画財団編	2013	女性の生活状況及び社会的困難をめぐる事例調査	<a href="http://www.sendai-ljp/chousa/">http://www.sendai-ljp/chousa/</a>
	11 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	2013	女性の再就職関連事業・インターンシップ事業修了者追跡調査報告書	
●	12 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	2014	ガールズ編しごと準備講座&『めぐカフェ』就労体験 修了者追跡調査 報告書、結果要約	

当然のことながら、(1)(2)で確認した所蔵文献は、男女共同参画に関する政策の流れに一致していた。世界的な流れとして、1975年の国際婦人年世界会議、世界行動計画の後、1976年から1985年までの「国連婦人の10年」は重要である。国内でも行動計画が策定され、各自治体にも婦人関係行政の窓口が設置された。

この間、特に国連婦人の10年中間年の1980年前後は、婦人／女性の生活実態と意識、現状をテーマにした調査が各自治体によって行われている。調査によっては、収入に関する項目がみられるが、他の調査項目との関連が調べられていないため、女性の貧困問題に関係する記述はない<sup>3</sup>。図表2の1~4のように、「高齢」「障害」といった角度から問題を把握する視点はみられる。

その後、1985年に男女雇用機会均等法が公布、1986年に施行される流れのなかで、あるいはそれ以前からも、最もよく取り上げられるテーマは、家内労働やパートなどの労働問題である。しかし、女性の収入は、あくまでも家計補助的な位置づけとされ、女性の貧困に焦点が当てられることはない。女性を含む貧困が問題になるのは、主に母子世帯のケースである。

1990年代に入って、セクシャルハラスメント、ジェンダーという言葉が使われ、ジェンダーフリーというテーマも登場する。また、女性に対する暴力、男女共同参画というテーマも取り上げられるようになる。図表2の5・7のように、女性問題に取り組んできた団体においては、女性の困窮状況への気づきがみられる。

多くの地方自治体において、男女共同参画の取り組みはみられる。ただし、このテーマでは、女性問題を把握する視点が薄くなったように見て取れ、女性の貧困問題把握に関連する記述は、見つけることができなかった。

2000年代に入ってから、3-3でみるように、状況が少し変わりつつある。これらを見ていく前に、図表2のうち、1~5・7・11の文献を紹介する。

---

<sup>3</sup> すでに触れたように、収入といっても世帯収入の議論では、女性の貧困を明らかにするとはいえない。

## 1 三鷹市（1979）『50歳代1人ぐらし婦人の意識と生活実態』

これは、三鷹市社会福祉部、三鷹市民生児童委員協議会、三鷹市社会福祉協議会が実施主体となり、1978年7月に実施した調査の報告書である。同調査は、三鷹市の単身50代女性全員を対象とし、民生委員を調査委員として実施した。単身50代女性を調査対象とした理由には、女性の貧困問題を把握しようとする視点がみられる。

すなわち、社会福祉の法体系は一応整ったが、「そのような中であって、全く未開拓の分野として、中年独身婦人の問題は、放置されている」。「未婚、生別、死別を問わず、夫がなく、同居する親族もいない『ひとり身』の50才代の婦人は、女性蔑視の社会的風潮の中で、ひとり苦斗しているが、それに対する社会的救済は悉んどないままに放置されているというのが実情である。それは、取り残された福祉の分野だと言っていい。」

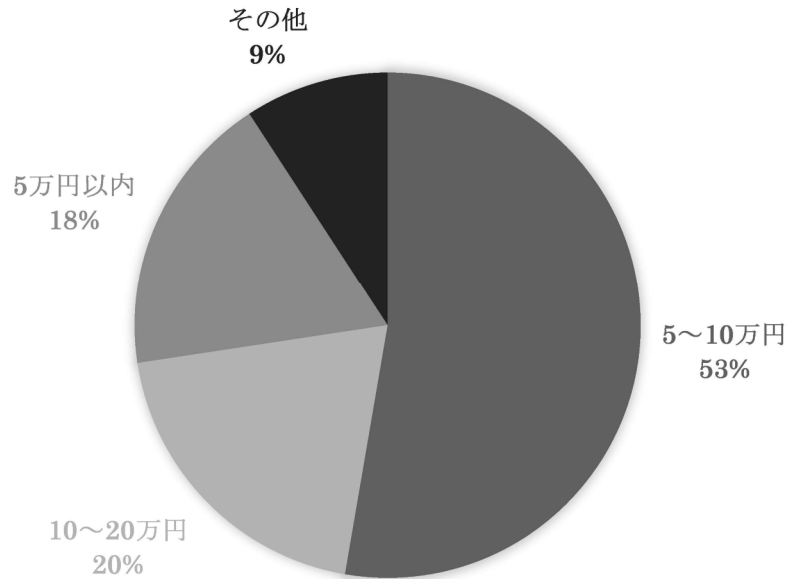
つまり、当時の社会福祉制度では捕捉できていない、『ひとり身』、現在の表現でいえば単身の、高齢期を迎える手前にある50代女性が抱える生活問題を把握し、支援につなげようというのである。

調査の対象となったのは494人で、そのうち移転、長期不在、拒否などから除外したのが92人、回答率は81.4%ときわめて高い。単身世帯である理由は、多い順に、病死（31.9%）、未婚（28.3%）、離婚（25.9%）である。疾病による死別や、未婚の多さは、戦争の影響であると考察されている。

最終学歴についてみると、高等女学校49.3%、高等小学校28.1%、小学校10.4%となっており、年齢からみて、相当高い学歴水準であるという。しかし、「学歴の如何を問わず、その職業水準は必ずしも高いものではない」。職業をみると、有業者のうち、その他（雑業）39.7%、事務員21.2%、家政婦・寮母10.6%である。

「ここで痛感することは、学歴や資格が必ずしも生かされていない」、「個人的、私的努力では求職が難しい」、「公的職業紹介、斡旋の必要」が指摘されている。その結果、月間収入は、図表3のようになっている。10万円以下が7割以上である。

図表3 月間収入



医療、年金への加入状況についても聞いている。医療保険には、77.1%が加入し、22.9%が不明、年金の回答率は66.1%である。回答率の低さは、健康・老後生活への無関心と読み解いている。現在の収入源は、給料60.4%、年金10.2%、家賃8.5%、生活保護6.0%、仕送り3.2%、その他6.2%、不明5.5%である。半数以上が、老後が不安であると答えている。

最後に、国、都、市に対する要望について、402人中31.1%が述べた結果を、老後保障——社会保障について、所得、労働、医療、福祉、住宅、その他の6つの分野でまとめている。この内容は、発言者によりばらつきがある。

以上のように、50才代という高齢期前の年代、しかも単身世帯について調査し、単身世帯となった理由の社会的要因、収入の低さ、学歴に対する職業的地位の低さ、社会保障の浸透具合、老後保障の問題を把握している。残念なことに、報告書にはまとめがなく、最後は調査協力者の答えた要望で終わっている。望まれるのは、この問題を踏まえ、社会福祉制度がどう対応するのかについての、調査主体の考察である。

## 2 東京都目黒区（1982）『グラフでみる高齢女性の現状』

これは、最初に「高齢化のスピード」を訴え、図表や挿絵を交えた 12 頁の小冊子である。高齢化社会の問題を提起し、市民への啓蒙のために作成されたと思われる。

目を引くのは、高齢女性の現状の厳しさである。まず、「寡婦の時代」として「女性の老後生活は、配偶者の有無によって左右される。物心ともに夫に依存している者が多いからである。女性の平均寿命が男性より 5 歳以上長く、結婚年齢の男女差が 3～5 年。そのため女性は男性よりも平均 8～10 年孤独の老後が待っているとされている。」とする。

具体的には高齢「女性の 4 人に 1 人は無収入」であること、「女性の無年金者は 4 割」、「月収入の平均額は男性の 3 分の 1」であると指摘する。他方で、「老後の経済生活には、仕事による収入のほか蓄財、子の扶養に依存するなど種々の方法が考えられるが、どのような場合も、老人本人の所得のもつ意味は、老人の経済的自立のみならず、精神的自立が生活行動の基盤として重要な意味をもつ。」と述べている。

本人の所得が重要であるという指摘は、最もではある。逆に言えば、高齢女性の現状としては、貧困状態にあるものが少なくないため、その状況を回避する手立てを講じるように説いているとみえる。高齢女性の現状に照らして、その道筋は平坦とはいえないであろう。

そのなかで、「活力ある老後」のために提唱するのは、①人にあてにされる場をもつこと、②仲間がいること、③趣味を持つこと、であるが、「将来設計のポイントは『健康』であるという。

高齢女性は健康に自信がない人が多く、老年になると心身の機能が衰えて健康に対する不安が大きくなること、他方で介護者の 9 割が配偶者・嫁・子どもの女性であり、彼女たちの心身の疲労は深刻である。老後は子に依存する割合が高く、高齢独居の看護担い手問題は大きいという。

それゆえ、「将来設計のポイントは『健康』であるというのであろうが、ジェンダーの視点が薄く、今日的に言えば、自己責任を強調する内容になっていると思われる。

### 3 名古屋市市民局（1982）『障害を持つ女性の生活実態調査』

これは、名古屋市市民局が研究者との協力により、女性障害者に対し、集団聞き取り調査と個人の生活史を中心としたケース調査した報告である。国際障害者年を契機に障害者への市民の理解は高まったが、女性障害者には固有の問題があると考え、調査を実施した。

「調査を通して育児、家事をふくむ生活の細部にわたる困難と、女性であるためにいっそう重い社会的自立と経済的自立の難しさが明らかになり、国や地方自治体、また教育、医療・福祉等関係機関やそこに働く人びとへの要望が数多く表明された」という。さらに「女性障害者の生活を支え、その社会参加を拡大する上で、障害者団体・サークルなどが、実に大きな働きをしていることも知ることができた」というのも大事な指摘である。

集団聞き取り調査の対象は、名古屋市内に居住する18歳以上の肢体不自由、聴力障害、視力障害を持つ女性を中心に組織された団体、グループ、サークルに属している人である。視力障害18名、聴力障害13名、視力障害6名、肢体不自由者9名からなる各グループに調査した。個別聞き取り調査は、集団聞き取り調査の対象者のなかからと、さらに障害者団体、グループに属しているか、ボランティアグループとつながりをもつ名古屋市に居住する女性の身体障害者60人である。

調査結果の概要は、個別聞き取り調査の内容が中心となっている。調査対象者の基本的属性として、障害の内訳は、聴覚障害25人、視覚障害16人（難聴との重複2）、肢体不自由19人であり、全体として1、2級の者が80%を占める。さまざまな結果が記述されているが、ここでは貧困のフェミニズム的概念、「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」に照らして、仕事、収入状況に着目する。

「図表4 職業」によると、半数近くが仕事に就いていることが分かる。就業率は、視覚障害が最も高く（50%）、次に聴覚障害（32%）、肢体不自由者（16%）となっている。「図表5 世帯主との続柄」に明らかのように、視覚障害は既婚率が低く、聴覚障害は高く主婦層が多いことも関係している。肢体不自由の無職の多さは、仕事の確保の難しさによると考察されている。

図表4 職業

職業	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	計
有	8	8	1	17
内職	4	0	4	8
パート	2	0	0	2
無	11	8	14	33
計	25	16	19	60

図表5 世帯主との続柄

職業	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	計
本人	4	5	1	10
配偶者	19	7	11	37
子	1	2	2	5
親	0	1	1	2
兄弟姉妹	1	1	3	5
その他	0	0	1	1
計	25	16	19	60

「図表 5 世帯主との続柄」によると、配偶者が世帯主である割合が高い。本人が世帯主である者のうち6名は1人暮らしで、他は母子家庭である。既婚者は44名（73%）で、そのうち39名（89%）が、障害者同士の結婚という特徴がある。

個別の聞き取り結果を用いて、職業と収入についても図が作成され、詳細に記述されているが、全体としては、「働くことに対してどのような意志と希望を持っているかに関係なく、教育課程の中や、他からの強制で職種を限定され、選択の余地なく社会への第一歩を踏み出さねばならないのはつらいことである」（24-5頁）であるという。

「『手に職を』式の職業教育がもつ問題点は男性にとってももちろん切実なものであるが、生活の主な経済的担い手としては育てられなかった女性にとってはいっそう厳しい」、「視力障害、聴覚障害者の場合伝統的



な職種——和裁、洋裁、理容、三療 以外の職に女性が就くのは極めて困難」である。「経済的にも、社会的にも自立したいと願っている人たちに『自立』への足がかりを制度的に何らかの形で保障していくことは緊急の課題」とされる。(25頁)

そのため、行政の要望についてみると、生活の現状について手話通訳、ガイドヘルパー派遣制度に関することに加え、年金制度や仕事面での要望が多い。年金制度については、「働けない場合の生活でできるだけの年金の増額と共に、特別児童扶養手当や障害福祉年金の所得制限をなくしてほしい」という要望である。(46頁)

仕事の面では、「視力障害者の場合、三療への晴眼者の進出が著しいことから、三療に対する優先権の確保と共に他の職種の開拓が望まれている」。「肢体不自由者については、他の障害と比べ無職の率が高く、そうした人達は、親あるいは兄弟の援助に依存した生活を強いられている場合が多い。こうした人達からは、生きがいのもてる仕事をもちたいという希望が切実に出されている」。(47頁)

仕事に就くことは、経済的自立だけでなく社会的自立にとって重要であるが、調査から分かるのは、仕事に就く困難が大きく、職業選択が極めて制限されていることである。障害者であることの困難と女性であることの困難が重なっている。ただし、収入という面で見ると、障害年金の重要さが見て取れる。

調査の目的には、「障害者福祉施策、とりわけ女性障害者の生活の自立と安定のための施策の計画に必要な資料を得ること」が掲げられていた。そこには、障害に対する所得保障、サービス給付に加え、女性であるための困難に対する支援制度が必要なことを明らかにする調査報告であった。

#### 4 東京都立川社会教育会館（1983）『婦人教育セミナー報告書：昭和57年度』

これは、立川社会教育会館が主催しているとみられる、婦人教育セミナーのまとめである。年間テーマは「老後にあらわれる婦人問題が、ライフサイクル各期の課題とどのように結びついているか明らかにすること」であった。年間計画は、第Ⅰ期「女の老後の現状を知る」、第Ⅱ期「そこにみられる婦人問題を明らかにする」、第Ⅲ期「それらが、ライフサイクル各期の課題とどのように結びついているか考える」であった。

まず、女の老後の現状を把握するため、専門家の講義を受け、それをもとに、①経済的な問題、②家族・家庭の問題、③精神的な問題の三つのグループに分かれ、レポートしつつ、学習を進めたという。

専門家の講義のレジュメには「貧困女子老人社会に対処するために」という項目が立てられている。高齢化社会とは、寡婦が増えるだけでなく、収入の少ない女性が増えるということでもあるという。対処については、すでに高齢になった女性に打つ手はないこと、「中・後年女子の自立対策」として老後を目標にした生活設計、「男子老人予備軍に日常生活の自立をしつける」、自立を支えるために自分より若い世代との付き合い方を考えること、と述べられている。

これを受けて、第1に挙げられたのが、経済的問題（貧困、就業困難、住宅）であった。高齢者の経済状況を述べた上で、高齢女性の場合に目を移すのだが、「高齢者の生活実態を調査したさまざまな資料からも、女性老人の姿は浮かびにくい」という問題をまず提起している。その上で、就労所得、年金ともに高齢男性に比べ層低いデータを示す。

「なぜ女性の老後が貧しいのか」、それは「老年期はあらゆる意味でそれまでの生涯の集約であり、それゆえ経済的地位もそれ以前の時期の経済状況と無縁ではない」、「ひとこと言えば現在の女子老人の貧困は、老齢期に至るまでの時期を、一貫して経済的自立からは遠い状況にあったことの反映である」とする。（10頁）

興味深いのは、セミナーを受けて企画した講座のなかで、「自分にとって老後問題の課題は何か」という問いかけに対し、経済的問題に触れた人は1人しかいなかったという公民館職員の述懐である。「<貧しさ>を自分の問題として受け止めるという感じからは遠いように思われ」、「<介護>や<家族関係>をとりあげて学んだ回には感じられない」ギャップであったという。（11頁）ここに、貧困問題を把握する視点の重要さと難しさがうかがわれる。

## 5 横浜市女性協会（1996）『横浜市女性相談ニーズ調査報告書：フェミニスト・リサーチの視点から』

これは、横浜市で女性相談に携わる3機関による女性相談の調査結果である。ここでは、171頁からの「調査のまとめ」を参照する。「相談者のプロフィール」、「相談内容」からは、女性の貧困問題への言及がみられる。

「相談者のプロフィール」については、(1) 外国籍相談者の増加、(2) 幅広い年齢層の利用者、中心は20代から40代、の次に(3) 経済基盤の不安定さ、(4) 生活困窮者の増加、が挙げられている。

(3) においては、「今回の調査には、相談者自身の収入や世帯収入に関する項目が設定されていない」ため、就労状況・雇用形態による類推ではあるが、「非就労で不安定な経済的状況にある様子が窺えた」という。

(4) では、大多数の相談者が自宅で同居人と暮らしている一方で、「ドヤ・簡易宿泊所」「路上・野宿」と答える者がいて、その数が微増していること、主な収入源について大多数が「夫またはパートナーの収入」と答えていて、相談者自身の経済的基盤が脆弱であると指摘している。

相談内容については、(1) 関係性：夫婦と自分の問題、を挙げた上で、(2) 相談者が経験している問題：多様化、を挙げている。(2) では、「多くの相談者が、生活基盤の逼迫、暴力、離婚など、時代や場所を問わず女性の社会経済的劣位の象徴となっている社会構造的な問題を経験していることがわかった」と同時に、「医療や、体や心の健康、生き方や価値観など多様な問題も現れていた」とする。

具体的には、離婚、夫の女性問題、別居など婚姻関係の破綻と暴力で、全体の約3割から4割に上る。このことは、経済的困窮と切り離せない問題で、それは、相談者の多くが安定した職業を持たず経済的に自立できない状況にあるからである。「正規雇用者であっても賃金の男女格差が是正されない現状では、今後『貧困の女性化』は一層深刻な問題となるのではないだろうか」という。

フェミニスト・リサーチという観点からの調査で、女性の問題を社会構造的に理解するという立場が明確である。女性の社会経済的劣位に加え、婚姻関係の破綻と暴力により困窮する女性の様子と、それを発見し対応する相談機関の実態が理解できる。

6 横浜市市民活力推進局・横浜市子ども青少年局（2009）『配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び被害実態調査（面接調査）報告書（その1）（その2）』

この調査は、「暴力被害の実態をより具体的に把握するため、暴力の経験、体調、子どもとの関係、相談や支援機関の利用、今の生活で困っていることなどについて、夫・パートナーからの暴力を受けた経験を有する女性から直接聞き取りを行い、夫・パートナーからの暴力根絶や被害者の自立支援のための今後の施策に役立てることを目的」としている。

調査協力者は25名と少数ではあるが、「5 横浜市女性協会（1996）」にも現れていたように、女性問題の中で暴力がクローズアップされてくるなかで、重要な調査であり、経済的自立に関連した考察のあることに注目した。

調査協力者の平均年齢は49.6歳で40代と50代が多い。夫・パートナーとの関係では、同居している人が9人、別居もしくは離別が16人である。現在の就労状況は、常勤2人を含む就業者が13人、無職が12人である。本人の現在の月収は10万円未満が12人、20万円以上は3人と、経済的に苦しい。夫の年収は横浜市平均世帯年収と同等程度か高い場合が半数であり、夫（元夫）との経済的格差が顕著である。

以上の背景があって、現在の生活の中で困っていることについては、同居中の場合「生活費を渡してもらえないこと、自身の経済力のなさ」、別居あるいは離別の場合「仕事の見通しが見つからないなどの経済的不安」を挙げている。「同居別居に関わらず、経済的不安や就労、住宅、心身の不調などは、複合して困難な状況をもたらしているので、これらの諸問題に関する有機的かつ複合的な支援が必要とされている」とする。

さらにDV被害と仕事・経済力との関係について次のように述べている。「一般には、女性側に経済力があれば暴力を振るわれたいし、暴力が起きたとしても、すぐ離婚できるのではないかと思われがちである」、そういう場合もあるが、そうとも言い切れない。「同居中には経済力に差がなくても（中略）一般に思われるほど暴力から逃れることは簡単ではなかった」。しかし、「経済力の維持と回復は、その後の生活の道筋を見つけ、行動を起こしやすくし、心理的回復を早めるといえる」としている。

暴力と女性の仕事・経済力の関係は、単純ではないが、経済的自立の重要性は読み取ることができる。

## 7 川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21）（2013）『女性の再就職 関連事業・インターンシップ事業修了者追跡調査報告書』

最後に、最近の調査であるが、川崎市男女共同参画センターが実施した「女性のための就業支援関連セミナー」の受講生に対する追跡調査の報告書を取り上げる。すでに見てきたように、女性の経済的自立問題は構造的問題であって、歴史があり根が深い。同調査は、再就職を支援する講座の受講者のその後を調査することで、支援策の有効性と今後の課題を明らかにする点で意義深い。

調査回答数は 29 で、回収率は 64.4%である。回答者の年齢は、最も多いのが 40 歳代、次に 30 歳である。8 割以上の回答者に子どもがいて、婚姻状況では「既婚（事実婚を含む）」が最も多かった。ただし、すくらむ 21 で実施するほかの講座と比べると、「離別」「死別」の割合は高かった。

回答者の再就職に対する意欲は、「絶対再就職したかった」と「できれば再就職したかった」が半数ずつで、「あまりする気はなかった」「する気はなかった」という回答はなかった。特徴的なのは、婚姻状況が「離・死別」の回答者の方が「既婚」回答者よりも「絶対再就職したい」という回答割合が多かったことである。

この再就職への意欲によって、再就職の希望の中身が異なる。収入の希望について、全体的に一番多かったのが「家計を支えるくらいの収入が欲しい」、続いて「将来に向けての貯蓄がしたい」であったが、「できれば再就職したい」と答えていた人は「家計の足しになるくらい」が最も多い。

実際の再就職活動についても、再就職への意欲による違いがみられ、「絶対再就職したい」と答えていた回答者では 75%が実際に再就職活動を行っているのに対し、「できれば再就職したい」と答えた回答者では 45.5%であったという。「やはり講座受講前にどの程度の意欲があったかが実際の活動に大きく影響を与えていた」としている。

しかし、「離・死別」の回答者の方が「既婚」回答者よりも「絶対再就職したい」という回答割合が多かったことに鑑みると、そこには経済的切迫度の違いもあるのではないかと思われる。さらには、再就職について困ったこととして子どもの預け先がないため、再就職活動すらできない、という記述が非常に多かったという指摘からは、女性たちの「意欲」だけに還元できない問題のあることが示唆される。

## まとめ

すでに見てきた文献により、女性が社会経済的に劣位な状況に置かれており、それに直接起因する経済的問題が深刻な一方で、女性の経済的自立の重要性が明らかである。しかし、経済的自立には、さまざまな障害がある。高齢、障害を持つ場合には、社会保障による所得保障も重要であるし、その特徴に配慮したサービスも必要である。女性の貧困問題のいくつかの側面を具体的に把握しており、それを支援策につなげようとする視点がみられる。

他方で、この状況認識について、立場によっては見方が異なることもうかがえた。東京都立川社会教育会館（1983）では、貧困を自分の問題として受け止めるようにみられない参加者の様子が述べられた。川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21）（2013）で指摘されていた、再就職の意欲に関する分析からは、子どもの預け先がないため、再就職活動すらできない、という記述からみて、女性たちの「意欲」だけに還元できない問題のあることが示唆された。

注意しておきたいのは、行政の取り組みというより、民間の支援団体の働きを経由して、女性のニーズがつかみ取られているようにみられるケースの多い点である。民間団体の活動による、という面は、3-3 で取り上げる調査報告書の特徴でもあり、6 章において地方自治体のとるべき施策を考える上で、重要な点であると考えられる。

### 3-3 最近の取り組み

次に、図表2のうち●印をつけた文献を取り上げる。これは、次にみていくように、2000年代に入ってからの問題把握の特徴があって、女性の貧困問題により接近できる内容となっている。

#### 8 財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2009）『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』

##### ▽報告書の構成と目的

この報告書の構成は、次のようになっており、「V 座談会」のはじめに述べられている「調査の目的と特徴」をおさえておくことが重要である。

- I 検討会の実施について
  - II 調査の概要
  - III アンケート調査結果
  - IV ヒアリング調査について
  - V 座談会「若年女性無業者の自立支援に向けて何ができるのか」
- 資料編

桜井氏・（財）横浜市男女共同参画推進協会理事は、ニートやひきこもりといった若者の不就労、派遣切りに代表される非正規雇用の貧困問題は、これまで男性の問題として扱われてきたが、「若い女性も少なからず不就労とそれに伴う貧困問題に直面」しているという。「そして女性と男性とでは異なる背景、異なる問題」があると思われるが、「なかなか社会的に認識」されない。

特に、若い女性の経済的困難、生きづらさは捉えられてこなかったという。「“家事手伝い”として統計処理されて顕在化されず」、母子家庭や高齢単身女性については少しずつ調査研究されてきたが、仕事に就いていない若い女性を対象にした調査はほとんどない。そのため、まずは若い女性の生活状況を調べようと考えたこと、さらに男女共同参画センターでは従来、若い女性を対象にした事業をほとんど実施してこなかった反省もふまえて、困難を抱えた若い女性たちに対して男女共同参画センターとしてどのような事業が可能なのかを検討しようと考えたという。

(26-27 頁)

そこで、「若者女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査検討会」を設置し、このメンバーで調査を設計、分析し、まとめに向けた座談会を開催して、その模様も報告書に収録されている。

#### ▽調査の概要（4-6 頁）

調査対象は、「15 歳以上 35 歳未満の、学校や職場に属していない女性」である。母子家庭の母親については各種調査データがすでに存在していることから対象外とし、子どもがいない、シングル女性を対象として実施されている。

調査方法は、調査対象の特徴ゆえに、少し独特である。若年層への就労支援や居場所支援等を行っている機関・団体を窓口としてアンケートを配布した。具体的には、横浜市内（一部神奈川県・東京都内）で就労支援や居場所支援を実施している機関・団体の窓口（受付等）に、返信用封筒を添付した調査票を置き、窓口を訪れた人に自由に持ち帰ってもらうという方法である。その際、アンケートの趣旨を説明したポスターを調査票の近くに掲示し、さらに窓口の担当者から該当者（と思われる女性）に調査への協力をお願いするということも行ったという。

若年層への就労支援や居場所支援等を行っている機関・団体へ合計 700 の調査票を預け、そのうち、実際に対象者（と思われる人）に配布された数は 391 であった。実配布数 391 のうち、回収数は 55 である。

ただし、回収した 55 のうち、夫や子どもがいるなどの回答者を除いて、有効回答は 46 であった。実配布数のうちの有効回答率は、11.7% になる。なお、ヒアリング調査は、アンケート回答者のうち連絡先を記入した 9 名にアプローチしたが、実施できたのは 1 件であった。

#### ▽アンケート調査結果のポイント（6-7 頁）

回答者の年齢は、多い順に、「30～34 歳」が 18 人（39.1%）、「25～29 歳」が 17 人（37.0%）、「20～24 歳」が 11 人（23.9%）であった。調査の対象者は、15 歳以上 35 歳未満の女性としたが、結果として 10 代の回答者はいなかった。「同居の家族はいない」人が 11 人（23.9%）、「同居の家族がいる」人が 35 人（76.1%）であり、「同居の家族がいる」回答者が多数である。

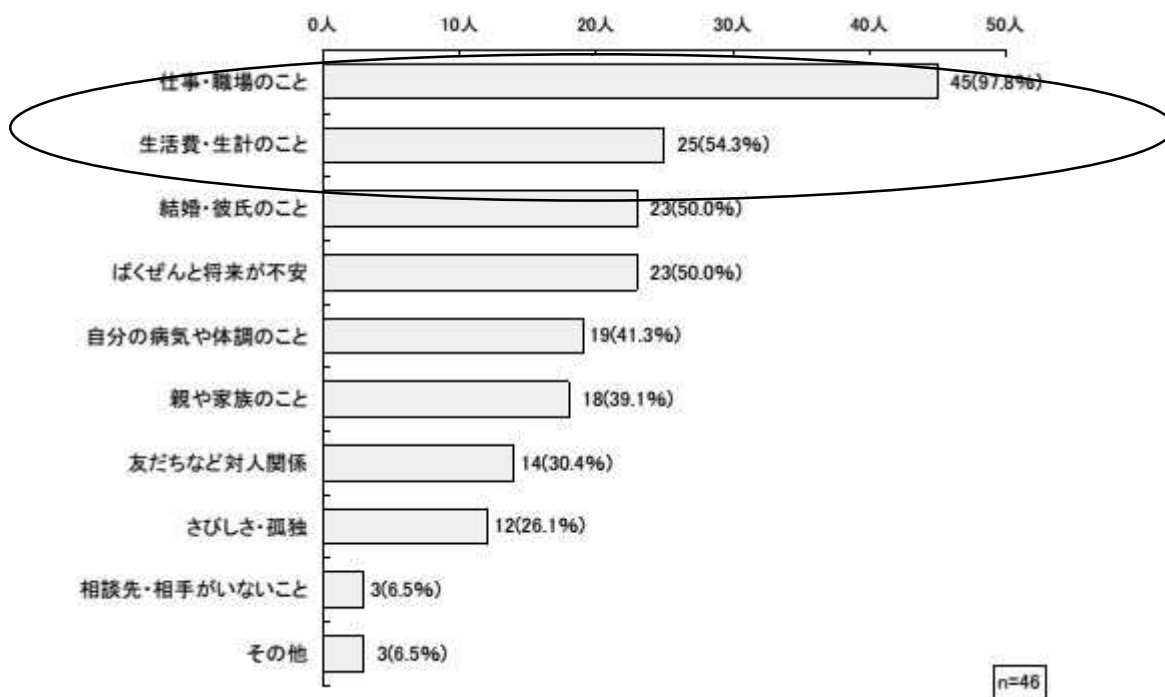
以下、注目すべき回答結果を抜粋する。

「今のあなたにとって不安なことはなんですか」という問いに対しては、46 人中 45 人（97.8%）が「仕事・職場のこと」と回答し、次いで、



「生活費・生計のこと」25人(54.3%)、「結婚・彼氏のこと」23人(50.0%)、「ばくぜんと将来が不安」23人(50.0%)となっている。(図表6)

図表6 不安なこと(複数回答)



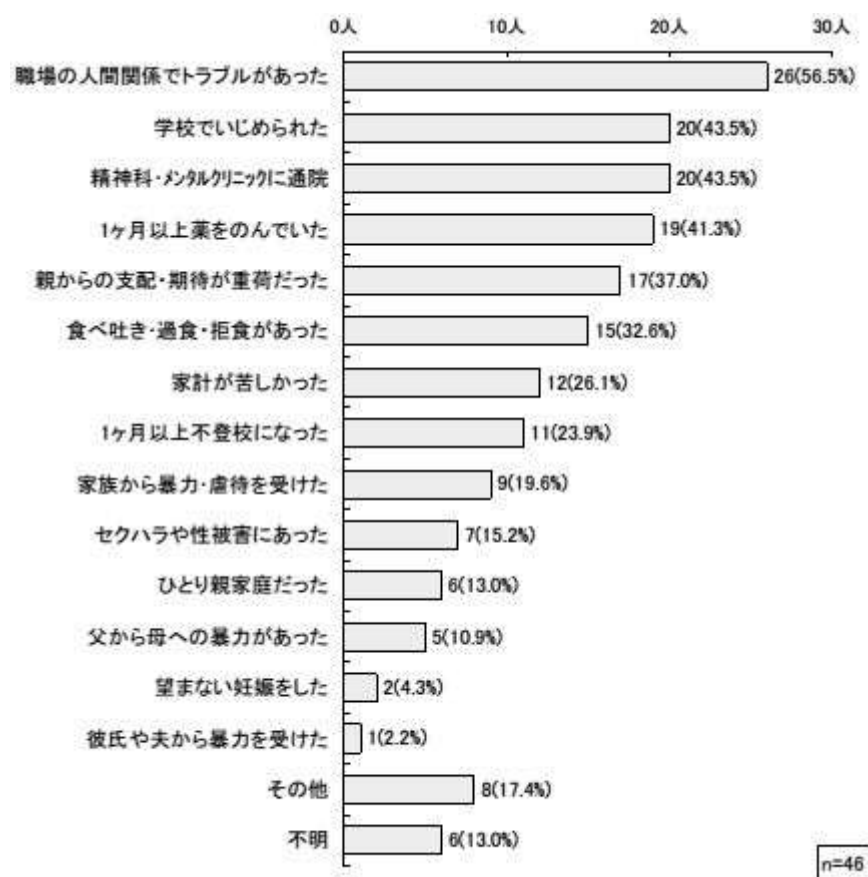
調査対象は、「15歳以上35歳未満の、学校や職場に属していない女性」であるが、46人中41人(89.1%)が「働いた経験がある」と答え、「働いたことがない」と答えた人は2人である。働いた経験のある人41人に、これまで経験した仕事の内容をたずねたところ、40人から回答があり、40人が経験した仕事は全部で120件である。1人平均3.0件の仕事を経験していることになり、安定した仕事に継続して勤務する、という姿は浮かんでこない。

働いた経験のある人41人に、現在の就労状況をたずねたところ、「現在収入のある仕事をしている」人は9人(22.0%)いた。この点、調査対象の定義と齟齬があるが、その理由について、次のように述べている。「調査に先立つ関係機関からの聞きとりや検討会での意見交換から、彼女らが現在働いているといってもその仕事は短期間の不安定雇用が多く、就労している状態と就労していない状態が断続的に繰り返されるという

ことが把握されたためである」<sup>4</sup>。

生育歴における困難な体験について「あなたはこれまで次のような体験がありますか（答えにくい質問にはむりに答えず、パスしてけっこうです）」とたずねた。その結果は、図表 7 である。この設問では、46 人の回答者が体験したことの合計は「その他」を除いても、184 にも上り、1 人平均 4 項目に○がつくなど、重層的に困難な体験をしていることがうかがわれたとしている。

図表 7 これまでに体験のあるもの（複数回答）



<sup>4</sup> 6 頁の調査概要の説明のなかでも、「なお、本報告書のタイトルは問題を明らかにする意味で『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』とした。が、実際にアンケート等の調査を行う過程では、調査票でも検討会の名称においても『無業者』という語は使用していなかった。本文との齟齬があるのはそのためであることを付け加えておきたい。」と注書きされている。この事実が重要であり、考察で触れる。

現在の家計の状況については、「やや苦しい」「苦しい」をあわせて 23 人（50.0%）である。「ゆとりがある」「まあまあゆとりがある」をあわせて 17 人（37.0%）、家計の状況について「よくわからない」という人が 6 人（13.0%）である。回答者の主観として、家計状況の厳しいことが分かる。

#### ▽座談会の議論のポイント

一つ目は、「“家事手伝い”で問題が潜在化する」ことである。「実質的にニートの状態にある女性が“家事手伝い”という形で問題が潜在化”すること、「女性も男性も若いときに非正社員として働く傾向はどんどん強まっていますけれども、男性は年齢が上がるとそこから正社員に抜かれるのに、女性はその後もずっと非正社員化が進んでいくという状況”がある（山岡氏・内閣府男女共同参画局調査課 男女共同参画分析官の発言：28-29 頁）。

山岡氏は、「女性が経済的に自立するということについての本人・家庭・社会の意識の醸成が不十分であるということや、女性に不利な雇用構造の影響がある」と思うという。さらに齋藤氏・横浜市市民活力推進局男女共同参画推進課担当係長は、「経済状況、それから雇用状況がたいへん厳しいので、女性が安定的な生活を望むと男性の高収入に頼る傾向があるのかもしれない」と述べている。

二つ目は、生活上の困難な体験の多さである（図表 7）。多くの困難を抱えて「家事手伝い」という方もいるのではないかという。さらに、女性特有の問題として、性被害、家族からの暴力、夫や彼氏からの暴力といった、暴力被害の影響が大きいのではないかという指摘もある。

三つ目は、「無業と非正規雇用を繰り返す働き方」である。「今回の調査で私が非常に驚いたのは、職歴がそれなりに書き込まれて、みなさん仕事の経歴があるということでした」と語られるが、他方で「不安定な雇用を繰り返して年齢を重ねてしまうという構造があり、問題が非常に深刻である」という（山岡氏：33 頁）。

四つ目は、調査で捉えた回答者が、若い女性全体の中で、どこに位置づく層なのか、という問題が提示されていることである。桜井氏は、「たとえば母子家庭の母親の場合は、すでに統計データも整いつつあり、ジェンダ－格差がそのまま経済格差に直結しているというとらえ方ができると思いますが、今回調査対象にした若い無業の女性の場合はどういうふうにとらえれば、社会的な課題として出していけるのか」と発言された。（35 頁）

これに対し、有吉氏・NPO 法人ユースポート横濱（よこはま若者サポートステーション）臨床心理士は、「女性のほうが非正規化する割合が高いということで、決して限られた人の問題ではないととらえています」と、労働の問題にひきつけて答えている。ただし、有吉氏は、女性の問題が小さいわけではないとしながら、「たとえばメンタルで通院していらっしゃるにしても、男性と女性のどちらが切羽詰まっているかといったら、男性の方だと思います」と発言している（42頁）

五つ目は、支援策に関連する発言である。田仲氏・マイクロソフト(株) 社会貢献部社会貢献コーディネーターは、「仲間にも出会えて、かつ自信、達成感を感じられる、スキルを身につけられるものとセットにして支援していく必要がある」（38-9頁）とする。齊藤氏は、横浜の男女共同参画センター、横浜市も様々な支援を行っており、自助グループが重要であり参加して欲しいということ、また単純な就労支援では不十分であると指摘している。（39頁）

#### ▽横浜市男女共同参画推進協会（2009）に関する考察

これは、「若い女性も少なからず不就労とそれに伴う貧困問題に直面」しているという問題意識を背景にした、先駆的かつ画期的な調査報告である。このことと表裏一体であって、若い女性の貧困問題の発見という意義と同時に、その問題把握の難しさが随所で示されていたと思う。

図表6の「今のあなたにとって不安なことはなんですか」という問いに対して、45人（97.8%）が「仕事・職場のこと」、「生活費・生計のこと」25人（54.3%）が答え、現在の家計の状況については、「やや苦しい」「苦しい」をあわせて23人（50.0%）といった状況からみて、経済的な苦しさは明らかにされていると考える。

一方で、座談会の議論では、まず「“家事手伝い”で問題が潜在化する」ことが指摘されている。女性の経済的自立という観点が社会的に確固としたものではなく、母子家庭の母親とは異なり、ジェンダ－格差がそのまま経済格差に直結していると把握できないという。「今回調査対象にした若い無業の女性の場合はどういうふうにとらえれば、社会的な課題として出していけるのか」というのである。

そうはいつても、女性の貧困問題を明らかにしているのは、タイトルに「無業者」を用いながら、現在の就労状況を質問し、短期間の不安定雇用、就労している状態と就労していない状態が断続的に繰り返される状況を明らかにしたからだと思われる。“家事手伝い”＝「無業者」ではなく、「無業と非正規雇用を繰り返す働き方」を含むことを明らかにした

のだと考える。

そこに切迫した状況は見て取れない、というのが正直な感想のようである。他方で、生活上の困難な体験の多さ、暴力の被害も少なくないことが女性特有の問題として指摘されている。支援策には、従来の女性支援、自助グループへの参加と併せて、さまざまな生活上の困難の経験に配慮した支援、就労支援が求められている。

同調査報告書の試行錯誤の過程から、女性の貧困を理解するのに、「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点が重要であることを再確認できる。

## 9 財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2011）『男女共同参画センター 一等における生活困難を抱える若年（シングル）女性の自立支援プログラ ム開発事業 事業報告書』

### ▽報告書の構成と目的（1-7頁）

同報告書は、先に取り上げた『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』を踏まえて、（財団法人）横浜市男女共同参画推進協会が、男女共同参画センターの蓄積してきた女性支援のノウハウを生かして若年者に対する自立支援プログラムを組み立て、2009年度に若年女性のための自立支援講座（以下、「ガールズ講座」）を試行実施した内容を報告したものである。

この報告書の構成は、以下である。

- I 本事業の背景と目的
- II 検討委員会の開催について
- III 若年女性のための自立支援講座のプログラムについて
- IV 検討結果
- V 検討委員会まとめ

### 資料

はじめに「なぜ女性に特化した支援が必要なのか」を四つの点から説明している。一つ目は、いまだに社会に根強く残っている「男性は安定した定職に就いて家族を養い、女性はそれに依存する」というジェンダー意識である。「ニートやフリーターの状況にある男性は、経済的な自立と親からの独立を強く求められる傾向がある」、「女性は男性にくらべて、出口がはっきりせず、自分の足で社会に出て行くことがイメージしにくいという特徴があるといえる」。

二つ目は、若い世代が就職の難しさ、失業率の高さ、非正規雇用の増加に直面している「働きづらさ」があるが、男性に比べて女性の状況はあまり問題とされていない。三つ目は、結婚、家族の変化で、未婚率の上昇、その背景にある男性の雇用不安定化、性別役割分業観の下での家族の経済的基盤が成り立たなくなっていることを挙げている。

四つ目は、以上の内容を総合したものともいえるが、現行若者支援サービスの状況と女性に特化したサービスの必要性である。「既存の若者支援プログラムは、若年女性無業者が置かれている状況、そのニーズが男性とは異なるという前提に立っておらず、ジェンダー視点があるとはい

えない」ため、女性に特化したプログラムが必要であるという。

以上の背景があって、事業の目的は、「女性のライフプランニング支援事業を実施する男女共同参画センターにおいて活用できる、生活困難を抱える若年（シングル）女性の自立を支援するモデル・プログラムを開発し、支援のあり方について検討することである」。

事業の中身は、(1)「ガールズ講座」の本格実施（パソコン講座、しごと準備講座、講座修了生が講師を務める就労研修講座）、(2) 検討委員会の設置・運営（ガールズ講座の検証と改善、多様な出口を視野に入れた講座修了後の支援のあり方についての検討、地域の支援機関の連携、ネットワークによる支援のあり方についての検討）、(3) 報告書の作成である。

#### ▽若年女性のための自立支援講座のプログラムについて

##### 【ガールズ講座】

事業として 2010 年度に行ったのは下記の太枠で囲んだ第 3 期・第 4 期の 2 コースであるが、この講座は 2009 年度に試行実施し、報告書におけるプログラムの評価は、試行実施の講座を含め、すべての参加者から

	実施日	応募者数	参加者数	構成・時間
【2009（平成 21）年度】				
第 1 期	2009（平成 21）年 5月29日～ 7月7日 (16日間)	32人	20人	前半：パソコン講座 9 日間 (13:00-16:00) 後半：しごと準備講座 7 日間 (10:30-14:30)
第 2 期	2009（平成 21）年 10月23日～ 12月3日 (16日間)	60人	24人 (前半のみ、 後半のみの 参加あり)	前半：パソコン講座 9 日間 (13:00-16:00) 後半：しごと準備講座 7 日間 (11:00-15:00)
【2010（平成 22）年度】				
第 3 期	2010（平成 22）年 5月28日～ 6月28日 (16日間)	25人	22人	第 2 期と同様
第 4 期	2010（平成 22）年 10月26日～ 11月15日 (11日間)	22人	20人	前半と後半の区別をなくし、11 日間に変更。 ★パソコン講座 10 コマ 13:30-15:30 ★しごと準備講座 12 コマ 11:00-12:30 +最終日午後

のフィードバックを受けて分析している。プログラムの構成は左図にあるように、パソコン講座としごと準備講座から成る。その他、プログラムの詳細は、報告書を参照されたい。

### 【就労研修講座】

「ガールズ講座」修了生のうち就労体験希望者を対象として研修を実施、研修を修了した者を一定期間スタッフとして雇用する「就労体験カフェ(めぐカフェ)」を男女共同参画センター横浜南(フォーラム南太田)で運営している。就労研修講座は、すでにカフェスタッフとして就労しているメンバーが代わる代わる講師役になり、希望して研修を受ける後輩に自分が身につけた技術や体験を伝えるという目的で行っているという。

### 【受講者のプロフィール】

受講者数は、合計 86 人である。年齢は、20 代前半が 37% (32 人) と最も多く、20 代後半 27% (23 人)、30 代前半 21% (18 人)、35 歳以上 12% (10 人)、10 代 3% (3 人) である。学歴は、大卒と短大卒を合計すると 47%を占めており、よこはま若者サポートステーション登録者との比較では、やや学歴が高いという。

非正規での就労経験のみの者が 59% (51 人) と多い。正規での就労経験がある者は 26% (22 人) と約 3 割、就労経験がない者は 15% (13 人) となっている。同居状況は、両親と同居している者が 64% (55 人) と最も多く、ひとり親家庭の者は 16% (14 人)、一人暮らしをしている者は 9% (8 人)、恋人と暮らしている者は 3% (3 人) である。

心身の健康状態については、不調の訴えの記述が合計 30 件、講座のなかでは、通院、服薬経験が多数語られており、申込書から読み取れる以上に、心身の調子が悪い受講者が多いとされている。心身の不調以外での困難な経験については 40 件の記述があり、最も多かったのは、「コミュニケーション、対人関係が苦手」という内容で 20 件、次いで「自信が持てない」ことにかかわる記述が 10 件、「経済的困窮、不安」にかかわる記述が 5 件などであった。

以上を受けて、受講者の類型を、正規就労の経験の有無により、2 つのグループに分類している。

### ▽検討結果のポイント

以上を踏まえて、対象者の特徴を次のように規定し、これを踏まえて、女性限定のプログラムを実施する必要性があるとする (31-2 頁)。



学校、職場、家庭等で生活上のさまざまな困難を経験してきており、心身の健康状態が十分でなく、人間関係を苦手としている人が多いという特徴がある。主体的に生き方を自己選択していくためには、職業に直結するスキル習得以前に、安心感や自己肯定感の回復・獲得、社会生活上の基本的スキルを身につけること、人とのかかわり方の練習をすることなどを必要としている。これらの事柄は、地域若者サポートステーションの対象者の特徴と重なり合う。

しかし、女性の場合、当事者自身も家族など周囲も、独立して自立して社会で生きていくイメージを明確に描きにくい。若い女性が無業のまま生家にとどまっても、「家事手伝い」としてみなされ、問題が可視化されないという特徴がある。

また、女性は、ケア役割、いわゆる「母性的」役割をとるか、性的アピールを武器にするか以外に、社会で他者と関わって生きていくあり方が描きにくい。そのどちらにも当てはまらないと感じる女性、ステレオタイプに違和感を持つ女性は、社会に安心して居られる場所、自分の力を発揮できる場所を得にくい。

さらに、受講生について、正規雇用での就労経験の有無により2つのタイプに分けている。

①タイプ1：就労経験がない、あるいは非正規の就労経験のみ

学校生活において、あるいは学校を離れて社会に出る段階でなんらかの「つまずき」があったのではないかと推測され、以後、不安定な状況にある。非正規就労の内容としては、数ヶ月から数年の期間の、アルバイト、派遣を複数経験している。20代以下の人、高等教育機関を卒業していない人に多くみられる。

②タイプ2：正規就労の経験がある

過酷な労働条件、激務で消耗、パワーハラスメント、会社都合、うつ病などなんらかの原因により、正規就労から無職あるいは非正規就労へ移行している。本プログラムの申込書には参加動機として「働く→ひきこもるのループから抜け出せない」といった記述もあり、厳しい状況から抜け出すことが困難なことがうかがえる。30代の人、高等教育機関を卒業している人に多くみられる。

上記の2つのタイプからは、働く女性の二極化する状況がうかがえるが、何らかの挫折を経験してきているという点は、両方のタイプに共通しているという。

この後詳しく書かれている、プログラムそのものの内容について、報告書を参照されたい。ここでは、講座修了後の追跡調査結果のうち「講座から現在までの変化について」を紹介しておきたい。(図表8)

図表8 あてはまる変化

項目/回答	Yes	No
【1位】(同数が2項目) □講座修了後の情報提供やつながりが継続して役に立った □就労意欲が増した	31 31	7 7
【2位】 □色々な経験をもつ人、状況にある人と接して、ものの見方や考え方が変わった	29	9
【3位】(同数が4項目) □心の支えになる仲間ができた □スキルが身につき、自信がついた □色々な相談場所を知ってよかった、相談した □今後の自分のイメージがわき、一歩踏み出せた	28 28 28 28	10 10 10 10
【4位】 □朝起きられるなど、体調がよくなった	25	13
【5位】 □対人関係が以前よりラクになった	24	14
【6位】 □仕事に就けた	17	21

注目したのは、「仕事に就けた」という項目への回答で、他の設問とは明らかに異なる結果である。ただし、「No」と答えた人のうち10人は現在就労しており、講座受講前にもときどき行っていたアルバイトを継続しているなど、現在の仕事が講座に通った成果とは思っていないということかもしれないという。あるいはアルバイトや派遣で働いている状態を「仕事に就けた」とは認識しておらず、正社員でなければ「仕事に

就けた」ことにならない、と考へて「No」を選択しているという可能性もある、としている。(48-9頁)

今後の希望について、現在働いていない人は「アルバイトをできるようになりたい」、少しでも働いている人は「週5日フルタイムで働き、収入を上げたい」と回答している。ただ「現実には体調不良でフルタイム就労は難しいことや、雇用の受け皿が少ない現実を認識しており」、「『働くこと＝週5日働くこと』という社会常識がプレッシャーになっていることがうかがえる」という。(54頁)

#### ▽検討委員会での結論——プログラムの課題と成果(69-73頁)

まず、「ライフプランニングの視点から本プログラムの意味を考えると、否定的な経験による傷つきから回復のきっかけをつかめずにいた人にきっかけを提供し、一歩踏み出す後押しをしたといえる。」とした。ただし、これは自立に向けて一歩を踏み出す入り口で、「働いて食べていける状態」ではない、という。

「自立とは収入を得ることだけなのか」という視点も提示しているが、「社会で自立して生きていくためには、働いて収入を得られるようになる意味は大きい」し、「実際、働きたい、働かねばと思っている受講者が多いのも事実」という。

#### ▽横浜市男女共同参画推進協会(2011)に関する考察

同書は、先に手がけられた2009年の報告書とは異なり、支援プログラムの作成と実施が目的であるため、受講者の実態把握、経済的困難の指摘が減っている。あるいは、はじめに四つの点から説明された「なぜ女性に特化した支援が必要なのか」という問題意識に基づいて、(経済的)自立を支援するという立場を明確にしたとも取れる。

(経済的)自立、としたのは、このプログラムが、女性が主体的に生き方を自己選択していくためとして、「職業に直結するスキル習得以前に、安心感や自己肯定感の回復・獲得、社会生活上の基本的スキルを身につけること、人とのかかわり方の練習をすること」に重点を置いているためである。

他方で、女性にとっても、あるいは少なくともプログラム受講生にとっては、就労への意欲は大きく、プレッシャーのあることが見て取れる。しかも正社員、正規雇用への意欲のある者も少なくないようである。受講生について正規雇用での就労経験の有無で2つのタイプに分けられている。

正規雇用の経験がある場合、過酷な労働条件、激務で消耗、パワーハラスメント、会社都合、うつ病などなんらかの原因により、無職あるいは非正規就労へ移行していることを踏まえると、労働環境の劣悪さという問題、いわば経済的自立の前提条件の改善が必要であることが示唆される。

## 10 北海道総合研究調査会(2012)『平成23年度パーソナル・サポート・サービスの評価手続きに係わる調査報告書』

### ▽報告書の構成と目的

この報告書は、次のような構成になっている。

- 1 調査の概要
- 2 モデル・プロジェクトの事業主体
- 3 収集データの概要
- 4 対象者の属性
- 5 PS事業の支援の定量的分析
- 6 支援モジュールに関する分析
- 7 事務局機能に関する分析
- 8 平成22年度調査における追跡調査
- 9 「5つの理念」に基づくプロセス評価について
- 10 パーソナル・サポート・サービスの今後に向けた検討課題  
(参考資料)

パーソナル・サポート・サービスとは「生活上様々な困難に直面している人に対し、個別的・継続的・包括的に支援を行うもの」(1頁)である。2010年度より全国5地域でモデル・プロジェクトが実施、2011年度に14地域が追加、2012年度には8地域が追加されるという。この調査は、2011年度までに実施された19地域における支援の成果報告書であり、パーソナル・サポート・サービス(以下、PS)の必要性や効果を整理し社会的認知を広げるために企画されている。

したがって、本報告書のテーマの本筋は、本研究のテーマと直接関連するものではない。注目するのは、「生活上様々な困難に直面している人」という支援対象者の状況である。男女別のデータが少ないが、就労状況について、男女の状況の異同を検討できる。

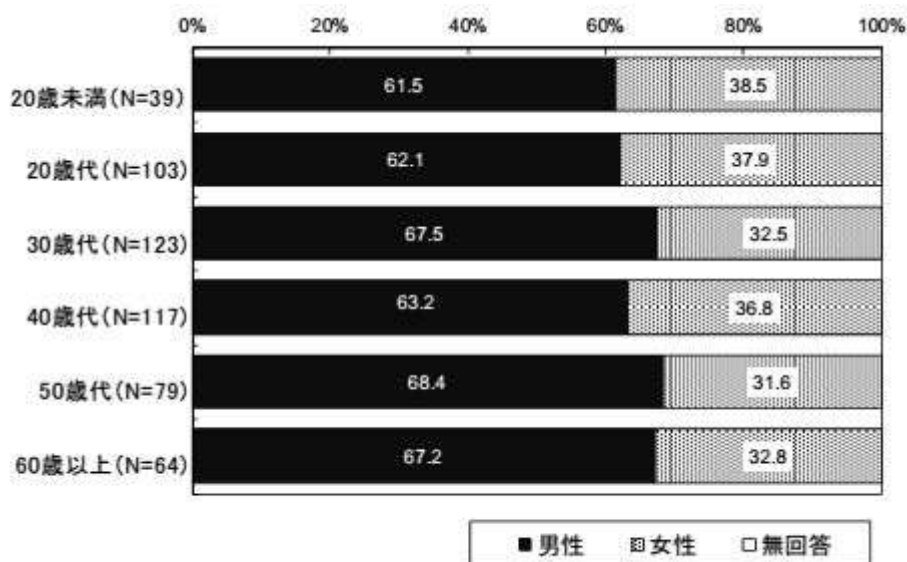
### ▽対象者の属性

ここで把握された対象者は、1地域あたり概ね30件程度の情報を収集した、計528件である。

調査対象の年代は、「30歳代」が123人(23.3%)、「40歳代」が117人(22.2%)、「20歳代」が103人(19.5%)の順に割合が高い。調査対象の性別は、「男性」が342人(64.8%)、「女性」が185人(35.0%)と、

女性よりも男性の割合が高い。しかし、図表 9 から明らかなように、どの年代においても 3 割程度は、女性の支援対象者がいる、ともいえる。

図表 9 年代別の性別の割合 (N=525)



※年齢無回答 (N=3) を除く

同居の有無については、「同居者有り」が 343 人 (65.0%)、「単身」が 172 人 (32.6%) となっている。年代別にみると、50 歳代までは「同居者有り」の割合が高くなっているが、60 歳以上では、「単身」の割合が 65.6% と半数を超えている。(11 頁)

結婚の有無については、「未婚」が 320 人 (60.6%) と最も高く、次いで「離別・死別」が 106 人 (20.1%) となっている。年代別にみると、30 歳代までは 7 割以上が「未婚」であり、40 歳代・50 歳代では約 25% が「離別・死別」となっている。なお、60 歳以上では「離別・死別」が 46.9% と最も高くなっている。(12 頁)

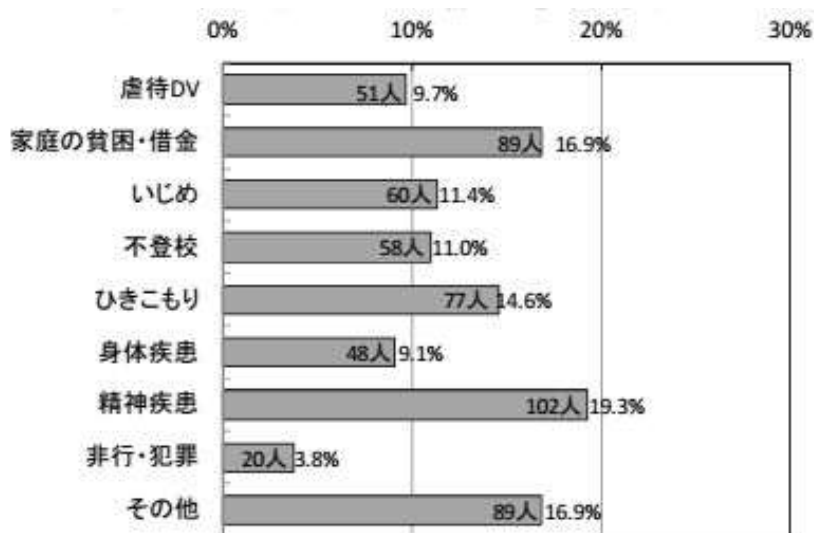
疾病の有無は、「有」が 181 人 (34.3%)、「既往」55 人 (10.4%)、「無」が 219 人 (41.5%)、となっている。年代別にみると年代が高くなるほど「有」の割合が高くなっており、60 歳代以上では 45.3% と約半数になっている。(14 頁)

障害のある方は 148 人 (28.0%) で、障害のない方は 284 人 (53.8%) であった。年代別にみると、30 歳代では、障害のある方が 43.1% となっており、最も高い割合となっている。(15 頁)

生育歴における課題についてみると、図表 10 のように、全体では、「精

神疾患」を抱えている人の割合が最も高く、次いで「家庭の貧困・借金」の割合が高くなっている。(16 頁)

図表 10 生育歴における課題（複数回答、N=528）



就労の有無について、現在就労している方は 115 人 (21.8%)、就労していない方は 368 人 (69.7%) となっている。年代別にみると、20 歳未満では現在就労している方が 28.2% となっているが、20 歳代と 60 歳代はそれぞれ 16.5%、17.2% と低い割合となっている。(18 頁)

図表 11 には、現在就労している方について、性別・年代別の就労の形態が示されている。全体的に「アルバイト・パート」の割合が多いため、男女の差は明確ではないが、20 歳未満と 60 歳代を除いて、女性の方が「アルバイト・パート」の割合が高い。とはいえ、ケース数が少なく、20 歳未満の女性は 1 ケースが「無回答」であり、60 歳代は、「その他」が 2 ケースのため、この数値である。(20 頁)

図表 11 性別・年代別の就労の形態 (N=115)

		上段:件数 下段:%						
		合計	正社員	派遣社員	契約社員	アルバイト・パート	その他	無回答
		115 100.0	17 14.8	6 5.2	10 8.7	51 44.3	20 17.4	11 9.6
20歳未満	男性	7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0
	女性	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0
	計	11 100.0	1 9.1	0 0.0	0 0.0	9 81.8	0 0.0	1 9.1
20歳代	男性	8 100.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5	4 50.0	1 12.5	0 0.0
	女性	9 100.0	2 22.2	1 11.1	1 11.1	5 55.6	0 0.0	0 0.0
	計	17 100.0	4 23.5	1 5.9	2 11.8	9 52.9	1 5.9	0 0.0
30歳代	男性	21 100.0	2 9.5	2 9.5	1 4.8	9 42.9	3 14.3	4 19.0
	女性	7 100.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	3 42.9	1 14.3	1 14.3
	計	28 100.0	4 14.3	2 7.1	1 3.6	12 42.9	4 14.3	5 17.9
40歳代	男性	16 100.0	3 18.8	1 6.3	1 6.3	4 25.0	4 25.0	3 18.8
	女性	11 100.0	2 18.2	0 0.0	1 9.1	5 45.5	2 18.2	1 9.1
	計	27 100.0	5 18.5	1 3.7	2 7.4	9 33.3	6 22.2	4 14.8
50歳代	男性	11 100.0	0 0.0	1 9.1	3 27.3	3 27.3	4 36.4	0 0.0
	女性	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	4 50.0	1 12.5	0 0.0
	計	19 100.0	1 5.3	2 10.5	4 21.1	7 36.8	5 26.3	0 0.0
60歳代	男性	8 100.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	4 50.0	1 12.5	1 12.5
	女性	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0
	計	11 100.0	1 9.1	0 0.0	1 9.1	5 45.5	3 27.3	1 9.1

※合計は、年齢無回答を含む

現在就労していない人の直近の就労形態については、男女の差が明確に見て取れる。40～60歳以上の男性においては、「正社員」の割合が高



い一方、20～30 歳代の「アルバイト・パート」の男女、そして、40～60 歳代の女性の「アルバイト・パート」が高い割合を示している。(図表 12) (23 頁)

図表 12 年代別・性別の直近の就労形態 (N=368)

		上段:件数 下段:%							
		合計	正社員	派遣社員	契約社員	アルバイト・パート	その他	就労経験無	無回答
		368	74	21	27	97	19	19	110
		99.7	20.1	5.7	7.3	26.4	5.2	5.2	29.9
20歳未満	男性	15	2	1	0	3	0	4	5
		100.0	13.3	6.7	0.0	20.0	0.0	26.7	33.3
	女性	8	1	0	1	4	0	0	2
		100.0	12.5	0.0	12.5	50.0	0.0	0.0	25.0
計		23	3	1	1	7	0	4	7
		100.0	13.0	4.3	4.3	30.4	0.0	17.4	30.4
20歳代	男性	47	4	3	2	13	1	8	16
		100.0	8.5	6.4	4.3	27.7	2.1	17.0	34.0
	女性	29	2	1	0	14	0	5	7
		100.0	6.9	3.4	0.0	48.3	0.0	17.2	24.1
計		76	6	4	2	27	1	13	23
		100.0	7.9	5.3	2.6	35.5	1.3	17.1	30.3
30歳代	男性	56	15	5	1	16	3	1	15
		100.0	26.8	8.9	1.8	28.6	5.4	1.8	26.8
	女性	29	4	0	3	13	0	1	8
		100.0	13.8	0.0	10.3	44.8	0.0	3.4	27.6
計		85	19	5	4	29	3	2	23
		100.0	22.4	5.9	4.7	34.1	3.5	2.4	27.1
40歳代	男性	54	14	6	11	8	4	0	11
		100.0	25.9	11.1	20.4	14.8	7.4	0.0	20.4
	女性	26	4	2	1	10	2	0	7
		100.0	15.4	7.7	3.8	38.5	7.7	0.0	26.9
計		80	18	8	12	18	6	0	18
		100.0	22.5	10.0	15.0	22.5	7.5	0.0	22.5
50歳代	男性	40	17	2	2	5	1	0	13
		100.0	42.5	5.0	5.0	12.5	2.5	0.0	32.5
	女性	16	3	0	2	6	1	0	4
		100.0	18.8	0.0	12.5	37.5	6.3	0.0	25.0
計		56	20	2	4	11	2	0	17
		100.0	35.7	3.6	7.1	19.6	3.6	0.0	30.4
60歳代	男性	32	8	1	4	1	3	0	15
		100.0	25.0	3.1	12.5	3.1	9.4	0.0	46.9
	女性	16	0	0	0	4	4	1	7
		100.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	6.3	43.8
計		48	8	1	4	5	7	1	22
		100.0	16.7	2.1	8.3	10.4	14.6	2.1	45.8

※合計は、年齢無回答を含む

さらに、最初に就いた就労形態でも同様であり、30～50 歳代以上の男性では「正社員」が高い割合を示しているが、一方で、20 歳代の男女、

30歳代、60歳代以上の女性では「アルバイト・パート」に関する高い割合を示している。(図表 13) (25 頁)

図表 13 最初に就いた就労形態 (20 歳未満と年代無回答を除く)

		上段:件数 下段:%						
		合計	正社員	派遣社員	契約社員	アルバイト・パート	その他	無回答
		528 100.0	182 34.5	11 2.1	12 2.3	106 20.1	29 5.5	188 35.6
20歳代	男性	64 100.0	6 9.4	2 3.1	4 6.3	21 32.8	2 3.1	29 45.3
	女性	39 100.0	7 17.9	2 5.1	0 0.0	17 43.6	1 2.6	12 30.8
	計	103 100.0	13 12.6	4 3.9	4 3.9	38 36.9	3 2.9	41 39.8
30歳代	男性	83 100.0	27 32.5	2 2.4	3 3.6	16 19.3	5 6.0	30 36.1
	女性	40 100.0	11 27.5	0 0.0	2 5.0	14 35.0	1 2.5	12 30.0
	計	123 100.0	38 30.9	2 1.6	5 4.1	30 24.4	6 4.9	42 34.1
40歳代	男性	74 100.0	39 52.7	2 2.7	2 2.7	4 5.4	6 8.1	21 28.4
	女性	43 100.0	14 32.6	0 0.0	1 2.3	6 14.0	2 4.7	20 46.5
	計	117 100.0	53 45.3	2 1.7	3 2.6	10 8.5	8 6.8	41 35.0
50歳代	男性	54 100.0	36 66.7	1 1.9	0 0.0	2 3.7	3 5.6	12 22.2
	女性	25 100.0	15 60.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	1 4.0	8 32.0
	計	79 100.0	51 64.6	1 1.3	0 0.0	3 3.8	4 5.1	20 25.3
60歳代	男性	43 100.0	21 48.8	1 2.3	0 0.0	4 9.3	6 14.0	11 25.6
	女性	21 100.0	1 4.8	0 0.0	0 0.0	5 23.8	1 4.8	14 66.7
	計	64 100.0	22 34.4	1 1.6	0 0.0	9 14.1	7 10.9	25 39.1

※合計は、20 歳未満と年齢無回答を含む

現在抱えている問題領域について、男女別にみると、女性は「家族・地域との関係」が 45.9%と男性と比べて高くなっている。(図表 14) (29 頁)

図表 14 男女別の問題領域

	全体	仕事	生活	健康	メンタル ヘルス	家族地域 との関係	教育	法律・経 済的	その他	複数回答	
										上段：件数	下段：割合
全体	528	443 83.9%	213 40.3%	129 24.4%	202 38.3%	163 30.9%	76 14.4%	95 18.0%	119 22.5%		
男性	342	292 85.4%	145 42.4%	90 26.3%	124 36.3%	78 22.8%	51 14.9%	61 17.8%	84 24.6%		
女性	185	150 81.1%	68 36.8%	39 21.1%	78 42.2%	85 45.9%	25 13.5%	33 17.8%	35 18.9%		
無回答	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%		

### ▽北海道総合研究調査会（2012）に関する考察

2011年度までに実施された19地域におけるPSの「生活上様々な困難に直面している人」という支援対象者に関する調査結果をみてきた。調査対象者は、全支援対象者から任意で選ばれた人たちであり、いくらかバイアスがあるかもしれない。

どの年代においても3割程度は、女性の支援対象者がいることを確認できた。同居の割合は、横浜市男女共同参画推進協会（2009）に比べるとやや低く、男性の割合が多いからかもしれない。生育歴における課題で「精神疾患」を抱えている人の割合に次いで「家庭の貧困・借金」の割合が高く、貧困問題を確認ができる。

性別でのデータを確認できたのは、就労状況についてである。現在就労している方について、全体的に「アルバイト・パート」の割合が多いため、男女の差は明確ではなかった。

現在就労していない人の直近の就労形態については、20～30歳代の「アルバイト・パート」の男女、そして、40～60歳代の女性の「アルバイト・パート」の割合が高く、男女と年代の差が明確であった。最初に就いた就労形態でも、20歳代の男女、30歳代、60歳代以上の女性では「アルバイト・パート」の割合が高く、男女と年代の差が明確であった。若い年代の男性が置かれている状況と、女性の状況が似ているといえることができる。

現在抱えている問題領域についてみると、女性は「家族・地域との関係」の割合の高さが特徴的であった。この点は、すでに紹介してきた文献で指摘されていた内容と一致している。このようにみていくと、そもそも、性別でのデータを収集するかどうか、という点に、調査設計、分析の視点の違い、発見する事実の違いが生じると分かる。

## 11 せんだい男女共同参画財団編（2013）『女性の生活状況及び社会的困難をめぐる事例調査』

### ▽報告書の構成と目的

この報告書の構成は、次のようになっており、「1 調査の概要」で調査の目的が述べられている。

はじめに

- 1 調査の概要
- 2 事例調査結果
- 3 「国民生活基礎調査」分析結果
- 4 まとめ及び提言
- 5 資料

「2000年代以降、それまで『家族福祉』や『企業福祉』によって隠されていた『問題』が顕在化し始めている」が、適切な社会保障制度改革は立ち遅れている。「何らかの事情でひとたび標準化されたライフコースから外れた女性は大きなリスクを抱え、セーフティネットの対象外となり生活困難に陥っている」という。

女性は、「家族福祉」のなかにあって、「親との同居や『家事手伝い』という立場、結婚して夫の被扶養者（＝主婦）となることで一定の生活が可能」であり、その状況は問題にされてこなかった。一方、女性は、「企業福祉」の対象ではなく、非正規・不安定の雇用状態で経済的に自立できなくても問題にされてこなかった。

「所得や生活水準の低さといった数値に反映される側面だけでなく、社会参加や社会的つながりの制限なども含めて『隠れた困難』の実態、これまで可視化されず、問題にされにくかった若年女性のケースを明らかにすることを目的に、事例調査を実施した」。さらに、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2007年）のデータを使用し、全国及び東北地方の相対的貧困率を分析も行っている。（1頁）

### ▽事例調査の概要（2-4頁）

調査対象は、「A 非正規雇用で働く20～30代の未婚女性」、「B 単身世帯で暮らす高齢女性」、「C ひとり親として子育てをしている女性」、「D 配偶者やパートナーから暴力を受けた経験のある女性」、である。「従来『貧困』という観点からは捉えられてこなかった女性の困難に焦点」をあて

るため、上記4つのカテゴリーを設定した。

この対象に限定した理由は、先に引用したように、「夫婦と子ども2人という家族形態などのいわゆる『標準モデル』が急激に解体」する一方で、従来このモデルを前提にしてきた「セーフティーネットの不完全性の問題が、同時に複合的に現れる可能性」という問題認識にある。4つのカテゴリーごとに自立の妨げになっていることを検証し、困難な状況の回避・脱出のための有効な支援を考える出発点とするとしている。

事例調査は、依頼した支援機関を通じて承諾が得られた女性計16名で、その内訳は、A5名、B2名、C3名、D6名、である。

#### ▽事例調査結果のポイント（5-52頁）

「A 非正規雇用で働く20～30代の未婚女性」の現状と課題として、5点挙げられている。①「現状を変えたい」願望があるが、多くの課題がそれを困難にしている、②経済的自立に関する規範・期待が低い、③「一人前」「安定した立場」として結婚に大きな比重が置かれる、④就労支援機関が効果的に活用されていない、⑤「結婚」を考えると将来設計が展望しにくい。

5事例の共通点は、非正規雇用である。そのため、経済的困難があるとされているが、1人暮らしをしている2事例と、家族と同居している3事例では実態としての差は大きい。後者は、同報告書の表現に依拠すれば、「家族福祉」に守られていて経済的困難は見えにくい。「結婚」という新たな・別の「家族福祉」が正規就職と同列視される。他方で結婚を視野に入れた途端に将来設計を描きにくくなる事例があったことを指摘している。

まさに、女性の「経済的自立に関する規範・期待が低い」のであり、それと表裏一体の関係にあって、経済的自立の資源、経路は不確かである。

「B 単身世帯で暮らす高齢女性」の現状と課題は、3点挙げられている。①金銭・財産に関する決定権が本人にない場合がある、②社会保障制度に関する情報アクセスが不十分、③健康状態の悪化が生活の幅を左右しがちである。事例には、高齢期の問題が現れているが、女性の問題として特徴的なのは①であり、財産管理や公的制度の利用にかかわる決定権が剥奪されてきた状況がうかがえる。

「C ひとり親として子育てをしている女性」の現状と課題は、6点挙げられている。①経済的な不安が避けられない、②実家による支援の比重が大きい、③同居家族がもつセーフティーネットとしての機能、④実

家による支援のリスク、⑤家族以外の人からの支援も重要な社会的資源である、⑥就業経験は大きな支えになる。

この特徴は、A のカテゴリーと重なる部分が多い。すなわち、正規雇用で育児休業中の1事例を除き、経済的に不安定であること、実家という「家族福祉」に支えられている部分が多い、という点である。もちろん、子育てのサポートを必要とし、子どもに対する児童扶養手当といった社会保障給付があるという制度上の対応の違いなどもある。

しかし、「生活の安定にとって就業実績（とくに正社員）と並んで、実家の援助が依然として大きな比重を占めている」、「ひとたび実家に何らかの困難が生じた時、容易にリスクへと転換し、経済的困難に直結する」と考えられる。

「D 配偶者やパートナーから暴力を受けた経験のある女性」の現状と課題は、4点挙げられている。①DVの影響は複合的・多面的に生活に現れる、②DV関連情報はいまだ不足、啓発も不十分、③家族・親族以外のネットワークが力になる、④世帯類型を問わず受けられる支援サービスが少ない。

この特徴にも示されているように、Dは、「家族福祉」が前提とされる社会にあって家族から被害を受ける深刻な事例である。生活再建の支えとなるのは、家族・親族以外の人間関係であり社会資源である。6事例のうち2事例が現在生活保護受給であり、離婚調停中に受給が1事例であった。問題は、「世帯類型や配偶関係を問わず受けられる、個人単位の支援サービスの少なさ」であるという。

#### ▽「国民生活基礎調査」分析結果のポイント（53-72頁）

分析結果のまとめとして、次のように述べられている。「現代の日本社会では、中年期までの期間であれば、夫婦家族世帯や3世代世帯のような形態で生活していれば、貧困に陥る危険は低くおさえられる。これに対して、未婚の単独世帯や一人親世帯などの形態の場合には、相対的貧困率が高い。また、高齢になると、貧困に陥る危険が高まる。これらの要因は、性別と密接に関わっている。」ただし、「親族関係に経済的に依存していると、その関係が破綻した場合に困窮してしまうおそれが多いという点にも注意が必要である」としている。

この特徴は、すでに見てきた事例調査でも指摘されていたように、「家族福祉」に守られる、あるいは「家族福祉」が前提にある。その結果であり原因として女性の「経済的自立に関する規範・期待が低い」ことがあり、女性の経済的自立の資源、経路は不確かである。「D 配偶者やパー

トナーから暴力を受けた経験のある女性」のケースで明らかであるように、家族により被害を受ける場合、生活再建の支えとなるのは家族以外の人的・社会資源であるといえよう。

#### ▽まとめ及び提言

以上を踏まえ、調査を通して明らかになった女性の生活困難を4点にまとめ、3つの提言を行っている。

①女性の経済的自立に対する社会的規範・期待の低さが、非正規雇用で働く女性の「不安定な生活から抜け出したい」という葛藤や悩みを社会問題とすることを妨げてきた、②金銭や財産の決定権が女性にない、③家族というセーフティネットの両義性、④女性が抱える困難の複合性、である。

これに対する提言は、①現行制度の「谷間」に目を向ける、②リスクの重複をふまえる、③支援者にはジェンダー視点が不可欠である、という3点である。

#### ▽せんだい男女共同参画財団編（2013）に関する考察

16名と少数の事例調査であるが、「国民生活基礎調査」の分析と併せて、近年、女性の貧困が問題化した背景と特徴がよく描き出されている。まずは、これまで女性が「家族福祉」のなかにあって、「企業福祉」の対象とされず、経済的自立に対する社会的規範・期待の低い、という実態が明らかにされた意義は大きい。2000年代に入り、4章で取り上げる国の調査報告もあって、女性の貧困問題を捉える視野が開けた。

とはいえ、発見された女性の貧困問題は、深刻かつ複雑である。さらにこの問題を読み解き、今後の支援につなげていく見通しとしては、横浜市男女共同参画推進協会による一連の調査・プロジェクト実施実績に学ぶ点が多いと考える。

## 12 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会（2014）『ガールズ編しごと準備講座&『めぐカフェ』就労体験 修了者追跡調査報告書』『同、結果要約』

### ▽報告書の構成と目的（3頁）

同報告書は、先に取り上げた『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』、さらに『男女共同参画センター等における生活困難を抱える若年（シングル）女性の自立支援プログラム開発事業 事業報告書』の続編と位置づけられる。

2010年度に立ち上げ、継続実施してきた就労体験事業（ガールズ支援事業と称されており、詳しくは先に取り上げた報告書を参照）について、開始から5年目の段階で、事業の実効性を検証し、今後を考えていくために2012年度までの支援の修了生を対象とし、追跡調査を行った。

同報告書は、

- 1 調査の目的
- 2 アンケート調査 概要、結果
- 3 調査結果の分析

から構成されている。

### ▽調査の概要

ガールズ講座第1期（2009年6～7月）～第8期（2012年10～11月）修了者157人、めぐカフェ就労体験修了者のうちガールズ講座を受講していない者6人の合計163人が調査対象である。調査方法は、調査票の郵送で、回収数62、回収率は調査票不達者数（7人）を除く156人を母数として、39.7%である。

### ▽調査結果

ガールズ講座を受講した時、平均受講年齢は27.5歳、2013年8月1日現在の平均年齢は30.0歳である。同居の有無は、「同居している人はいない」が11.3%、「同居している人がいる」が87.1%である。

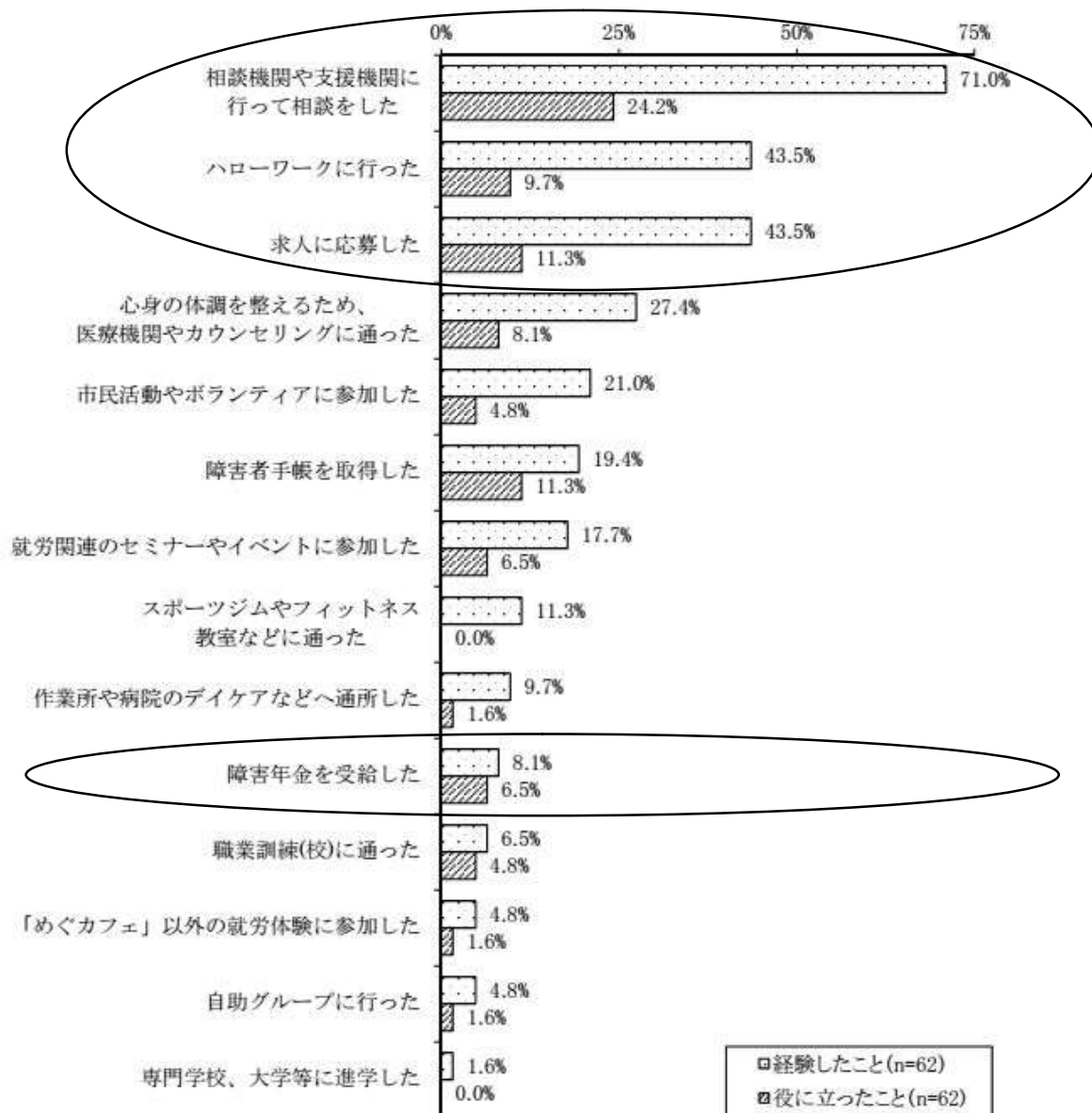
最終学歴については、「四年制大学卒業」が32.3%、「短大卒業」が14.5%、「高校卒業」が12.9%、一方、「高校中退」、「専門（各種）学校中退」等の学校中退者は、27.4%であった。現在の健康状況については、「まあまあよい」が66.1%、「あまりよくない」が19.4%、「悪い」が6.5%となっている。

「ガールズ講座や『めぐカフェ』就労体験の修了後にしたことはなん



ですか。(複数回答) その中で、特に役立ったもの・して良かったことは  
 何ですか。(3つまで)」という質問に対する回答が、次の図表 15 である。

図表 15 ガールズ講座や「めぐカフェ」修了後に経験した事／特に役立ったもの



ガールズ講座や「めぐカフェ」修了後にした事については、多い順に「相談機関や支援機関に行き相談をした」が 71.0%、「ハローワークに行った」が 43.5%、「求人に応募した」が 43.5%である。この並びは、修了後にしたことの中で、特に役立ったものと似ており、多い順に「相談機関や支援機関に行き相談をした」が 24.2%、「求人に応募した」

が 11.3%、「障害者手帳を取得した」が 11.3%、「ハローワークに行った」が 9.7%である。

ガールズ講座終了後の仕事や活動については、「した」が 61.3%（38人）、「していない」が 29.0%（18人）となっている。講座修了後、経験した仕事は、「アルバイト」が 73.7%、「その他」が 34.2%、「派遣」が 21.1%となっている（複数回答）。現在の就労状況及び予定については「している」が 46.8%、「していない」が 46.8%となっている。

#### ▽調査結果の分析のポイント（32-40頁）

##### 【事業の有効性】

回答者の内、現在（2013年8月1日）、収入のある仕事や活動をしている人は 46.8%という結果について、講座の有効性を示しているという。一方で、雇用環境が厳しい状況で、働きづらさを感じている女性たちが、ガールズ講座や就労体験修了後すぐに就職先を見つけ、働き始めることは大変難しいこと、講座修了者の就労条件の厳しさを指摘している。

ガールズ講座の成果として、同じように悩む女性たちとの出会いによって、さまざまな困難を構造的・社会的な課題として捉えられるようになったこと、「めぐカフェ」就労体験の成果として、就労体験を通して手応えを感じた修了者にとっては、大きな自信にもつながっていることが見て取れる、としている。また、女性に特化した支援の有効性と必要性も強調している。

修了後にしたこと・役立ったことのうち、「障害者手帳を取得した」は 19.4%、すなわち修了者の 5人に 1人が障害者手帳を取得したという結果に着目している。障害がある場合には、障害者手帳を取得することも前向きな選択肢の一つとして提示しており、ガールズ講座の受講がきっかけとなり、障害者就労の道という「次の新しい世界の扉を開い」てもらったという自由記述も見られたという。

##### 【修了者の現在の状況とこれまでの経験について】

注目すべきは、ガールズ講座や就労体験に参加する以前に、学校や家庭で経験したことについて、2012年度に横浜市が実施した「横浜市子ども・若者実態調査」（以下、市調査）での設問項目と回答項目を一部同じものにして調査を行い、比較をしている点である。

学校での経験については、「友達とよく話した」が本調査では 54.8%だが、市調査では 90.1%であり、大きく差があり、市調査では「友達に いじめられた」が 25.7%であるのに対して、「クラスメイトなどからい

じめられた」48.4%と、2倍近い結果であった。家庭での経験としては、「家からほとんど出ない状態が半年以上続いた」が45.2%と、半数近くがひきこもりの状態を経験しているのに対し、市調査では1.9%となっており、20倍以上の開きがある。

ほかにも、「親や兄弟などから暴力・虐待を受けた」17.7%に対して市調査の「親から虐待を受けた」1.7%、「経済的に苦しい生活を送った」16.1%に対して市調査6.1%、というように、困難な状況については、市調査よりも高い結果であるという。

#### 【今後の支援のあり方について】

就職活動にチャレンジをしたもののうまくいかず、再びひきこもりがちになってしまった修了者が少なくないことがわかり、修了者たちを対象とした支援として、新たな講座の開講、あるいはガールズ講座の複数回受講を可能にしてほしいといった意見もあったという。他方で、就労していても、さまざまな困難や課題を抱えつつ働いていることが推測され、継続して働き続けられるよう、フォローアップの支援も検討していかなければならないとしている。

これらのことを踏まえ、「ガールズ講座のようなグループ型の支援を継続しつつ、その後の支援としては、より個別的な対応が求められていると言える」としている。他方で「修了者同士がゆるやかにつながる場づくりの支援を継続して実施すること、そしてその場を、地域で多様な活動を行う市民らの力を借りて開かれたものにしていくこと」の大切さも指摘している。

最後に、若年無業女性の問題について、このような調査で明らかになった事実、あるいは現場で聴き取った当事者の声等を社会に発信し、社会の問題として働きかけていく必要を述べている。

#### ▽横浜市男女共同参画推進協会（2014）に関する考察

これが、横浜市男女共同参画推進協会が2009年から取り組んできた「若年無業女性」に対する調査及び支援事業の最新報告である。同事業の意義については、まず、横浜市男女共同参画推進協会（2011）に関する考察で述べたことに重なる点がある。

すなわち、さまざまな困難や課題を抱えていることを前提に、就労以前の、自信とか自己肯定感の回復が目指され、その効果が現れていることである。他方で、ガールズ講座や「めぐカフェ」修了後にした事については、相談・支援機関への相談に加え、就職活動が多く、実際、就労

した者も少なくない。就労への意欲の高さがうかがえるわけだが、労働環境の厳しさ、就労継続の困難さにも触れられており、これらの問題が継続している。

そのなかで、横浜市男女共同参画推進協会（2011）では観察されていなかった別の可能性として示されたのが、障害者就労である。修了後にしたこと・役立ったことのうち、「障害者手帳を取得した」は 19.4%、すなわち修了者の 5 人に 1 人が障害者手帳を取得したという結果は注目に値する。

さらに、本研究の女性の貧困問題というテーマから注目したいのは、2012 年度に横浜市が実施した「横浜市子ども・若者実態調査」（以下、市調査）との比較である。「経済的に苦しい生活を送った」という項目について、修了生 16.1%、市調査 6.1%である。市調査の数字も決して小さいとはいえないが、その 3 倍近い数値である。暴力、虐待の経験、ひきこもりの経験からみても、相対的により困難な状況にある修了生の様子を確認できる。

### 3-4 まとめ

3-3 で 2000 年代に入ってから実施された 5 つの調査報告を取り上げ、考察した内容をまとめておこう。

横浜市男女共同参画推進協会（2009）とせんだい男女共同参画財団編（2013）は、女性の貧困問題を把握するものであり、北海道総合研究調査会（2012）は PS 事業がメインテーマであるが、女性を含む生活困窮者の状況を把握できるものとして取り上げた。

これらは、女性の貧困問題を把握する視点を備えているにもかかわらず、問題が潜在化しているため、社会問題化する手立てが模索されているとみてとれる。問題が潜在化しているとは、就労・収入状況が即生活困窮につながらず、ジェンダー格差が経済格差に直結しているともいえないことにある。せんだい男女共同参画財団編（2013）は、これまで女性が「家族福祉」の中にあつて「企業福祉」の対象とされず、経済的自立に対する社会的規範・期待が低いという点を強調していた。

このことを踏まえ、まずは、女性の貧困を理解するのに、「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点が重要であることを確認する必要があると考える。

次に、支援を設計する上で重要なことは、横浜市男女共同参画推進協会の一連の報告に明らかである。同協会の支援プログラムが目標とするのは、（経済的）自立である。プログラムは、女性が主体的に生き方を自己選択していくためとして、「職業に直結するスキル習得以前に、安心感や自己肯定感の回復・獲得、社会生活上の基本的スキルを身につけること、人とのかかわり方の練習をすること」（横浜市男女共同参画推進協会 2011）に重点を置く必要がある。

もちろん、これだけで十分だというのではない。横浜市男女共同参画推進協会（2014）が、支援プログラム実施 5 年を経過してまとめた実績と課題報告は貴重である。就労への意欲が高くても、労働環境が厳しく、就労継続の困難さにも触れられており、いわば経済的自立の前提条件の問題がある。そもそも調査報告で取り上げられている女性たちの抱える問題は、「横浜市子ども・若者実態調査」との比較で、相対的にみても深刻であることが明らかにされていた。

このことを踏まえると、せんだい男女共同参画財団編（2013）が強調していたように、世帯類型、婚姻状況、雇用形態を問わず、リスクの重複を踏まえた支援体制の構築が求められるのだと考える。

3-2 及び 3-3 で取り上げた事例は、筆者の調査可能な範囲のものであ

り、貴重な例を見落としているのではないかという危惧はある。とはいえ、管見の限り、地方自治体が女性の貧困問題に注目し施策を講じてきたとは言い難い。

ここで取り上げた先駆的な事例を6章の地方自治体のとるべき施策、の検討で参照するのはもちろんであるが、その前に、4章において国の取り組み、さらには「当たり前のように存在してきた」という女性の貧困問題を指摘する関係者・識者の見解を紹介し、検討したい。

#### 4. 女性の貧困問題に対する国の調査研究

女性の貧困問題に対する国の取り組みとして、本研究で着目するのは、内閣府男女共同参画局の調査研究報告書である。それは、3-3 にまとめた地方自治体の先駆的な最新の取り組みを引き出し、後押ししたとみられるからである。男女共同参画局におかれた、「監視・影響調査専門調査会（2004年7月28日～2011年2月15日）」、「生活困難を抱える男女に関する検討会（2008年9月9日～2010年3月31日）」の活動である。

監視・影響調査専門調査会は、2008年6月より「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」をテーマとし、男女共同参画の視点より、生活困難者の実態把握及び政府の関連施策について調査を行っており、2009年11月に『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書』を公表している。

「生活困難を抱える男女に関する検討会」は、上記監視・影響調査を実施するにあたり、男女共同参画会議並びに監視・影響調査専門調査会の審議の基礎資料とするための専門的な調査分析を実施することを目的として、学識経験者の参集を求めて2008年9月から開催されたものである。同検討会は、2010年3月に『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書－就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計－』を公表している。

この二冊の報告書は、女性・男性それぞれの困難について述べているが、ここでは、女性の貧困問題と関係する部分を中心に述べる。

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会（2009）『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書』

##### ▽報告書の構成と目的（1-4頁）

この報告書の構成は、次のようになっており、はじめに「生活困難」に着目し、これを取り上げる理由が述べられている。目次が詳しく、報告書の内容が分かりやすい<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 報告書は、内閣府男女共同参画局のHP上で閲覧できる。  
<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansieikyo/seikatsukonnai/index.html>  
2015年2月19日アクセス

- 1 「生活困難」とは何か
- 2 はじめに～なぜこの問題を取り上げるのか.
- 3 経済社会の新たな潮流
- 4 経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態
- 5 男女共同参画の観点からみた生活困難の現状と背景
- 6 生活困難の防止・生活困難者支援に関する課題と関連する施策
- 7 男女共同参画の課題の視点からみた生活困難の防止・生活困難者支援の取組

「生活困難」とは、「経済的困難に加え、教育や就労等の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立するなどの社会生活上の困難も含めた広い概念」であるという。「自分の力だけでは乗り越えられない何らかの不利な状況（健康、教育、家庭の事情等）を抱えるために、個人あるいは世帯として経済的な自立の困難に直面している状態」に加え、「経済的な困難から派生して、あるいはそれ以外の何らかの不利な状況にあるために、地域社会で人間関係を保てずに孤立したり必要なサービスを享受できなかつたりする社会生活を営む上での困難」も含めている。本研究の貧困概念と重なる内容である。

なぜ、「生活困難」を取り上げるのかといえば、結婚や家族をめぐる変化、雇用・就業をめぐる変化、さらに昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化がある。そのなかで、最初に挙げているのが、女性の生活困難のリスクが顕在化してきたことである。

「女性の生活困難は、単身女性世帯や母子世帯には以前からみられた問題であったが、配偶者による扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れてみえにくい問題であった。しかし、単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中において、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。」

そして、重要な指摘として、「女性の生活困難の背景には、男女共同参画社会の進展が道半ばであるといった問題が根底にある」としている。雇用・就業面での男女格差が大きく、出産を契機とした離職、非正規雇用が多いなど、自分自身で生計を維持していける社会環境が十分には整っていない。

#### ▽生活困難をめぐる動向（4-11 頁）

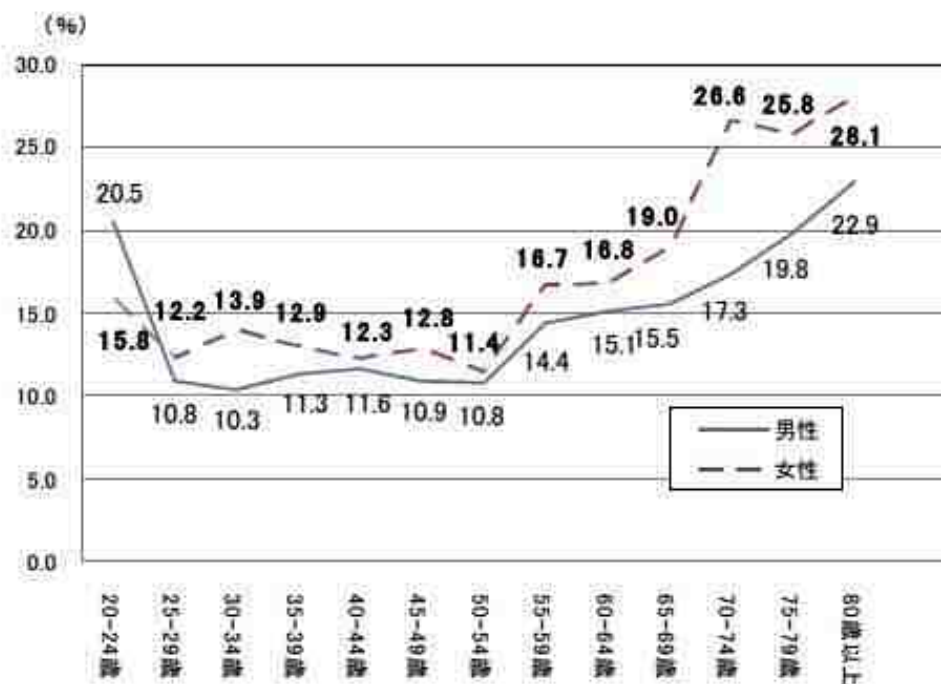
生活困難が女性に多くみられることをデータによって明らかにしてい



る。図表 16 に明らかなように、ほとんどの年齢階層で男性に比べて女性の方が相対的貧困率が高い。高齢になるとその差はさらに広がる。このデータは、最近の女性の貧困問題に対する関心の高まりのなかで、特に注目を集めたものである。

ただし、図表 17 にみるように、近年、勤労世代の男性の未婚者の相対的貧困率の上昇が見られ、2007（平成 19）年では、勤労世代の未婚者において、男性の貧困率が女性の貧困率を上回る状況もみられる。高齢単身世帯、勤労世代の単身世帯で相対的貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にある。母子世帯で、また特に離別者での相対的貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにもみられる。

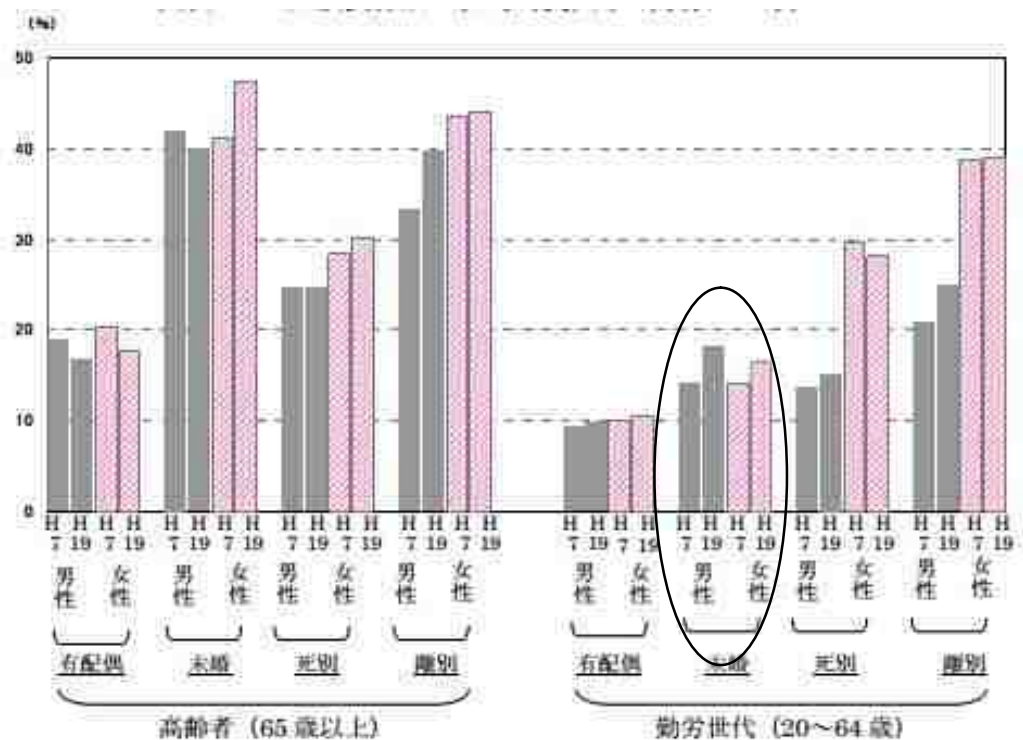
図表 16 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（2007 年）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 19 年）、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注：相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50% 未満である人の割合

図表 17 配偶関係別：相対的貧困率（2007年）



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計

注:相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の 50%未満である人の割合

### ▽分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

分野別として、①ひとり親世帯、②子ども、③若者、④高齢者、⑤国際結婚、⑥在留外国人女性とその子ども、⑦女性と労働をめぐる問題、⑧DV等の女性に対する暴力被害等、⑨生活上の障害を抱える人々、⑩その他の生活困難をめぐる実態、を挙げている。

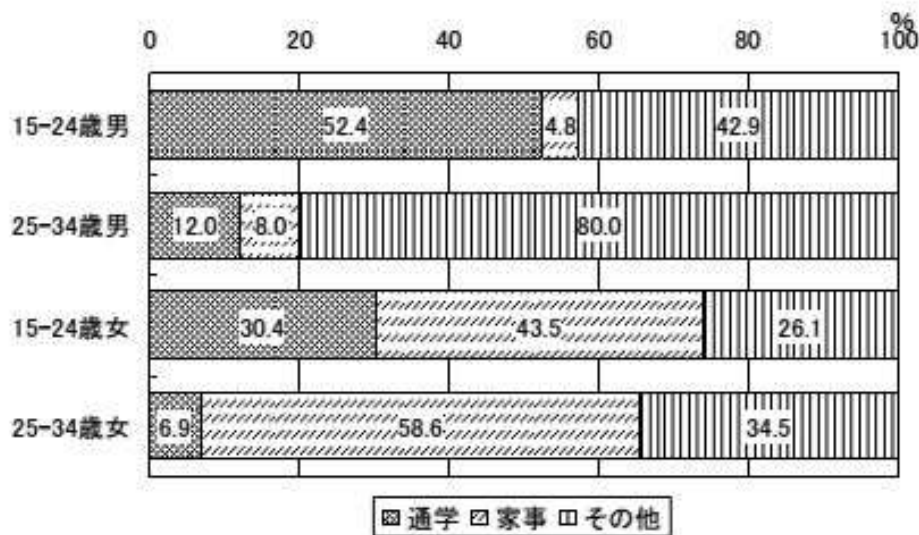
3章でみてきたような調査研究のテーマと重なる中身である。たとえば、③若者の項目では、次のように述べられている。「いわゆる『ニート』については、現状では家族に支えられて生活できる場合であっても経済的に自立できないという点で潜在的な困難層」であるが、「女性の問題が見えにくい」。「ヒアリングで指摘されたことであるが自立に対する本人及び親の意識が男性に比べて女性の方が低く支援に結び付きにくいといったこと」が考えられ、「実際、若者の自立を支援する機関につながるのも男性が圧倒的に多い」という。(図表 18) ニートと同様の困難を抱えていても「家事手伝い」として潜在化している女性が非常に多いことが懸念されると指摘している。(図表 19) このデータは、横浜市男女共同参画推進協会と一致している。

図表 18 地域若者サポートステーションの男女別利用状況



資料:財団法人社会経済生産性本部「地域若者サポートステーション事例集 2007 年度」(平成 18 年)  
 注:データ抽出期間は平成 19 年 4 月から 12 月まで。

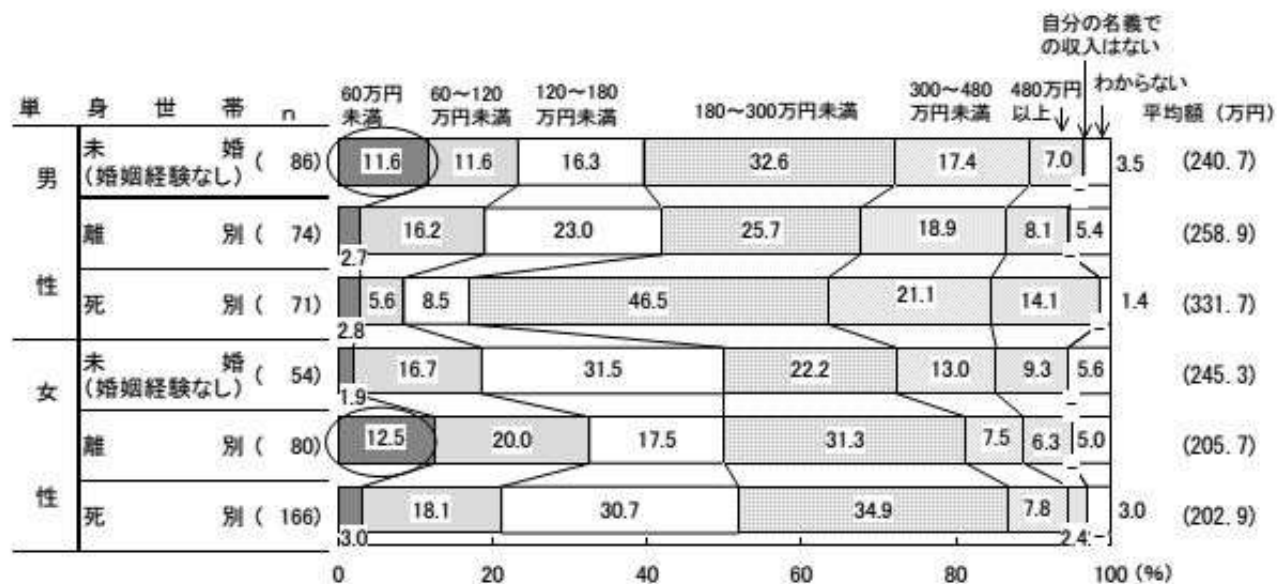
図表 19 非労働力人口の構成 (平成 20 年平均)



資料:「労働力調査(詳細集計)」  
 注:男性は卒業生、女性は未婚の卒業生。

また、④高齢者については、かねてから相対的貧困率が高く、経済的に厳しい状況にあるのが、未婚男女及び離別女性であると指摘している。(図表 20)

図表 20 高齢単身世帯の年間収入の分布 婚姻状況別(55～74 歳単身世帯)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

### ▽生活困難の現状と背景 (12-16 頁)

生活困難をめぐる状況を分析して分かったことは、「生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、固定化し、また連鎖している状況にある」ということである。そのなかで、女性がより生活困難に陥りやすい理由を 4 点から説明している。①妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、②女性の就業構造、③女性に対する暴力等の影響、④背景にある固定的性別役割分担意識、である。

さらに男女共通にみられる状況として、①成育家庭をめぐる問題、②学歴の影響、③自尊感情の侵害による社会不適応、④雇用構造をめぐる問題、⑤生活上の障害、⑥外国籍、⑦地域ネットワークの弱体化、を挙げている。

▽この上で、同報告書では、具体的な施策 83 施策を調査、ヒアリング聴取し、現状分析し結果を掲載している。これも注目すべき内容であるが、このことについては、5 章で参照することにしたい。

生活困難を抱える男女に関する検討会（2010）『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書－就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計一』

▽報告書の構成と目的（1-4頁）

この報告書は、「生活困難を抱える男女に関する検討会」において、生活困難の状況や雇用の状況等について、主に男女別の比較を中心とした分析を行うために、同検討会委員の阿部彩氏、小杉礼子氏、白波瀬佐和子氏により、政府が実施する統計調査（「就業構造基本調査」「国民生活基礎調査」）を特別集計した内容を報告するものである<sup>6</sup>。各氏の論文3本が掲載されている。

▽経済的困難を抱える非典型世帯の増大：ひとり暮らしとひとり親世帯に着目して（白波瀬佐和子氏）

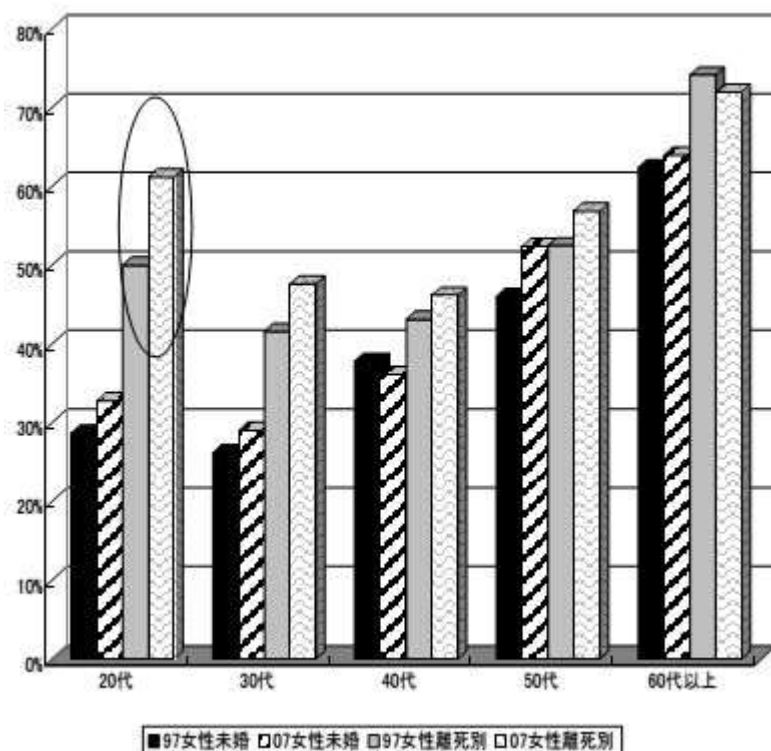
同論文は、就業構造基本調査データを用いて、相対的貧困率によって捉えた経済的困難に直面するひとり暮らしとひとり親世帯について論じている。

結論として、「ひとり暮らし世帯については、特に、離死別女性の貧困率の高さが目立った」こと「近年50代の壮年層で男性ひとり暮らしの上昇がみられ、生涯未婚率の上昇とも相まって経済的困難にも直結する場合が多い」ことを指摘している。女性離死別者の経済的困難の高さは図表21に示されており、「特に若年の離死別女性への経済的援助、そしてまた子育て支援が求められる」としている。したがって、ひとり親、特に母子家庭の極めて厳しい経済状況が指摘されている。母子家庭の就労率は高いが、就労が貧困回避として十分機能しておらず、現金給付と教育、医療を中心とする現物給付も必要なことを指摘している。

---

<sup>6</sup> 報告書は、内閣府男女共同参画局のHP上で閲覧できる。  
<http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/konnan/houkokusho.html>  
2015年2月19日アクセス

図表 21 女性ひとり暮らしの配偶関係別貧困率の変化



▽若い女性の職業キャリアと貧困問題（小杉礼子氏）

同論文は、就業構造基本調査データを用いて、親の経済状態と子供の学歴、学校卒業時の就職の性別・学歴別の差異、就業形態と収入の関係、就業形態別・性別・学歴別の職業能力開発・自己啓発の実施状況について論じている。

最後に若い女性の非正規雇用化の背後に性別役割分業観に基づく本人の選択があると考え、そうした価値観に基づく家族形成のリスクとして、結婚相手にめぐり合わなかったり、離死別に至ったりすることがある、という想定での検証がなされている。「専業主婦志向だから、アルバイトでいい」という選択をすることのリスクを、パート・アルバイトと正社員の年齢段階別有配偶率、離死別率を見ることによって検討されている。

この結果、初職がパート・アルバイトである女性の有配偶率は正社員と変わらなかったが、離死別比率は初職がパート・アルバイトの女性のほうが高く、初職から「アルバイトでいい」という選択がリスクを伴うことを指摘した。

▽日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況（阿部彩氏）

同論文は、「国民生活基礎調査」の個票を用いて、1995年から2007年

にかけての個人の属性別の貧困率の推移および社会経済階層による健康状況の格差について推計したものである。さまざまな貧困率の動向が分析されているが、3-3 で取り上げた取り組みに照らして、「主な活動別の貧困率」に注目したい。

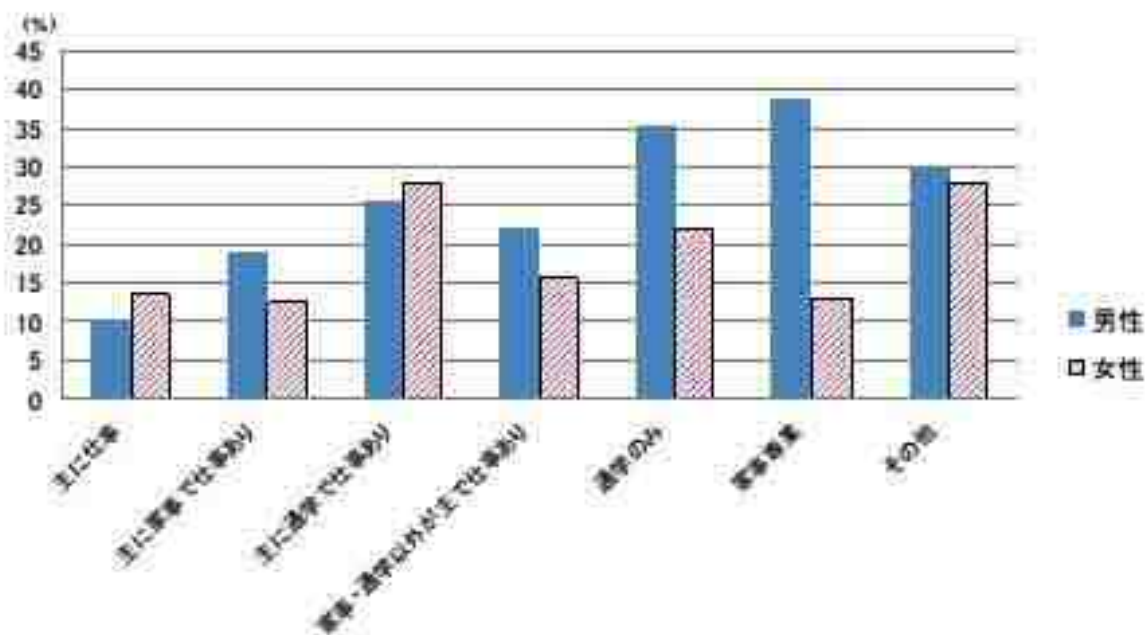
図表 22 をみると、男性では「主に仕事」、女性では「主に仕事」「主に家事で仕事あり」「家事専業」が最も低い貧困率である。就労していること、または、専業主婦であること（就労している夫がいると推測される）が、経済的安定をもたらしているといえよう<sup>7</sup>。

図表 23 をみると、高齢者では、就労と経済的安定が結びついておらず、仕事がある層（「主に仕事」「主に家事で仕事あり」「家事・通学以外が主で仕事あり」）と仕事がない層（「家事専業」「その他」）に大きな貧困率の差がない。男女差については、すべてのカテゴリーで女性の貧困率が男性の貧困率を上回っており、高齢女性の経済的不安が懸念される。

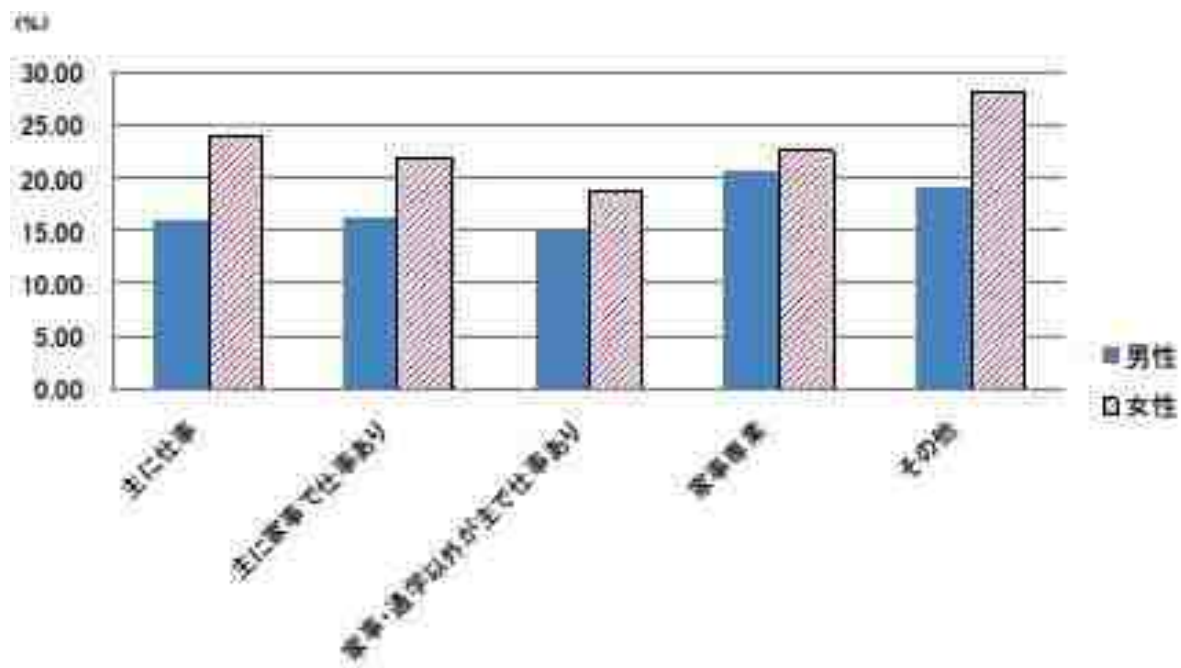
---

<sup>7</sup> ただし、2004 年から 2007 年にかけて、男性、女性ともに「主に仕事」をしている人々の貧困率も上昇しており、男性では 9.07%から 9.85%、女性では 11.93%から 13.39%の上昇となっている（共に、20-64 歳、付表 P6(2)）とのことである。

図表 22 主な活動別 性別 貧困率：20-64 歳（2007 年）



図表 23 主な活動別 性別 貧困率：65 歳以上（2007 年）





## 5. 「当たり前のように存在してきた」女性の貧困問題

3章にみた地方自治体の取り組み、4章に取り上げた国の調査研究の世の中への影響力・発信力は大きい。しかし、その基盤ともいえるのが、さまざまな立場の民間の活動や発言である。ここでは、最近の関連文献をレビューし、問題提起されていることを述べていきたい。

文献は、Cinii を利用し「女 貧困」のキーワードで検索した。5-1では、まずアクチュアルなテーマを扱う論文・雑誌記事を取り上げる。こちらの文献の詳細は文末の参照文献リストを参照されたい。5-2では、同様のキーワードで検索した書籍を取り上げる<sup>8</sup>。

### 5-1 論文・雑誌記事から

検索は、時期の限定をかけずに行ったが、2008年前後から件数が増加しており、多くが近年の論考であった。そのため、ここで取り上げるのもおおむね2000年代以降のものであり、便宜上、5つの立場・領域に分けて述べる。

#### ■労働問題、労働組合活動からの視点

最初に紹介したいのは、労働問題、労働組合活動に焦点を当てている論考である。すでにみてきたように、就労し、自前の収入を得て経済的に自立することは、貧困を回避するために極めて重要である。しかし、女性の場合、就労してもなお貧しいのであり、その深刻な状況は、繰り返し問題提起されてきた。

労働組合活動に従事されてきた方たちは、早くから女性の貧困問題に気づいていた。それは「労働組合の活動を徹底して行うことで、人びとのニーズについて、相談者側の決めつけではない、幅広い拾い方を可能にし」、「女性の貧困の根の深さを意識化していくことが必要で、その方法として有効なのだということがよくわかる」(伊藤・青山・笠原 2007)からである。「貧困の実態を把握するアクションリサーチから始めて、5年くらい政府にデータを送り続けていた」(伊藤・鈴木・竹中ほか 2006: 伊藤氏発言)という。

しかし、政府、行政はその実態を把握できていない。それは、女性の貧困問題を捉える視点の欠如による。たとえば、次の発言からその内実がよく理解できる。「厚生労働省のフリーター統計はおかしい。なぜなら

---

<sup>8</sup> 論文・雑誌記事については、2014年11月、書籍は2015年2月に検索した結果である。

フリーターの定義が間違っているからです。15歳以上34歳未満人口のうち、既婚の男性はフリーターに含みますが、結婚している女性はフリーターに入れないで「主婦」に入っている。だから、女性の方がフリーターが多い実態があまりにも知られていないのです。」(伊藤 2008)。

そこには、次のような問題がある。「『女性の安全ネットは男性』という発想が、女性個人の経済的自立や生活保障を弱め、女性の貧困を見えにくくしているわけだが、こうした差別意識は、若い男性の貧困にもつながっている。80年代以降、『若者は親がいる』『若者はまじめに働く気がない』という偏見の下に、若者の非正規労働が野放しにされ、このため、バブル崩壊後不況期に、15～24歳の男女の半数が非正規という異常な事態を見ごごしにされる原因となった」(竹信 2009)。

「女性では、初職(初めての就業)の半数が非正規です。男性は3割ですから、若い女性たちがいかに正規の仕事に就きにくいかが分かります。そして第1子の妊娠・出産を契機に6割が仕事を辞めています。」(大西 2014)というのが実情である。そして「『家事・育児+仕事=非正規』が女性の働き方のスタンダードになりつつあります。(中略)有期契約で契約解除の不安にさらされ、結婚、子育てを積極的に選択できない、といった『自立』とはほど遠い状況に置かれています。」(鴨 2007)。

「生活できる雇用をしてくれない。そっちを直せとしか言いようがないですね。」(伊藤・鈴木・竹中ほか 2006:鈴木氏発言)というわけだが、労働組合にも問題がある。「女性たちがパートタイマーの要求や派遣の要求を労働組合の課題に取り上げるように、何度声高に叫んでも、女は男に養ってもらえばいいという性別役割の意識が労働組合も強く、男性正社員の賃上げ要求が優先され、女性社員やパート・派遣の要求は付帯要求として後回しにされてきました。」(伊藤 2009)。

これらの状況があって、女性の貧困の深刻な事態を目の当たりにしていても、それをうまく問題化できないことが次のように表現されている。「相談に駆け込んでくるのは破綻した人たち。すれすれでガマンして吸収されている女性たちが、風俗で働いたり家族の中で隠されている。男の場合は主たる生計保持者であるべきという社会的な期待があるから破綻すると見えやすい。女性の場合、耐えられなくなって噴出することはあるけど、そもそも期待されていないから表れない。だから女の貧困のあり方はくっきりと描き出せていない気がする。」(伊藤・鈴木・竹中ほか 2006:丹羽氏発言)

もちろん、行政も対策をとってこなかったわけではないのだが、別の問題もある。伊藤・鈴木・竹中ほか(2006)のなかで鈴木氏は次のよう

に発言している。「私はもう DV 支援は、官庁の上の方は誰も本当には関心を持っていないと思う。あれはもう終わっていると。今の流行りは子ども虐待。あとは福祉を削って『自立』の支援。」そして、「ずっと公務員だけをやってきた人が相談部署にいては、有効な支援は難しい。支援経験のある民間が委託という形でも何かを示さないと。私は民間委託は結構だと思うのね。でも行政からの民間委託は、民間の経験を活用するというより安く使うことだけが主眼。」という問題も指摘している。島田（2013）は、「行政は、少子化対策の一環としても、非正規労働・女性労働問題に敢えてメスを入れるぐらいの構えで臨むべきと考える」という。

### ■ 支援者・活動家

上述のように女性の貧困ということの問題化する難しさがあることは、女性の問題に着目してきた次の方たちの発言にもうかがえる。この問題把握の難しさ自体が問題であることを、あらためて確認できる。

シングルマザーの問題に取り組んできた赤石（2009）は、「女性たちは以前から貧困であった。そして今、さらに深刻化する貧困にさらされている。しかし、女性たちの貧困は見えづらい。」「『子どもが大きくなるにつれて貧しくなってきた』という人も多い」という。

シンポジウムを記録した雨宮・伊田・杉本ほか（2013）には、次のような記述がある。雨宮氏は、「女性はずっと黙らされてきたという歴史もあるので、一口では言えないような、そういう個人的な生きづらさを掘り下げていくと見える『女性の貧困』というのもある」。

杉本氏は、「やっぱり『女性の貧困』と言った場合、暴力の問題と切り離せないと思いました。(中略)『女性は貧困で当たり前』『見えない貧困』で言われているけれども、実は、見えている。でもあまりにも普通の風景なので、それがおかしいと思わないような感じで存在しているのかなとすごく感じたりします。」。つまり、「私たちの身に沁みついた中立性の感覚そのものから、女性があらかじめ排除されている。」（伊田氏発言）というのである。

鈴木（2013）は、女性の抱える問題で男性より大きな比重を占めるのは、家族・地域をめぐる問題、さらには DV・虐待・暴力被害等であると指摘する。鈴木氏は、一般社団法人インクルージョンネットよこはま理事であり、本報告書でも 3-3 に詳述した「横浜市男女共同参画推進協会（2009）『若年女性無業者の自立支援に向けた生活状況調査報告書』を引用しながら未婚女性の貧困問題について、現場の状況を踏まえ考察している。未婚女性に特に顕著な問題は、親や兄弟からの暴力であるという。

他方で、「労働についてのジェンダーバイアスの女性自身の内面化は、決して浅いものではないように思われる」とも述べている。

具体的には、「『女性にとって労働はそれほど人生のウェイトの高いものではない』というようなバイアスが当事者にも、周囲にもあるため来所行動につながりにくいということが推測できる点である。実際に、支援現場に来ている未婚女性の中には、『就活より婚活した方がいいかなあ？』と悩みながら来所しているケースも見受けられる」という。

竹信（2009）は、「ホームレスの自立に役立てようとスタートした雑誌『ビッグイシュー』編集部」が次のような立場をとっていることを指摘している。「『この雑誌を売るということは、ホームレスと公言していることになる。女性が売っていると、暴力や性被害にあうことが心配なので販売は断り、保護施設などを紹介している』」。ホームレスを支援する方たちの認識として、女性が保護すべき対象として存在してきたことを明らかにしている。

そこで、支援にあたって次のようなことが必要であるといわれる。「女性のエンパワメントが必要だ。困難に陥ったとき、あなたは、支援を受ける権利があると伝える必要がある。（中略）さらに、子育て以外に母親の自尊心を支えるものは必須だ。」（杉山 2014）。上述の赤石氏は、「1人1人の個を支える福祉制度のしくみこそが求められている」と述べている（赤石 2009）。

## ■ 単身女性の視点

栗田氏は、さまざまな場所で発言されており、自身の「仕事」について、次のように話す。「36歳の私が結婚・就職・恋愛に縁がない女として生きてこれている、まさにこの私の生き様を持って『可能性』を見出し、それこそ人間関係のオルタナティブを作り上げていくことが、今の私の『仕事』だと思っている。」（栗田 2009a）

この発言の背景には、社会の根底にある問題を次のように把握されているからだと考えられる。「女性の身体的な生存というレベルにおいてこそ、政治・経済的な観点から語られなければいけないという、知っている人からすれば『当たり前』のことを痛感させられる。」（栗田 2009b）。「やっぱり女性は結婚すれば何とかなるとどこかで思われているし、それがほんとうは全然違うとしても、何かそういうイメージが社会のなかに流布されていると。」（いちむら・栗田・増山ほか 2009）。

このことがあって、女性に現れる問題は深刻である。「とにかくひたすら誰かを『支えること』を求められてるわけだから、（実際に誰かを支え

ているわけではないとしても、そういうメッセージを受け続けていたとしたら) 自分の主体的な判断がうまく行えない。自分というものが見えない中で、他人に合わせることを良しとしなければいけないのだとしたら、自信も失われ『うつ』の発症率が高いということは実感として分かる。」(栗田 2009b)。「女性のなかで、よく話されるのが、自己価値の低さというか『自信がない』『自分なんてどうでもいいんだ』という感覚が、セクシュアルな関係、ひいては経済も含んだ社会的地位にもものすごく響いているのではないかと。」(いちむら・栗田・増山ほか 2009)。

栗田(2008)では、解決の道筋として、次の三つを提案している。「① 貧困状態にある男性の意識の問題、たとえば「男が妻子を養わなければならない」という認識が男性たちをより一層追い詰める要因になっていることへの気づきです。② 女性の貧困を可視化し、女性が心身ともに自立できる労働とセーフティーネットを充実させることが、すなわち男性の貧困問題の解決につながることを共有化したいと思います。③ 今ある『労働市場』に『男性並み』に参入することではない働き方を作り出していくことです。」

## ■ 研究者

すでに繰り返し、女性の貧困問題の捉えがたさに言及してきたが、さらに深く多角的な視点を得るため、研究者による論考をみていきたい。

庄司(1984)は、1980年代の論文であるが、論点がよくまとめられており、現代にも当てはまる。庄司は、「家族ぐるみの貧困へのさまざまな対応として、収入増をはかるための共働き、支出の節減をはかるための世帯の分割や世帯員の輩出が生じることを考えるならば、戦後の、とりわけ高度成長期といわれる日本社会の構造的変化を画した1960年代以降の、共働き、母子世帯、単身女性の増加傾向を、女性の自立志向のあらわれや、その実現の過程とだけいきることはできないであろう。」という。

他方で、「女性の賃金が男性のそれよりも低いという事実によって、女性は通常、主たる稼ぎ手たることができず、それゆえに貧困問題の担い手とみなされることすらできなかった、ということからして、ここでは問題をひとまず賃金の男女格差に限定しておこう。」としてこの問題を論じている。「母子世帯の家計構造の特徴は、すでに述べた労働者家族における貧困をさらに一段と激しく表現したもの」となっており、母子世帯の「被服費においては下着類が節約されていることに、その生活の厳しさがうかがわれる」と述べている。また、「女性と貧困とのかかわりは、

高齢単身女性の貧困問題に象徴的に表現されているとあってよい」とした。

女性の貧困問題を把握する視点の弱さは、さまざまな領域で見られる。須藤（2001）は、次のように貧困研究の課題を指摘する。「貧困研究は性別概念を必要としてこなかった。それは研究の歴史性であり、かつ貧困の定義にかかわる問題である（中略）ジェンダー概念が貧困研究にもたらす意味は、貧困の定義の検証である。世帯を単位とした貧困線ではとらえきれない女性の貧困は、どのような貧困の定義によって可能になるのか。」と述べ、貧困研究におけるジェンダー概念の脆弱さという問題を指摘する。

藤原（2009）は、統計の問題から社会保障制度の問題を指摘する。「女性の場合、既婚者はフリーターから除くとされ、政府統計自体に男女で異なる定義が用いられた。（中略）今日の貧困層の拡大は、女性の貧困を見ようとしないうまま社会が放置してきた結果である。そして、女性にとっては、一方で雇用分野の男女平等を標榜しつつ、他方で家族責任の分断・性別分業の強化・非正規雇用の拡大の道を開き、妻の座の経済的優遇と母子世帯への給付削減を行った1985年こそ『貧困元年』である。」

丸山氏は、社会福祉制度のなかにジェンダー規範、望ましい女性の生き方が埋め込まれている、という点に焦点を当てた（丸山 2014.7）。丸山氏は、なぜ女性のホームレスは少ないのか、形成されにくい女性世帯、社会福祉の網、という論点を提示している（丸山 2014）。「それまでのホームレス研究では強い意志を持った自立した人間像が想定されていましたが、私が話を聞いた女性たちは、自分の意思も明確ではなかったり、他人に大きく影響されていました。（中略）貧困というのは経済的な概念ですが、女性の抱えている問題や生きづらさは、経済的な概念だけでは語れないだろうと感じています。」（丸山 2014.7）。

丸山（2008）は、社会福祉制度が、母子を対象にした制度と単身の女性の制度が、そもそも異なる系譜で設けられてきたことを論証している。「性別役割分業が前提とされた社会の中では、労働市場における女性の地位は依然として低い。そのため賃労働を主として担う男性パートナーをもたない女性に対しては、最低限の生活を保障する福祉制度がさまざまな形で発達してきた。」（丸山 2008）。ここでは丸山（2008）から、単身の女性の制度、の説明を詳しく引用する。

「売春婦への対応が、放置しておけば売春する『おそれ』があるという認識のもとに、売春にとどまらないさまざまな困窮状態にある女性を保護するものとしても機能していった。」「1970年には厚生省から通達が

出され、『転落のおそれなしと認めた婦女子』についても、日常生活を営むうえで問題があり、他機関を利用できないときには、婦人保護事業で扱ってさしつかえないことが確認された。(中略)特に大阪では、精神病院退院後の人を受け入れる施設が他県と比べて不足していたことから、この婦人保護事業が精神・知的障害者の受け皿となり、障害者福祉を補完する役割を果たしていたという。」

「保護の対象になるか取締りの対象となるか、人びとの共感を得られるか非難されることになるのかは、女性のニーズをいかに解釈するかをめぐり、きわめて政治的な問題なのである。現在のところDV被害者の保護においても、公的対応はおもに既存の二系統の助成施設、すなわち母子施設／売春婦の保護施設のいずれかを利用して行われている。(中略)この二つの母親と売春婦という女性の位置は、どちらも婚姻制度の安定化のために不可欠なものだったのである。」求められている施策は、「家庭内での性別役割と、それを前提にして成立している労働市場自体の見直しを含む貧困対策」ではないかという。

障害を持つ女性については、「多くの方は、頼れるうちは親や親族の元で生活をするか、施設入所となるか、扶養してくれる人と『結婚』するか、生活保護を申請するか…。『選択肢』は限りなく少ない。(中略)結婚が『できた』障害女性は、無理をしてでも女性役割を引き受けることを求められもする。」と瀬山・臼井(2009)による分析がある。

女性の貧困問題を論じる難しさは、結婚によって家族を構成し、一つの世帯とみなされることにもある。石黒(1998)は、多重債務世帯を分析し、女性の生活水準の低さ、困窮状況、特に「同一世帯内部での女性の実際の消費水準の低さ(男性に比べて)」を明らかにしている。「多重債務世帯の生活水準はジェンダーによって大きく異なり、特に<女>世帯の単身と、<男+女>世帯での「夫婦+子供(+親他)」世帯(それも特に筆頭債務者が女性の場合)で、生活水準の低さや貧困の深刻さがたいへん目立つ」という。

そこには次のような事情もある。「日本のように『借金の返済のための借金』という自転車操業によって、『まじめに返済しようとする人が一番損をし、また消費者信用会社の一番の上客である』という構図が頻繁に発生する場合、多重債務に陥る過程の中でこの構図に女性が多く当てはまる可能性が高いことも考えられる。また債務を救済する場面でも有配偶者は夫婦での出席が条件とされる機関も多く存在し、『返済責任』を問う救済機関の場合には、債務者でない配偶女性も債務返済に参加させられている。」

そしてもう一つ石黒（1998）が指摘するのは、「多重債務者の男女間の違いが指摘されにくかった理由」として、「自己破産件数を公表する『司法統計年報』にそもそも男女別指標がないこと」を挙げている。世帯の中にこそ問題があるのだとすれば、分析の単位を「世帯」から「個人」に移さなければならない。

住宅問題を検討し、妻の就業を変数とする世帯の階層化が進展していることを指摘する平山（2014）は次のように述べる。「人びとの状態を個人単位で捉えるのか、世帯単位でみるのかは、分析上のテクニカルな問題であるだけではなく、社会のなかの人間が『まず個人として存在する』と認識するのか、『個人である以前に世帯という共同体のメンバーとして生きる』と考えるのか、という人間・社会観の違いを反映する側面をもつ。」

この「人間・社会観」の話は、昨今の女性の貧困問題に対する関心が「貧困女子」としてクローズアップされたことと無縁ではない。阿部（2014）は、『『貧困女子』ではなく、『女性の貧困』として問題を捉えることが、重要である』と指摘する。『『女性の貧困』を、女性自身の人権の問題であると認識し、若年期から高年期までの幅広い年齢層において、どのようなライフコース（結婚経験や離婚経験の有無、子どもの有無、親の有無、就労形態など）であっても、貧困のリスクに対応できるような政策をうつ必要がある。』という立場である。

#### ■ 「貧困の女性化」について

本報告書では、日本の状況のみ扱ってきたが、「女性 貧困」のキーワードで検索した場合、初期の文献には、アメリカで問題になった「貧困の女性化」に関する文献が多くみられる。「『貧困の女性化』が初めて主張されたのは、Pearce（1978）の1950年代初頭から70年代中頃にかけての米国についての研究」である（湯川 2011）。

マーサ・N・オザワ（1990）は、「1976年にアメリカにおける貧困者の大部分、つまり1500万人の貧困な成人のおよそ3分の2が女性であった。この事実を強調するために、貧困の女性化という言葉が用いられた」という。同文献は、必要な施策として、就労による所得の向上、養育費徴収システムの強化、個人控除を還付可能にする、低所得の母子世帯の職業訓練を挙げている。

最近のアメリカでは、「福祉受給者、ウェルフェア・マザー及び低所得者を対象としたさまざまな自立支援のアプローチが模索されている」という。稲葉（2014）によれば、「その一つのアプローチとしてマイクロエ



ンタープライズ・ディベロップメント・プログラムは 1980 年代半ばから注目を浴びている。このアプローチは、バングラデシュのグラミン銀行の少額融資のモデルをアメリカに導入したものだという。また、「TANF 制度の枠で福祉受給者が自営業を通して自立する際の課題として、1) 所得と資産の関係、2) 育児サービス、3) 医療保険などの制度的問題や支援不足など」も指摘している。

他方で、『『貧困の女性化』については様々な研究がなされてきたが、その基本的に意味するところは、貧困層に占める割合は女性の方が男性より高く、しかもその差は拡大しているということである。これは必ずしも絶対的に貧困が激化しているということではなく、女性が男性に比べて貧困化しているという相対的な概念である』と湯川（2011）は述べている。

湯川（2011）によると、「メキシコを含むラテンアメリカ 14 カ国の平均では 15 歳以上の女性の 46.7%は無収入とされるが、彼女等全てが貧困という訳ではないことはもちろんである」、しかし「家計内の所得分配を知ることは容易ではない」と先に日本に関する文献でも指摘されていたことと同様の点が問題にされている。「女性世帯主家計を男性世帯主家計と比較すると、前者の方が概して貧困率は低く、この点からは貧困の女性化という主張はメキシコには当てはまらない」が「時系列的にみると、男性世帯主家計に対する女性世帯主家計の優位性は徐々に失われており、その意味では貧困の女性化が進んでいる」という。

鈴木（2010）もまた、「女性全体でみても、女性世帯主世帯でみても、必ずしも貧困者に女性が多いとはいえないこと、女性と貧困の関係には、国がおかれた状況や文化、制度の違いが大きいことを示している」こと、「世帯内の不平等をどう扱うか」が問題であると指摘している。

#### ■ 検索した論文・雑誌記事で取り上げられていた調査

最後に、検索した論文・雑誌記事で取り上げられていたいくつかの調査報告を紹介したい。断片的ではあるが、女性の貧困状態が把握できる貴重な資料と考える。

一つ目は、加藤・梅津・三浦ほか（2014）で参照されていた、『女性高齢者生活実態調査』である。全日本年金者組合女性部（2012年9月）『女性高齢者生活実態調査の結果』と、全日本年金者組合神奈川県本部女性の会（2012年10月）『安心して生きていける年金に！ 女性高齢者実態調査結果』が発刊されている。

『女性高齢者生活実態調査』は、2012年2月～4月、年金者組合女性組合員を対象に実施され、回収数は18,481人である。年齢は多い順に、「70歳～74歳」が26.0%、「65～69歳」が21.9%、「75歳～79歳」が18.0%、「60～64歳」が14.2%などとなっている。

家族構成は、一人暮らしの女性が約25%、夫婦だけの暮らしが41%、その他未婚の子ども・兄弟姉妹・親・孫などと一緒に暮らす女性が、あわせて約20%である。既婚の子ども家族と一緒に暮らす、いわゆる3世代家族は11%と少ない。

年金種別をみると、厚生年金が42.3%、国民年金が34.0%、共済年金が21.0%、遺族年金が15.0%、無年金が2.7%、その他が2.0%、障害年金が0.8%となっている。共済年金の割合の高さは、年金者組合の加入者にもと教員、公務員が多いからであるという。このことは、次の年金月額にも現れている。

図表 24 年金月額

1	0円	2.9%
2	1～4万円台	12.2%
3	5～9万円台	29.2%
4	10～14万円台	21.9%
5	15～19万円台	18.3%
6	20万円以上	10.3%
7	無回答	3.8%

図表 24「年金月額」に示したように、共済年金受給者が一般女性に占める割合がかなり高いため、年金額15万円以上、20万円以上の比重が高い。とはいえ、それでも最も多いのは月額5～9万円台である。年金額10万円未満の女性は、44.3%となっている。

その他、家計における保険料や税金の負担の重さ、必要な特に介護サービスが提供されるか、などの不安が述べられているが、特に注目したいのは、高齢者のかかえている大きな悩みは子どものこと、という指摘である。いくつか自由記述を引用する。

- ・息子の結婚、息子の仕事がないことが悩み。(鳥取)
- ・3人目の子どもが無保険のアルバイトで定職がない。2人目の子どもは職に就いているが結婚できる収入でない。(鳥取)

- ・ 30代なかばすぎた息子の仕事が安定せず悩んでいます。まだ、娘も息子も結婚せず、何とかならないものかと思っています。(静岡)
- ・ 45歳の長男と2人暮らし。10年前から働かないので将来が心配。(静岡)
- ・ 次女の生活が成り立たない。次女は2月で失業。夫は低賃金。その息子長男は通信教育大生、二男は高校入試、家のローン5万円。(長崎)
- ・ 未婚の息子1人を養っているため、年金だけでは生活が難しい。貯金を取り崩して何とか暮らせる。(広島)
- ・ 長男が仕事上の失敗から引きこもりになって5年近くなっているのが一番の悩み。今は時間をかけて見守る以外ないとの思い。(広島)
- ・ 44歳の次女がまったく結婚する気がない。幼いときは明るく積極的な困らない子でしたが、どうしてこうなったのか不思議。いろいろ試みましたが効果なく途方にくれている。(神奈川)
- ・ 娘がいつまでも独身でいるのが心配。早く結婚してほしい。(青森)
- ・ 未婚の息子が失業中でなかなか就業できない。(東京)
- ・ 娘が失業中で仕事が見つからない。独り身なので将来も心配です。(広島)

子どもの収入が安定しない、失業して仕事がない、引きこもっている、という訴えである。仕事に関しては子どもといっても息子に関する言及が多く、娘については結婚しない、という訴えが多いが、仕事の不安定さを心配する声も小さくはない。

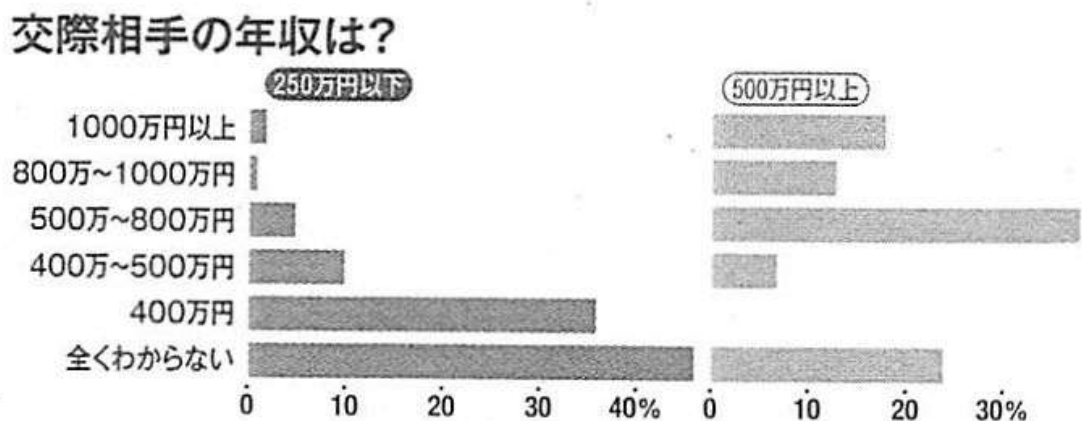
二つ目は、アエラの野田・仲宇佐・斉藤(2012)に掲載されたものである。「大卒シングル300人徹底アンケートで探る『貧困女子』と『富裕女子』」というタイトルである。アンケートの対象は、大卒初任給水準などをもとに「年収250万円以下」の200人と、「年収500万円以上」の同じ年代のシングル女性100人で合計300人である。

「年収250万円以下」の200人のなかには、月収から家賃を除くと、残るのは8万円以下、という人が20%を占める。正規雇用は43%である。転職回数が多く、病気やけがで仕事を辞める、求職した経験がある人の割合も23%に及ぶ。

興味深いのは、交際相手に関する記述である。交際相手の有無については、「年収250万円以下」と「年収500万円以上」でさほど変わらず、どちらも半数に届かない。異なるのは、彼の年収である。以下の図に明確なように、「年収250万円以下」の女性の場合、彼の年収が500万円以

上は少なく 8% 程度である。「年収 500 万円以上」の女性の場合は、70% に近い。(図表 25)

図表 25



関連して、山藤（2013）には、取り上げているケースごとの家計の内訳が書かれている。家計の内訳が、家賃、スマホ、奨学金、食費の順に挙げられており、これが支出の優先度を示すとも思われ、興味深い。

## 5-2 書籍から

書籍についても、Cinii を利用し「女 貧困」のキーワードで時期の限定をかけずに検索した。主に日本の状況について言及したものをピックアップしたところ、全部で 50 件であった。年代ごとにまとめたのが、以下の一覧である。

- 
1. 女性学研究会（1984）『女たちのいま vol. 2』勁草書房。
  2. 林千代（1992）『母子寮の戦後史：もう一つの女たちの暮らし』ドメス出版。
  3. 杉本貴代栄（1993）『社会福祉とフェミニズム』勁草書房。
  4. 杉本貴代栄（1997）『女性化する福祉社会』勁草書房。
  5. 樋口美雄・岩田正美（1999）『パネルデータからみた現代女性：結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社。
  6. 一番ヶ瀬康子（2003）『高齢社会の女性福祉』vol. 1：ドメス出版。
  7. 杉本貴代栄・笹谷春美・中井紀代子ほか（2004）『フェミニスト福祉政策原論：社会福祉の新しい研究視角を求めて』ミネルヴァ書房。
  8. 岩田正美・西澤晃彦編（2005）『貧困と社会的排除：福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房。
  9. 女性労働問題研究会（2006）『貧困と疲弊：女性労働のいま』青木書店。
  10. 生田武志（2007）『ルポ最底辺：不安定就労と野宿』筑摩書房。
  11. 北九州市立男女共同参画センター（2007）『女性と経済 ジェンダー白書』明石書店。
  12. フリーターズフリー（2008）『女性で、安心。貧乏でも、安心』vol. 02：フリーターズフリー 人文書院。
  13. 伊藤セツ（2008）『生活・女性問題をとらえる視点』法律文化社。
  14. 桜井陽子（2008）『豊かな国の女性の貧困化』全国女性会館協議会。
  15. 杉本貴代栄（2008）『女性が福祉社会で生きるということ』勁草書房。
  16. 牧野富夫・村上英吾（2008）『格差と貧困がわかる 20 講』明石書店。
  17. 鈴木大介（2008）『家のない少女たち：10 代家出少女 18 人の壮絶な性と生』宝島社。
  18. 門倉貴史（2008）『セックス格差社会：「恋愛貧者」「結婚難民」はなぜ増えるのか？』宝島社。
  19. いちむらみさこ（2009）『女性と貧困 生き抜く道は、どこにあるのか？』

- ロスジェネ』かもがわ出版.
20. 杉本貴代栄・須藤八千代・岡田朋子（2009）『ソーシャルワーカーの仕事と生活：福祉の現場で働くということ』学陽書房.
  21. （2009）『女たちの21世紀 No.57【特集】女性の貧困 — 何が見えなくしてきたのか？』アジア女性資料センター.
  22. 宮下忠子（2010）『思川：山谷に生きた女たち：貧困・性・暴力もうひとつの戦後女性史』明石書店.
  23. 女性労働問題研究会（2010）『「安心」な雇用実現への模索』
  24. 大沢真理・日仏女性研究学会・日仏会館研究センター（2010）『女性の貧困化に社会はどう立ち向かうのか：グローバル危機の中での日仏比較：国際女性デー・日仏シンポジウム』東京大学社会科学研究所.
  25. 日本婦人団体連合会（2010）『女性の貧困：変わる世界と日本の遅れ』ほるぷ出版.
  26. 松井彰彦・川島聡・長瀬修ほか（2011）『障害を問い直す』東洋経済新報社.
  27. 大阪弁護士会（2011）『貧困の実態とこれからの日本社会：子ども・女性・犯罪・障害者、そして人権』明石書店.
  28. （2011）『貧困研究 vol.6』（シリーズ貧困研究の課題 6 女性と貧困）明石書店.
  29. 中村 淳彦（2012）『デフレ化するセックス』宝島社.
  30. 荻上チキ（2012）『彼女たちの売春（ワリキリ）：社会からの斥力、出会い系の引力』扶桑社.
  31. 橘木俊詔編（2012）『格差社会』ミネルヴァ書房.
  32. 杉本貴代栄（2012）『フェミニズムと社会福祉政策』ミネルヴァ書房.
  33. （2012）『現代思想 特集女性と貧困』第40巻第15号：青土社.
  34. 花輪陽子・まさこふじい（2013）『「貧困女子」時代をかしこく生きる6つのレッスン：単身女性の3人に1人手取り-家賃=8万5000円未満』角川書店.
  35. 丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる：貧困と排除の社会学』世界思想社.
  36. 須藤八千代・宮本節子（2013）『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題：女性支援の変遷と新たな展開』明石書店.
  37. 杉山春（2013）『ルポ虐待：大阪二児置き去り死事件』筑摩書房.
  38. 大阪弁護士会（2013）『知っておきたい！養育費算定のこと：貧困母子世帯をなくすために』かもがわ出版.
  39. （2013）『フェミニズムはどこへ』女性ライフサイクル研究所：三学

出版.

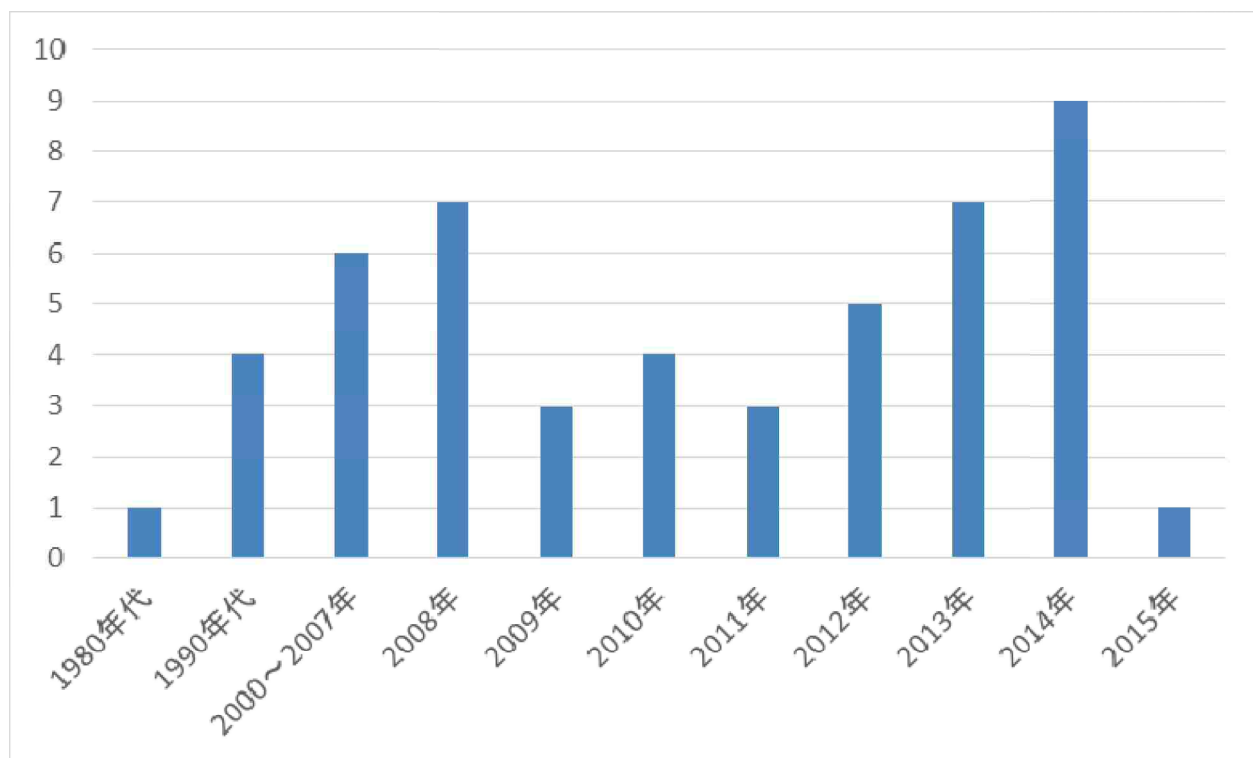
40. (2013)『女たちの21世紀 No.73【特集】生活保護——女性の貧困とセーフティネット』アジア女性資料センター.
41. 「大学非常勤職員のワークライフバランス」研究会 (2014)『大学×非正規×女性の「貧困」を問う:京都大学非常勤職員の実態調査報告』
42. 大塚奈穂子・栗田隆子・大野左紀子ほか (2014)『高学歴女子の貧困:女子は学歴で「幸せ」になれるか?』光文社.
43. 梶原公子 (2014)『25パーセントの女たち:未婚、高学歴、ノンキャリアという生き方』あっぷる出版社.
44. 岩崎博充 (2014)『50歳でも間に合う女の老後サバイバルマネープラン!「老後プア」から身をかかわす』主婦の友社.
45. NHK「女性の貧困」取材班 (2014)『女性たちの貧困 “新たな連鎖”の衝撃』幻冬舎.
46. 仁藤夢乃 (2014)『女子高生の裏社会:「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社.
47. 鈴木大介 (2014)『最貧困女子』幻冬舎.
48. 大和 彩 (2014)『失職女子。:私がりストラされてから、生活保護を受給するまで。』WAVE 出版.
49. 赤石千衣子 (2014)『ひとり親家庭』岩波書店.
50. 鈴木大介 (2015)『最貧困シングルマザー』朝日新聞出版.

---

50 件の書籍が出版された年で区分し、グラフにあらわしたのが、図表 26 である。図表 26 をみて気づくのは、1990 年代までに出版された書籍の少ないこと、それに対し 2000 年代以降は増加している傾向である。特に 2008 年は、世界金融危機による世界的な不況によって起こされたとされる「派遣切り」が問題となり、「年越し派遣村」を象徴として、日本の貧困問題が社会に明らかにされた年であった。2008 年に出版された書籍では、日本の貧困問題の一部として女性の貧困問題が取り上げられている。

女性の貧困問題そのものが、より焦点化されてきたのは、2008 年以降である。いくつかの雑誌で特集が組まれ、5-1 で取り上げたような雑誌記事がみられるようになる。そして、女性の貧困問題がいわばブームとなったのが、2014 年であった。

図表 26



以下では、2014年の文献に着目し、最近のブームともなっている「女性の貧困問題」とはどのような中身なのか、いかなることに関心が向けられているのか、検討する。

■ 41. 「大学非常勤職員のワークライフバランス」研究会（2014）『大学×非正規×女性の「貧困」を問う：京都大学非常勤職員の実態調査報告』

9

この調査の問題意識は、第一に、時間雇用・有期雇用の非常勤職員には女性が多く、それは「家計補助的」労働であるから問題がないという社会通念を検証するためである。第二は、非常勤契約をかけもちして家計を維持するひとは、どのような働き方を望んでいるのか、明らかにすることである。アンケートとインタビュー調査により、「女性の家計補助的な仕事」として不可視化されてきた非常勤職員の労働と生活の実態と希望を明らかにすることを目的としている。（9頁）

アンケートの対象は、京都大学の非正規雇用職員で、配布数 1009 件、

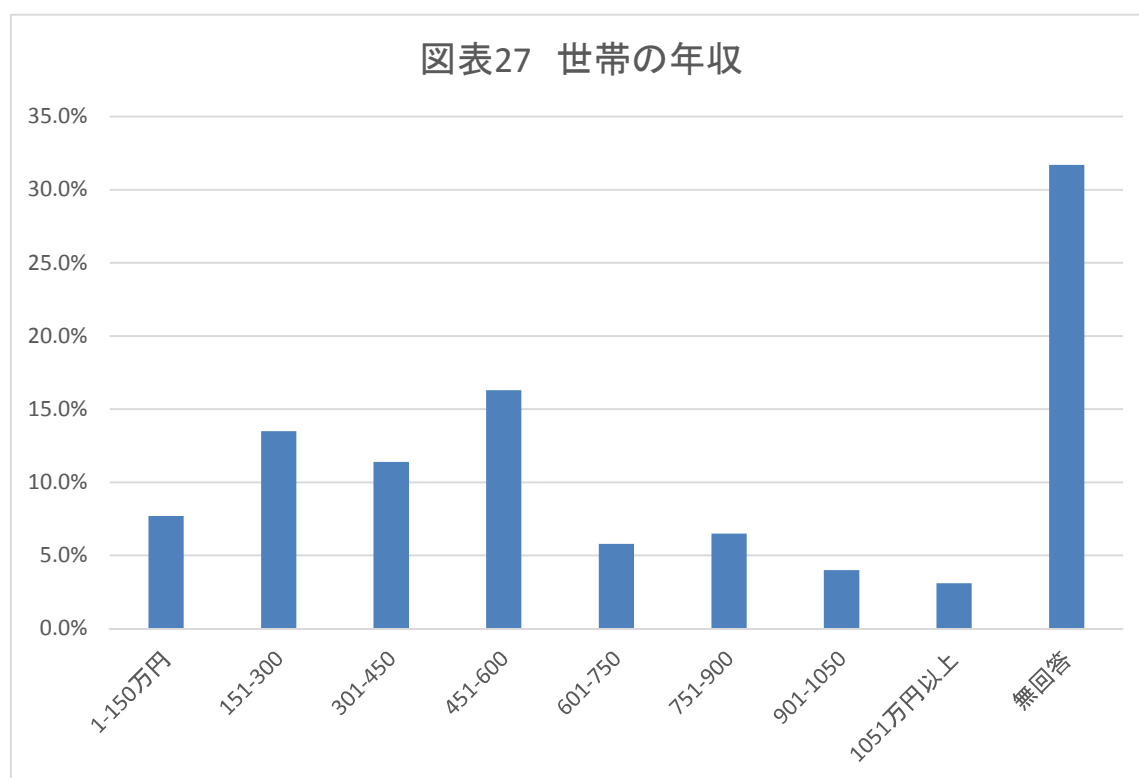
<sup>9</sup> 同調査は、菊地（2013）でも紹介されている。



有効回答数 321 件（ただし、集計対象は期日を過ぎて届いた回答もあわせて 325 件）である。「回答者の像」を中心に、アンケート調査の結果を紹介したい。

回答者のうち、女性が 9 割、平均年齢は 41 歳で、既婚、非婚はほぼ半々である。つまり「非常勤職員は夫に扶養されている既婚女性」という一般に抱かれたイメージは誤りだ、ということである。「半数は既婚者であるものの、もう半数はシングルであり、子どもを扶養している者も少なくない。結婚・子育てをしている割合は同世代の平均を大きく下回っている。このような結果から、主に自らの生計を立てるために非常勤職員として働いているシングル女性たちの存在が浮かび上がってくる。」（68 頁）

京大での手取りは平均収入 135.75 万円、京大以外の仕事をあわせても平均 149.55 万円である。世帯年収は、平均 512.2 万円であるが、ばらつきが大きい。200 万円以下が 14%、無回答が 32% 存在している。（図表 27）



職務評価では、「自分の仕事は恒常的だが、補助的か基幹的かについてはどちらともいえない」という自己認識がみえてとれ、正規職員に比べると負担は少ないと認識している。給与については「もっと評価されても

いい」が4割、正当な評価だという回答が3割で迷いが見られる。性別役割分業意識やそれを固定する諸制度についての見解は明快でないものの、どちらかといえば自立志向が強い印象だとされている。(68-69頁)。

■42. 大理奈穂子・栗田隆子・大野左紀子ほか(2014)『高学歴女子の貧困：女子は学歴で「幸せ」になれるか?』光文社。

本書の構成は、次のようである。

はじめに

1. どうして女性は高学歴でも貧困なのか——二人の高学歴女子をめぐる現状
2. なぜ女性の貧困は男性よりも深刻化しやすいのか?
3. 女子の高学歴化は、彼女たちと社会に何をもたらしたのか?
4. 女は女というだけで貧乏になるのだ
5. 「アート系高学歴女子」のなれの果てとして、半生を顧みる

各章、執筆者が異なる共著書である。ここでは、いくつか注目すべき主張を引用する。1章の執筆者の一人である栗田氏は、「とにかく女性の貧困は(女性に限らないという声が瞬時に上がりそうだが)、とりわけその人の意思や努力との相関関係が強いわけじゃない。むしろ、社会制度やシステムなど構造的な問題とハッキリ指摘できる。(中略)それは、今では『貧困女子』などとマスコミにも登場するテーマになったから、私の問題意識はズレてはいなかったのだろう。追い風も吹いているみたいだ。」(32-33頁)

後に取り上げる文字化されたNHKの番組のように、マスコミでも取り上げられる「貧困女子」への注目にも言及している。ただし、そこには問題がある。「女性の貧困問題のど真ん中には高齢女性だっているのに、メディア側は『若い女性』の画を求めたがる。だがその結果、社会構造や制度的問題とは認識されにくくなる副作用だって生じている。(中略) 貧困女性が、TVの画面で見世物的に消費されることはあっても、社会構造の問題としての『(全年齢にまたがる)女性の貧困』が注目されないということこそ、まさに『女性の貧困』である。」という。(33頁)

2章の執筆者である大理氏は、先に取り上げた「京都大学非常勤職員の実態調査報告」とも重なる非常勤講師が直面させられる困難を分析している。その上で「既婚男性>独身男性>独身女性>既婚女性。研究者

の採用はこの順に決まる——。この業界にこんな身もフタもない『言い伝え』が存在することは、結婚にきわまるこの国の性別役割分業の、根強さと容赦のなさを如実に物語っている。」とし、最後に次のように述べている（83頁）。「女性の非常勤講師は往々にして、一方では性別役割分業規範の桎梏によって、他方では研究者コミュニティ自体の持つ男性的な排他性によって、研究の世界、およびその先にある専任職ポスト獲得の機会からも遠ざけられてしまいがちなのである。」

3章は、女性の高等教育について分析している。著者の水月氏は、「『女子へ高等教育を！』という流れを、女子大の源流を辿ることで概観」する（118頁）。その結果は次のようである。「明治時代において、上流階級の子女に対する『（高等教育化による）女子の自立』といった高邁な理念が存在していたことは、喜ばしい発見であった。しかし、現実には、当時の社会や政府の一般的な価値観が反映され、『良妻賢母』方の（家を守る）女性の育成が重んじられていたことは、一方で残念なことであった。」（118頁）。今は、高学歴女子の絶対数は男子に迫りつつある。問題は、社会的影響力のあるポストについている女性の数の少なさであるという。「問題解決を図る意思決定の場に、当事者が参加できないシステム」こそが問題であるという（122頁）。

#### ■45. NHK「女性の貧困」取材班（2014）『女性たちの貧困 “新たな連鎖”の衝撃』 幻冬舎.

本書は、2013年2月に放送された、おはよう日本『“望まない妊娠”女性たちの現実』、同年7月の地方発ドキュメンタリー『彼女たちの出産～2013 ある母子寮の日々』、2014年1月のクローズアップ現代『あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～』と、その続編となるNHKスペシャル『調査報告 女性たちの貧困～“新たな連鎖”の衝撃～』について、番組で紹介することができなかった取材の内容も含めてまとめたものである（251頁）。

目次は次のようであり、各章、NHKの取材された記者が執筆している。

はじめに——「理想はないですね、基本」

1. 見えない貧困
2. 非正規雇用の現実
3. 「母一人」で生きる困難
4. セーフティーネットとしての「風俗」

## 5. 妊娠と貧困

## 6. “新たな連鎖”の衝撃

## 7. 解決への道はどこに

データが語る若年女性の貧困

おわりに——人生のスタート地点で「夢」や「希望」が奪われる社会とは

NHKの取材班が若年女性の貧困に着目したのは、子どもの虐待問題取材してきたという背景があった(22頁)。「子どもを安定した環境で育てられない母親たちはどんな困難を抱えているのか、私たちは直視していく必要があると思った。」という(23頁)。「女性の貧困の『今』を見つめるだけでなく、子どもたちの『将来』について考えることで“貧困の連鎖”の実態解明」につなげたいという趣旨である(64頁)。収入について詳細を取材することは失礼であろうと心配していたが、どのシングルマザーもお金の質問に丁寧に答えてくれて、社会の無理解を解消して欲しいという思いがあったのではないかと述べている(70頁)。

2章は非正規雇用の問題を取り上げているが、そこには「女性の貧困について考えるとき、雇用の問題は避けることができない。」という問題認識がある(40頁)。「女性は、若いうちは父親に、結婚すれば夫に、歳を取れば息子によって守られる。そんな時代はもはやないにもかかわらず、母子世帯で育った若い女性たちやシングルマザー、さらには貧困率が最も高い高齢の女性たちの現状を見れば、『男』を欠いた途端、女性たちの暮らしは一気に困窮するのだという現実を思い知らされる。」(41頁)。5章では、「女性たちを見ていて痛感するのは、妊娠があつという間に安定を奪ってしまうという現実」と指摘する(156頁)。「非正規雇用の女性たちが妊娠を機に仕事や住まいを失うのはもちろん、正社員であってもぎりぎりまで妊娠を隠し、『急病になった』と職場に伝えてその間に出産をすませると、真剣に話す女性もいた。」(156頁)。

4章では、働くことを余儀なくされたシングルマザーの生活に欠かせない三つの要素、就労・育児支援・居住をワンストップで提供しているのが、風俗店であると指摘する(101頁)。「生活に困窮した一人が抱える問題は、多岐にわたっている。行政による支援の制度があっても、縦割りですれぞれがつながっていないことはよく指摘されている問題だ。若い女性は、特に支援とつながりにくいといわれている。」(120頁)。そこで期待されているのが、2015年4月からスタートする「生活困窮者自立支援法」の実施であり、「風俗店がセーフティネットになっていると

いう皮肉な現実を、いかに改善していくことができるのか。取材を続けていきたい。」としている（121頁）。

■46. 仁藤夢乃（2014）『女子高生の裏社会：「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社。

本書の執筆者は、「家庭や学校に居場所や社会的つながりを失った高校生を『難民高校生』と呼び、さまざまな事情や苦しみを抱えた10代の少女たちの自立を後押しする活動を行っている。」（3頁）その活動で直面する「性搾取や違法労働の現場には、『衣食住』と『関係性』を失った少女が多く存在し、『貧困』状態から抜け出せなくなっている。」という状況を文字化し、読者に伝えている。

本書の構成は、1章から5章まで取材を通して出会った「JK<女子高生>産業」で働く少女の事例を取り上げ、6章で分析、7章で「少女たちのその後」に言及している。それぞれの事例が、少女たちの状況をよく知らせているため、この内容が本書の眼目ではあるが、ここでは特に貧困に関連する分析を引用する。

調査を踏まえ、「JK リフレやお散歩で働く少女の多くは、家庭から排除されている。家庭が貧しく経済的に困窮していても、誰にも頼れずに苦しんでいても、虐待やネグレクトを受けていても、彼女たちはきれいな服を着ておめかしをするため、『貧困』や『孤立』状態にあることには気づかれない。」という（121頁）。ただし、「両親との仲も学校での成績もよく、将来の夢もあって受験を控えているような『普通の』女子高生」もあり、「JK産業」で働く少女を3つの層に分類している（176頁）。

- ①貧困層 貧困状態にあり、生活が困窮している層。
- ②不安定層 経済的困窮家庭の子ではないが、家庭や学校での関係性や健康・精神状態に不安や特別な事情を抱えている層。
- ③生活安定層 経済的にも家庭や学校における関係性的にも困窮しておらず、その他特別な事情も抱えていない層。

「③生活安定層」の少女たちが売春や犯罪の入り口に立っていることは衝撃的で、この10年間、「①貧困層」「②不安定層」の子どもたちが「そちらの世界に引っ張られていく」ことを社会が放置してきた結果であるという（177頁）。「少女たちはまだ子どもで社会を知らず、判断能力もない。一方で、雇う側、買う側は大人だ。彼らは身の危険をわかってい

るからこそ、規制をくぐり抜けるようにして、少女をうまく利用している。『JK産業』はそんなグレーゾーンを狙った『脱法産業』なのだ。」(192-3頁)。

他方で、「家庭や学校に頼れず、『関係性の貧困』の中にいる彼女たちに、裏社会は『居場所』や『関係性』を提供する。」(209頁)。これは、本来、行政の相談窓口や社会保障に求められる機能であるが、そこに大きな問題がある。「社会保障も法律も、基本的に未成年は保護者に守られていることが前提とされている。行政は、学校は、大人は、10代の子どもたちの『秘密』を守ってくれない。仕事や住まいを与えてくれる裏社会のスカウトよりたちが悪い。(中略) そんな経験から、もともと声を上げていた子どもたちも声を上げられなくなっていく。子どもが『助けて』と言えない社会はおかしい。(中略) 私たちは、子どもたちの信頼を取り戻すところから始めなければならない。」(202頁)。

#### ■47. 鈴木大介 (2014) 『最貧困女子』 幻冬舎.

同書は、「まえがき」において、「貧困問題はクローズアップされればされるほどに、混乱を招いているように思える」とし、そもそも貧困に陥るのは低所得に加えて「三つの無縁」「三つの障害」と分類する。三つの無縁とは、「家族の無縁・地域の無縁・制度の無縁」、三つの障害とは「精神障害・発達障害・知的障害」である。これが素人分類だと断りつつ、「貧乏でもがんばっている人はいるし、貧困とか言っている人間は自己責任」という戯言は払拭できるはずで、具体的な支援策は専門性の高い人たちで議論して欲しいという。(10-11頁)

著者が注目するのは「世の中には、こうした分類・分析・論証や議論から外れたところで、目も当てられないような貧困の地獄の中でもがいている女性、そして未成年の少女たち」の存在であり、「セックスワーク(売春や性風俗産業)の中に埋没する『最貧困女子』」である。(12頁)。目次は次のようである。

まえがき

1. 貧困女子とプア充女子
2. 貧困女子と最貧困女子の違い
3. 最貧困少女と売春ワーク
4. 最貧困少女の可視化
5. 彼女らの求めるもの

## あとがき

「最貧困女子」という言葉で、真っ先に著者の脳裏に浮かんだのは、『出会い系のシングルマザーたち』（2010年・朝日新聞出版）で取材した、20名程度の女性たちであった（54頁）。彼女たちは「私的に売春をするシングルマザー」で、なぜ売春行為で得る稼ぎを必要とするのか、他に仕事をしていないのか、仕事ができない状況なら生活保護を受給できないのか、離婚の理由、前夫からの養育費、子どもの養育状況など、聞きだしたいことは尽きなかったが、取材できなかったという。「考えても考えても救いの光がどこにあるのか分からない、どう解決すればいいのか糸口も見えない、そんな、『どん底の貧困』だった。」（55-56頁）。

「彼女らは売春ワーク（ワークとすら言えない状態だったが）に関与することで、やはり自ら社会の批判の対象となってしまう。（中略）痛みの大きさも、そもそもその存在自体も、可視化されていない。分かりづらい。一見すれば本人の自己責任にも見えるし、差別や批判の対象となりがちである。以上が、セックスワーク周辺者となった貧困女子が、様々な支援のチャンスや接点をふいにして『最貧困』へと陥っていく所以だ。」（80頁）

しかし、「セックスワークと貧困には、さらにもっと深い闇がある」として、「『貧困の中、虐待家庭に育ち、セックスワークに吸収されていった少女たち』の現場」を取り上げる（81頁）。少女たちが求めるものは、「補導などに怯えずゆっくり寝ることができる『宿泊場所』、その宿泊や食事を確保するための『現金と仕事』、現金を得るためのツールとして不可欠な『携帯電話』、そして『隣にいてくれる誰か』」だという。その「彼女らの欲しい物のほとんどを、行政や福祉は与えてくれない。」、そのためセックスワークに「捕捉」されるという（100-101頁）。

そして、「セックスワークの底の底」にいる「最貧困女子のリアル」は、「自己責任論など、絶対にさしはさむ余地」がない、「なぜなら彼女らは、その『自己』というものが既に壊れ、壊れてしまっている」のだとする（134頁）。「『援助交際』『援交少女』という、誰が作り出したか分からない無責任な言葉と、そこに固定化されたイメージ」を払拭し（153頁）、「セックスワークの中に埋没する『最貧困女子』を可視化」する必要性を訴えている（167頁）。

以上のことが、具体的な描写を盛り込みつつ説得的に描写されたのち、5章では、最貧困女子の救済策として、著者が聞き取れた「当事者が求

めるもの」を述べている（170 頁）。「第一に必要なことは、彼女らが路上に飛び出る前に、それ以前に地元同年代で作るコミュニティの中でセックスワークに取り込まれる前に、彼女らを救済すること（中略）彼女らが共有するのは、貧しさよりも『寂しさ』ということ」だとする（179 頁）。

「次に、未成年が既にセックスワークに取り込まれた後について」（183 頁）は、「毎日の売春というのはやはり非人道的な行為」（184 頁）とした上で、「『少女自身による独立』という選択肢」（185 頁）をおくことだという。「ただ何も言われずに自由に休める場所が欲しい。これが家出少女らから聞き取った、彼女らの最大の希望だった。」という（184 頁）。

そして、「苦肉の策ともいえるのが、『セックスワークの脱犯罪化・正常化・社会科』だ」（187 頁）。「当事者と支援者の断絶を取り除くためにも、段階的なセックスワークの社会化を望みたい。制度的な変革が無理だとすれば、せめてセックスワークの経営サイドの意識改革を促すような動きと、従来の女性支援勢力が、きちんと手を結んで同じテーブル上で話をしてほしいと思うのだ。」（196 頁）。

最後に、恋活＝恋愛活動のシステム化、を挙げる（197 頁）。「女性の貧困、セックスワークと貧困などの議論の場に、『恋愛』の二文字を見たことがほとんどない。『貧困女子脱出の得策は恋活』などと言えば、その言葉の安っぽさに失笑を買うか、フェミニストの逆鱗に触れるのが関の山だ。だがこれは、当事者の中でしかできないこと（中略）地雷男の特徴と失敗例を共有するだけでもいい。これは社会が用意する制度などでは決して解決できない、そして大きな問題だ。」と述べる（206 頁）。

■48. 大和 彩（2014）『失職女子。：私がリストラされてから、生活保護を受給するまで。』WAVE 出版。

同書の中身は、「はじめに」まとめられている

「無職（元 OL）」から「ときどきウェブに文章を寄稿している、無職になった者」です。

ほんの少し前の私は、リストラや契約打ち切りで無職になり、転職活動では 100 社近くから不採用になり、貯金もすべて使い果たし、生活に困って途方にくれていました。

借金・風俗勤務・自死——この三つのうち、「どれにしようかな…」と思い悩んでいたときに知ったのが、＜生活保護＞という制度でした。



結果、私は現在、借金も風俗勤務も自死もすることなく、生活保護の支援を受けながら、自立を目指してなんとか日々を送ることができております。

目次は、

1. 失職女子は、お金がない！
2. 失職女子とハローワーク
3. 失職女子のライフライン
4. 失職女子、生活保護を申請
5. 失職女子、住まいを探す
6. 失職女子の現在と、未来

おわりに

となっている。小学生のころから、就職して親から経済的自立を果たすことが夢であったという著者が、就職して失職し、ハローワークで提供される支援を利用し、生活保護を受給するまでの過程、出来事を述べたものである。困窮状態に陥った当事者が、自分自身の状況を描き、生活保護という支援を利用する意味について語っているのが、これまで取り上げた書籍と違う点である。

「生活保護受給は、『まさか自分が経験することになるとは』の最たる出来事」であった（202頁）。生活保護受給後、体調は不安定だが、「金銭ではない、大きな贈り物」を得たという。それは「『私なんかでも、生きていていいんだ……』という、じわじわ心に沁みわたっていくような心情」である（214頁）。

他方で、生活保護を受給する直前、申請するときは、「『貧困生活を送ると、IQが下がる』と最近ネットで読みましたが、ホントにその通り（中略）活字を読んでも、一つひとつの文字は読めるのに、それを言葉や文として頭のなかで結びつけてロジカルに捉えることができないという状態までボケが進んでおり、福祉課でせっかくもらった『生活保護のしおり』などに目をとおしても、ただの文字の羅列にしか見えず困りました」（203頁）と、当事者の実感が端的に示されている。

## 6. 地方自治体のとるべき施策

本報告書では、2章で貧困という概念について説明した上で、3章で女性の貧困問題に対する地方自治体の取り組み、4章で国の調査、5章で女性の貧困問題に関する論文・雑誌記事、書籍を検討してきた。そのなかで、すでにさまざまな解決策、政府・行政がとるべき施策が示されており言及してきたが、ここであらためて「地方自治体がとるべき施策」について述べる。

### I. 施策の企画・立案・実施の前提となる各種の調査において、性別データを整備すること

これまでに女性の貧困問題について論じられてきたこと、明らかにされてきたことを述べてきたが、まだまだ十分に実態が明らかにされているとは言えない。それがなぜかといえば、検討の前提となるデータが不備なためである。女性のおかれている状況を明らかにするには、さらには性に中立な社会制度を構築するには、性別データを整備することが不可欠である。具体的には、選択肢を「男性・女性・その他」と設定することである<sup>10</sup>。

たとえば、先に言及した、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会（2009）『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書』の44-45頁では、国の施策の全体的な傾向が分析されている<sup>11</sup>。

○ 男女別の状況やニーズの把握が行われている施策は調査対象とした83施策（実件数76件）のうち25施策であった。内訳は「ア. ① 若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実」に関する施策（1施策）、「ア. ③ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実」に関する施策（7施策）、男女雇用機会均等確保に関する施策、「イ. ① 雇用の場の改革」に関する施策（2施策）、「イ. ②

<sup>10</sup> 性に中立的な社会制度、という観点から性的マイノリティへの配慮も肝要と考え、選択肢に「その他」を入れることを提案したい。この点について、「虹色ダイバーシティ」の村木氏にご教示いただいた。「トランスジェンダーは就職困難層でもあり、貧困リスクが高い」と考えられており、貧困問題に取り組むには、性的マイノリティのデータも収集することは必要と考える。

<sup>11</sup> さらに詳しくは、内閣府男女共同参画局影響調査事例ワーキングチーム（2003年11月）『影響調査事例ワーキングチーム中間報告書～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～』を、最新の状況は、内閣府男女共同参画局「『ジェンダー統計』をめぐる最近の動向等について（平成25年6月21日）」（統計委員会基本問題部会第2WG説明資料 資料9）を参照されたい。

女性の就業継続や再就職を支援するための環境整備」に関する施策（7 施策）、「ウ．① 困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり」に関する施策（4 施策）、「ウ．③ 国際化に対応した支援体制の強化」に関する施策（2 施策）、「エ．① 家庭や地域における男女共同参画の推進」に関する施策（2 施策）である。なお平成 21 年度補正予算の対象である 12 施策のうち、男女別の状況やニーズの把握が行われている施策は 1 施策であった。

○ 男女別にデータを把握している施策は全部で 18 施策であった。

○ 生活困難の防止及び生活困難を抱える人々への支援に関連する施策において、男女別の状況やニーズの施策への反映、男女別データの把握はいずれも十分であるとはいえず、今後の改善が求められる。

さらに「男女別に実績、効果を把握しているのは 7 施策」である。これでは、女性の貧困問題は顕在化しないし、施策にも結びつかない。作業自体は地道で多岐にわたるが、まずは、地方自治体においても、施策の企画・立案・実施の前提となる各種の調査で、性別データを整備することの必要性を強調したい。

## Ⅱ．生活困窮者を支援する、男女共同参画センター・各種女性センター・民間団体等の活動と地方自治体が果たす役割の重要性を再認識すること

3 章では、地方自治体が女性の貧困問題にいかに向き合ってきたか、調査した。調査対象は、すでに実施されてきた制度ではなく、その前段に位置する、政策の基礎となる調査・研究報告であるが、女性の貧困問題をテーマとする文献及びその関連文献はきわめて少なかった。地方自治体といっても、施策を推進する担当部署のみでなく、関連団体も含めた女性問題を扱うセクターから接近することで、関連する文献を見つけることができた。

3-2 のまとめで述べたように、行政の取り組みというより、民間の支援団体の働きを経由して、女性のニーズがつかみ取られているようにみられるケースが多かった。3-3 で取り上げた、最近になって実施された注目すべき調査報告は、横浜市及び仙台市の男女共同参画センターの自主的な取り組みと、パーソナル・サポート・サービスを端緒とした、最近の生活困窮者自立支援の流れに位置する動きに基礎がある。

日本には、すでにさまざまな社会保障・社会福祉制度が整備されてい

る。しかし、5-2 で詳述した最近の書籍で強調されているのは、支援が必要な人に届かないことである。2015年4月から全面実施される「生活困窮者自立支援法」はこのことを意識して設計したとされている<sup>12</sup>。法の第一の、そして福祉事務所設置自治体の必須事業は「自立相談支援事業」であり、次のような内容が掲げられている。

- ・ 訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・ ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・ 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・ 地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

「自立相談支援事業」は、「自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能」としている。これは、困窮状態の方のニーズを捉えてきた実績が民間団体にあることを認めているためと考える。民間団体の活動を支援し、協働することは、地方自治体の重要な役割だと考える。

しかし、「自立相談支援事業」により期待される効果として挙げられた次の二点を見ると、国及び地方自治体の役割の重要性を強調しておかなければならない。

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

繰り返し述べているように、5-2 に取り上げた書籍では、社会福祉のサービスや生活保護制度が必要な人に届かないこと、困窮状態にある人にとって、制度のハードルが極めて高いことが明らかにされていた。その人たちに支援を届ける一つの手立てとして、「生活困窮者自立支援法」が実施されるのだとすれば、いったんは、社会福祉のサービスや生活保護制度の利用者が増えることを覚悟する必要がある。つまり、「生活困窮者自立支援法」の実施が、即座に福祉事務所の負担軽減につながるとは

<sup>12</sup> 以下の「生活困窮者自立支援法」の説明は、厚生労働省のHPにある『新たな生活困窮者支援制度の創設』（H25.8.2 生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料を一部修正）、を参照した。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/seidogaiyou.pdf>  
f 2015年2月22日アクセス

いけない。むしろ、福祉事務所の体制を強化することを志向すべきではないのかと考える。

『女性高齢者生活実態調査』で明らかにされていたように、年金額の不十分さ、無年金の問題、保険料負担の重さ、医療や介護サービスの充実を望む声は大きいし、現状で不備な点が多い。生活保護へのハードルも高い。せんだい男女共同参画財団編（2013）が強調していたように、世帯類型、婚姻状況、雇用形態を問わず、リスクの重複を踏まえた支援体制の構築が求められている。I. に述べたことを踏まえれば、女性の貧困問題への対策は、まだスタート地点に立つか立たないかの段階なのであり、地方自治体の生活困窮者支援に対する積極的な取り組みを期待したい。

### Ⅲ 「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点のもとに、貧困からの救済と貧困の予防について、短期・中期・長期で目標を設定すること

施策の立案において重要なのは、その理念である。最初に述べた貧困の概念で紹介した、女性の貧困を理解するのに、「最低限度の経済的自立の可能性に対する個人の権利」という視点が重要であると考えられる。女性の人権への意識、女性が自立する存在であることを認めることが、出発点である。

その上で、I. II. にかかわることだが、女性の貧困問題の解決には、貧困からの救済と貧困の予防の二面を考えて施策を講ずること、それぞれについて短期・中期・長期で目標を設定することであると考えられる。すでにさまざまな文献で確認されたことだが、女性の貧困を支えている構造は根深く多岐にわたる。残念ながら女性の貧困問題「特効薬」というようなものはない。女性といっても、人により状況は千差万別である。

まずは、貧困状態にあって苦しんでいる女性の救済が優先されなければならない。これは、短期的な目標であり、現在の支援制度のさらなる活用や、緊急支援の充実が求められる。女性の貧困問題が子どもの貧困問題と表裏一体になっている実態からすれば、この支援は、子どもの貧困の予防につながる。

さらに、貧困の予防という面から考えれば、就労し、自前の収入を得て経済的に自立することが極めて重要である。しかし、女性の場合、就労してもなお貧しいのであり、その深刻な状況は、繰り返し問題提起されてきた。就労継続の厳しい、劣悪な労働環境が改善されること、いわ

ば経済的自立の前提条件の問題が解決されなければならない。

具体的な支援を設計する上で重要なことは、横浜市男女共同参画推進協会の一連の報告が参考になる。同協会の支援プログラムが目標とするのは、(経済的)自立であり、まず女性が主体的に生き方を自己選択していくために、「職業に直結するスキル習得以前に、安心感や自己肯定感の回復・獲得、社会生活上の基本的スキルを身につけること、人とのかかわり方の練習をすること」(横浜市男女共同参画推進協会 2011)が必要とされていた。これは、女性だけでなく、男性を含む若者支援の中でも強調されていた支援のポイントである。

とすれば、最終的に求められるのは、性に中立な社会制度の構築である。女性の貧困問題がトピックに挙げられる今こそ、これに向けた取り組みが、地方自治体に求められるのだと考える。

## 7. 参考文献

- 赤石千衣子 (2009) 「女性と貧困 (特集 『貧困』問題と共依存社会) 『ア  
ディクションと家族』 26 (2) : 102-08.
- 雨宮処凛・伊田久美子・杉本志津佳ほか (2013) 「シンポジウム 女性と  
貧困 : 『見えにくい貧困』『サイレント・プア』を考える (堺大会  
(2013年)記録) 『フェミニストカウンセリング研究』 11 : 50-74.
- 阿部彩 (2014) 「『貧困女子』のレトリックに隠された『女性の貧困』」 『一  
冊の本』 19 (5) : 43-45.
- 藤原千沙 (2009) 「貧困元年としての 1985年 制度が生んだ女性の貧困  
特集 女性の貧困--何が見えなくしてきたのか?」 『女たちの 21世紀』  
57 : 19-21.
- 平山洋介 (2014) 「住宅政策とジェンダー 特集 女性の貧困と住まい」  
『住宅会議』 91 : 5-9.
- 稲葉美由紀 (2014) 「アメリカの貧困問題と社会福祉 : 母子世帯への開  
発的福祉の取り組みに関する一考察」 『言語文化論究』 32 : 71-90.
- 石黒由美子 (1998) 「多重債務問題とジェンダー : 多重債務と貧困の女  
性化」 『国立婦人教育会館研究紀要』 2 : 69-77.
- いちむらみさこ・栗田隆子・増山麗奈・浅尾大輔・大澤信亮 (2009) 「女  
性と貧困 : 生き抜く道は、どこにあるのか?」 『ロスジェネ 別冊』  
4-47.
- 伊藤みどり (2008) 「貧困の女性化から連帯へ (脱 WTO/FTA 草の根キ  
ャンペーン、ピープルズ・プラン研究所共催シンポジウム 資本と  
国家の東アジア共同体構想への否! とオルタナティブ!)」 『ピー  
プルズ・プラン』 42 : 130-4.
- 伊藤みどり (2009) 「女性の貧困は、なぜ無視されるのか」 『金融労働調  
査時報』 695 : 4-10.
- 伊藤みどり・青山薫・笠原光 (2007) 「インタビュー 状況をバネにエン  
パワーする女性たち 伊藤みどりさん (特集 労働と生活の場から  
貧困を撃つ)」 『ピープルズ・プラン』 39 : 28-39.
- 伊藤みどり・鈴木純子・竹中俊恵ほか (2006) 「座談会 女性の貧困化と  
『再/チャレンジ』 (特集 能力主義で「女性の自立」は可能か?  
『再/チャレンジ』支援策を問う) 『女たちの 21世紀』 47 : 4-11.
- 岩田正美 (2007) 『現代の貧困』 筑摩書房.
- 加藤郁子・梅津弘子・三浦マサ子ほか (2014) 「全日本年金者組合神奈  
川県本部女性の会のみなさん 12万人不服審査請求へ: 年金者座談

- 会 年金減額 生きる権利奪うのか (特集 女性の貧困はいま (上))  
『女性のひろば』423 : 40-45.
- 鴨桃代 (2007) 「二極化させられた女性労働 スタンダードは「家事・育児+仕事」=非正規?! (格差と貧困に立ち向かう)」『まなぶ』601 : 79-82.
- 菊地夏野 (2013) 「大学に埋め込まれる女性の貧困 : 京都大学非常勤職員実態調査から (特集 学ぶことの権利 : ジェンダー・階層・エスニシティ)」『女たちの21世紀』74 : 29-31.
- 栗田隆子 (2008) 「女性と貧困ネットワーク--ひとりであっても、共にいても、家にいても、外にいても、女性が「生きていく」ということ (女性の労働、女性的労働--そして NFO (Non Family Organization))」『フリーターズフリー』2 : 54-9.
- 栗田隆子 (2009a) 「『フリーター独女』・フェミニズムにおける『他女』として語ること、ないしは私の『他女』と関わること (特集 今ジェンダーの視点で問い直す貧困と労働)」『女性学』17 : 8-18.
- 栗田隆子 (2009b) 「女性の貧困と生存権 (特集 生存権)」『ピープズ・プラン』48 : 50-58.
- マーサ・N・オザワ (1990) 「アメリカにおける貧困の女性化」『季刊社会保障研究』26 (3) : 228-42.
- 丸山里美 (2008) 「貧困政策における女性の位置--戦前・戦後の大阪の事例研究 (特集 生政治)」『述』2 : 152-71.
- 丸山里美 (2014) 「ホームレスと女性」『住宅会議』91 : 26-30.
- 丸山里美 (2014. 7) 「二〇一三年度山川菊栄記念婦人問題研究奨励金受賞記念スピーチ 貧困女性の声を聞く」『社会主義』625 : 83-90.
- 野田美佳子・仲宇佐ゆり・斉藤真紀子 (2012) 「格差 大卒シングル 300人徹底アンケートで探る『貧困女子』と『富裕女子』」『Aera』25 (14) : 32-36.
- 大西玲子 (2014) 「いっそうの貧困もたらず安倍政権の雇用政策 (特集 女性の貧困はいま (上))」『女性のひろば』423 : 60-66.
- ルース・リスター (2011) 『貧困とはなにか--概念・言説・ポリティクス』明石書店.
- 竹信三恵子 (2009) 「可視化から解決へ--女性の貧困と女性運動 (特集 民衆運動の構想力)」『ピープルス・プラン』46 : 60-66.
- 竹信三恵子 (2009) 「「女性と貧困ネットワーク」設立 (人権キーワード 2009)」『部落解放』614 : 62-65.
- 瀬山紀子・臼井久美子 (2009) 「障害女性と貧困 特集 女性の貧困--何



- が見えなくしてきたのか?」『女たちの21世紀』57:22-24.
- 島田博子(2013)「女性の非正規労働者:集中する貧困と差別」『科学的  
社会主義』178:60-63.
- 須藤八千代(2001)「貧困問題 女性と貧困 (特集 社会福祉システムの  
再検討--ジェンダーの視点から)」『社会福祉研究』81:40-49.
- 杉山春(2014)「母親たちの誇り支えることこそ (特集 女性の貧困は  
いま(上))」『女性のひろば』423:52-55.
- 鈴木春子(2010)「女性と貧困--「貧困の女性化」をめぐって(特集 貧  
困と統計)」『統計』61(5):9-14.
- 鈴木晶子(2013)「未婚女性の貧困問題を考える:若者支援・困窮者支  
援からのレポート(特集 家族形成と労働)」『日本労働研究雑誌』  
55(9):66-75.
- 庄司洋子(1984)「貧困と女性」女性学研究会編『講座女性学 2 (女た  
ちのいま)』勁草書房.
- 山藤章一郎(2013)「ニュースを見に行く!現場の磁力(第316回)大  
塚 貧困を這いまわる女たち 「奨学金」発「デリヘル嬢」着」『週  
刊ポスト』45(23):136-39.
- 湯川攝子(2011)「新自由主義政策と貧困の女性化:メキシコの事例  
研究」『京都産業大学論集 社会科学系列』28:141-57.

## 謝辞

文献の収集にあたりご協力いただいた、神奈川県立保健福祉大学図書館の職員のみなさま、神奈川県立図書館、横浜市立図書館、国立女性教育会館女性教育情報センター、全日本年金者組合、「大学非常勤職員のワークライフバランス」研究会の方々に心より感謝いたします。

また、調査の出発点にあたりご助言くださった田宮遊子氏（神戸学院大学）、6章の執筆に関連してご教示くださった「虹色ダイバーシティ」の村木真紀氏に感謝申し上げます。

最後になりましたが、あらためて「女性の貧困問題」について考える機会をくださった全国知事会地方自治政策センターのみなさまに感謝申し上げます。

別表 全都道府県の男女共同参画の所管課、センター

都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課一覧

都道府県	担当課(室)
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課男女平等参画グループ
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ
岩手県	環境生活部 青少年・男女共同参画課
宮城県	環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班
秋田県	生活環境部 男女共同参画課
山形県	子育て推進部 若者支援・男女共同参画課
福島県	青少年・男女共生課
茨城県	知事公室 女性青少年課 男女共同参画グループ
栃木県	県民生活部 人権・青少年男女参画課
群馬県	生活文化スポーツ部 人権男女共同参画課
埼玉県	県民生活部 男女共同参画課
千葉県	総合企画部 男女共同参画課
東京都	生活文化局都民生活部男女平等参画課
神奈川県	県民局くらし県民部 人権男女共同参画課
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課
富山県	生活環境文化部 男女参画・県民協働課
石川県	県民文化局 男女共同参画課
福井県	総務部 男女参画・県民活動課
山梨県	企画県民部 県民生活・男女参画課(男女共同参画担当)
長野県	県民文化部 人権・男女共同参画課
岐阜県	環境生活部 男女参画青少年課
静岡県	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
愛知県	県民生活部 社会活動推進課 男女共同参画室
三重県	環境生活部 男女共同参画・NPO 課
滋賀県	総合政策部 男女共同参画課
京都府	府民生活部 男女共同参画課
大阪府	府民文化部 男女参画・府民協働課
兵庫県	健康福祉部こども局男女家庭課
奈良県	健康福祉部こども・女性局 女性支援課
和歌山県	環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課

鳥取県	地域振興部 男女共同参画推進課
島根県	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室
岡山県	県民生活部 男女共同参画青少年課
広島県	環境県民局 人権男女共同参画課
山口県	環境生活部 男女共同参画課
徳島県	保健福祉部男女参画・人権課
香川県	総務部 県民活動・男女共同参画課
愛媛県	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課
高知県	文化生活部 県民生活・男女共同参画課
福岡県	新社会推進部 男女共同参画推進課
佐賀県	くらし環境本部 男女参画・県民協働課
長崎県	県民生活部男女共同参画室
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課
宮崎県	総合政策部 生活・協働・男女参画課
鹿児島県	総務部県民生活局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室
沖縄県	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
札幌市	市民まちづくり局 市民生活部 男女共同参画室 男女共同参画課
仙台市	市民局 市民協働推進部 男女共同参画課
さいたま市	市民・スポーツ文化局 市民生活部 男女共同参画課

男女共同参画のための総合的な施設(男女共同参画センターなど)

都道府県	施設名称
北海道	北海道立女性プラザ
青森県	青森県男女共同参画センター「アピオあおもり」
岩手県	岩手県男女共同参画センター
宮城県	-
秋田県	秋田県北部男女共同参画センター
秋田県	秋田県中央男女共同参画センター
秋田県	秋田県南部男女共同参画センター
山形県	山形県男女共同参画センター「チェリア」

福島県	福島県男女共生センター「女と男の未来館」
茨城県	茨城県女性プラザ男女共同参画支援室
栃木県	とちぎ男女共同参画センター「パーティ」
群馬県	ぐんま男女共同参画センター
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」
千葉県	千葉県男女共同参画センター
東京都	東京ウィメンズプラザ
神奈川県	県立かながわ女性センター
新潟県	新潟ユニゾンプラザ
富山県	富山県民共生センター「サンフォルテ」
石川県	石川県女性センター
福井県	福井県生活学習館「ユー・アイ・ふくい」
山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ総合」
山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ峡南」
山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ富士」
長野県	長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」
岐阜県	男女共同参画プラザ
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
愛知県	愛知県女性総合センター「ウィルあいち」
三重県	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター「G-netしが」
京都府	京都府男女共同参画センター「らら京都」
大阪府	大阪府立女性総合センター「ドーンセンター」
兵庫県	兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」
奈良県	奈良県女性センター
和歌山県	和歌山県男女共生社会推進センター「りいぶる」
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」
島根県	島根県立男女共同参画センター「あすてらす」
岡山県	岡山県男女共同参画推進センター「ウィズセンター」
広島県	広島県女性総合センター「エソール広島」
山口県	-
徳島県	徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」
香川県	かがわ男女共同参画相談プラザ
愛媛県	愛媛県男女共同参画センター
高知県	こうち男女共同参画センター「ソーレ」

福岡県	福岡県男女共同参画センター「あすばる」
佐賀県	佐賀県立女性センター「アバンセ」
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター
熊本県	熊本県男女共同参画センター
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」
宮崎県	宮崎県男女共同参画センター
鹿児島県	鹿児島県男女共同参画センター
沖縄県	沖縄県女性総合センター「ているる」